

四日市市

平成 17～21 年度
2005-2009

次世代育成戦略プラン

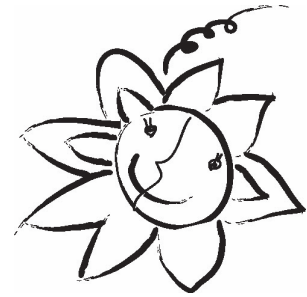
次世代育成支援対策行動計画



平成 17 年 3 月

四日市市

目 次



第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の性格・期間・見直し	2
(3) 計画策定にあたっての主な留意点	4

第2章 少子化社会の中で本市をとりまく状況

(1) 少子化・子育て家庭・女性就労などの状況	5
(2) 本市の関連施策の状況	11

第3章 「子育てについてのアンケート」結果から

(1) 調査のあらまし	20
(2) 調査結果のまとめ	21
(3) 旧楠町の調査結果のまとめ	27

第4章 「検討委員会」からの提言

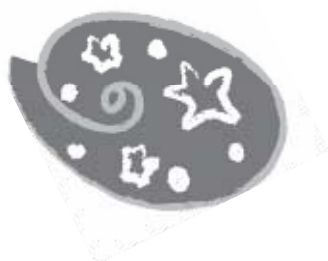
はじめに	30
提言1 「家庭」「学校・園」「地域」の連携	31
提言2 「子育て」と「子育て」への支援	32
提言3 「生」と「性」への支援	34
提言4 情報の提供	35
おわりに	36
各委員から出された主な意見	37

第5章 行動計画 40

「次世代育成戦略プラン」の構成	42
1．まちづくり	44
2．安全・安心	48
3．人権・協働	51
4．就労・雇用	54
5．保健・医療	56
6．自立支援	60
7．教育環境・児童福祉	64
8．文化・スポーツ	73
(別表)関連事業・取り組みの概要及び目標値	76

資料編 121

(1)四日市市における推進体制(平成16年度)	122
(2)四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会	123
(3)四日市市次世代育成支援対策行動計画推進本部設置要綱	127
(4)特定14事業について	129



第 1 章 計画の策定にあたって

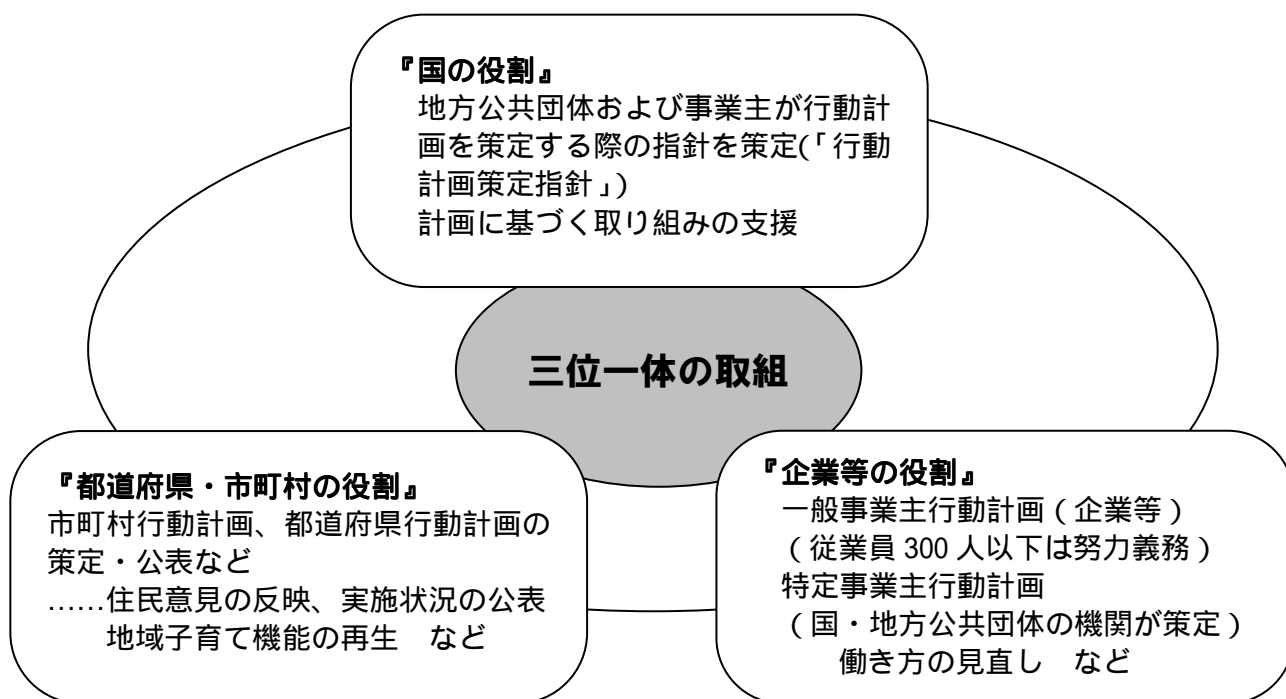
(1) 計画策定の趣旨

わが国においては、第 2 次ベビーブーム以降ほぼ一貫して少子化が急速に進行しています。その主たる要因とされてきた「晩婚化・未婚化」に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、少子化は今後も一層進行することが予想されます。

急速な少子化の進行は、わが国の社会全体に大きな影響を与えるため、少子化の流れを変えるべく、厚生労働省では「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を推進することとしました。さらにこれを踏まえ、政府において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が取りまとめられ、「政府・地方公共団体・企業等が一体となって、『国の基本政策』として次世代育成支援を進める」こととされました。

さらにこれを具体化するため、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が制定され、地方公共団体は、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画を策定し、公表しなければならないこととされました。

本市でもこれを受けて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会となるよう、総合的かつ具体的な行動計画を策定します。



(2) 計画の性格・期間・見直し

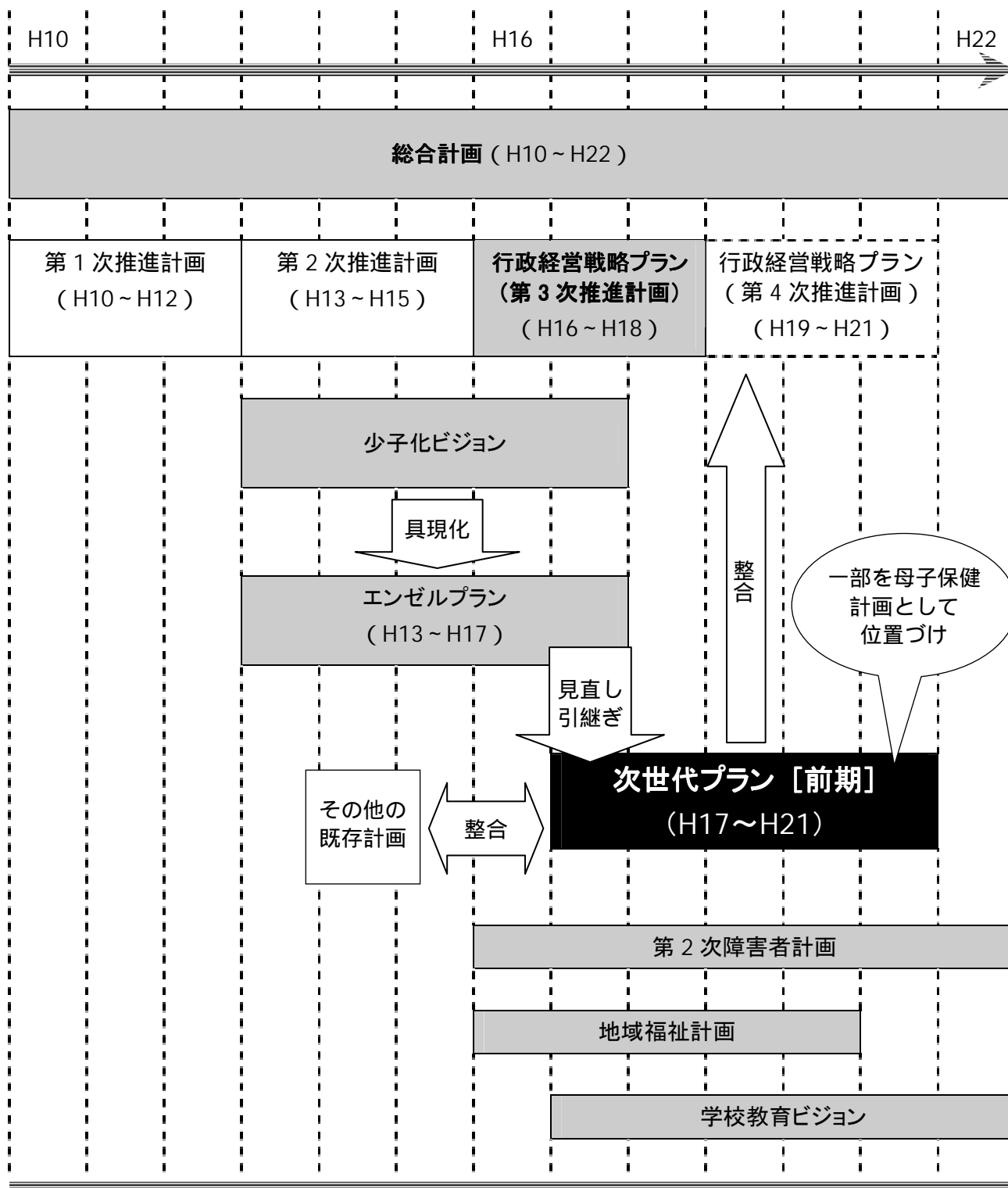
この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、四日市市が行う次世代育成支援のための目標を定める行動計画です。平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 5 年間の前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の後期とする、2 期 10 年間の計画期間のうちの前期計画にあたるものです。

平成 10 年から平成 22 年までの本市の施策の総合的な推進を図る指針として「四日市市総合計画」があり、さらに平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 カ年の実施計画として「四日市市行政経営戦略プラン」を定めています。この行動計画は、「四日市市総合計画」を上位計画とし、「四日市市行政経営戦略プラン」と連動しながら、本市における従来の少子化対策を見直すとともに、本市がとるべき次世代育成支援の視点について、具体的な実施計画を掲げるものです。また、同様に「四日市市総合計画」を上位計画とし、少子化対策に関して重点的に推進する施策の方向をまとめた「四日市市少子化対策の基本的な考え方(少子化ビジョン)」の具現化の一環として策定された「四日市市エンゼルプラン」が平成 17 年度末で最終期限となるため、この行動計画で見直しと引継ぎを行います。他にも、次世代育成支援に関わる施策を総合的に進めるため、母子保健計画や関連するその他の既存計画との整合を図りながら策定しています。

また、行動計画の推進にあたっては、年度ごとに実施状況を把握・点検・公表することとし、前期計画に係る必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で、それを反映した後期計画を策定することとします。



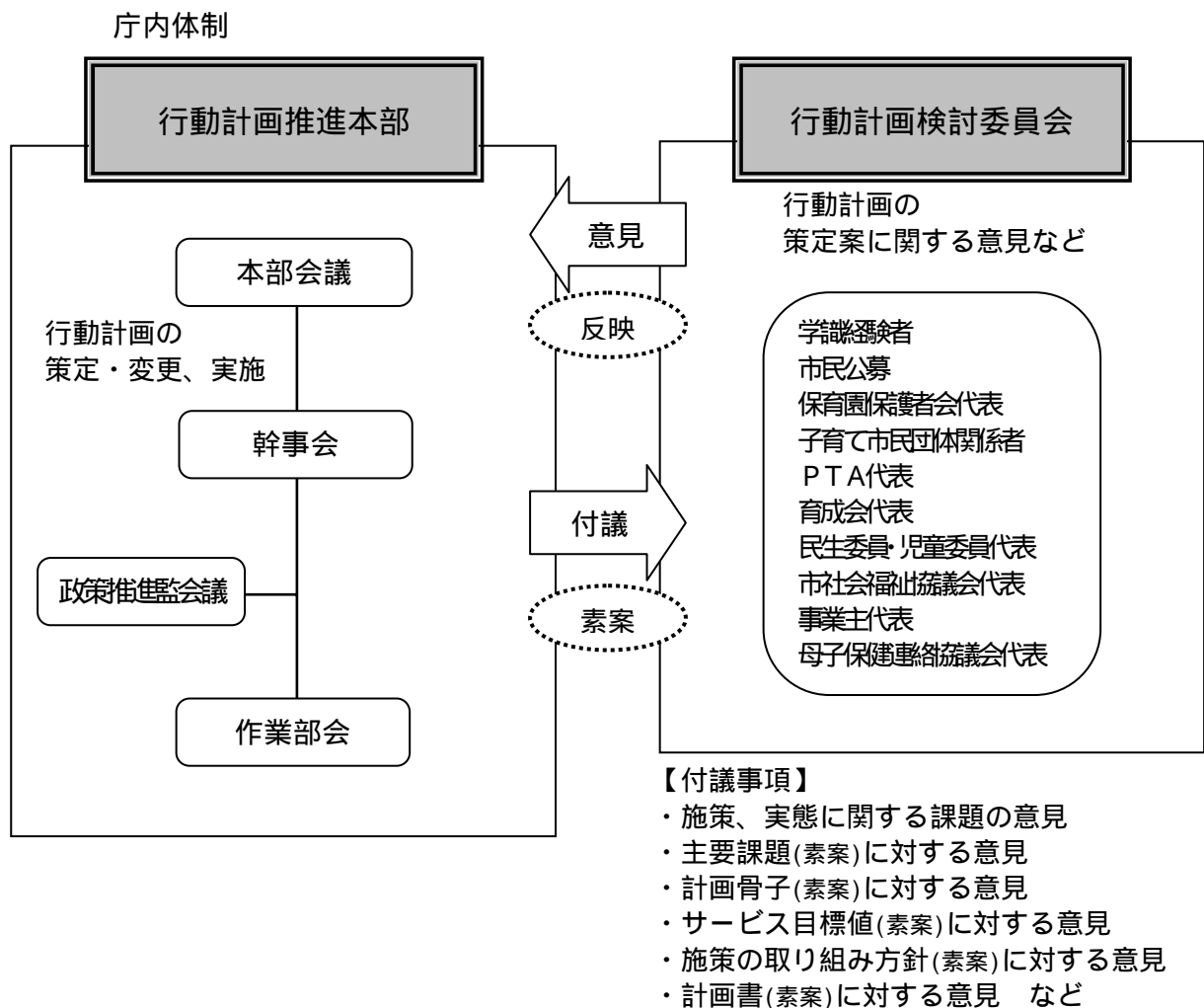
関連する計画・計画期間



(3) 計画策定にあたっての主な留意点

この計画は、従来からの保育を中心とする育児に対する支援のみならず、地域における子育て支援をはじめ、母子保健、教育環境、生活環境、安全の確保などの多岐にわたる分野についての総合的な計画とする必要があります。また、可能な限り定量的な目標を掲げ、具体的な計画とすることも求められています。そのため庁内体制として、助役を本部長とする「行動計画推進本部」を設置し、全庁的な取り組みにより、計画の策定から推進までを総合的かつ効果的に行うこととしています。

また、市民ニーズを反映した行動計画とするため、ニーズ調査を実施し、目標値を定める際の基礎資料としています。さらに、学識経験者・関係団体からの選出委員・公募委員によって構成される「四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会」を設置し、その意見を取り入れながら行動計画を取りまとめました。



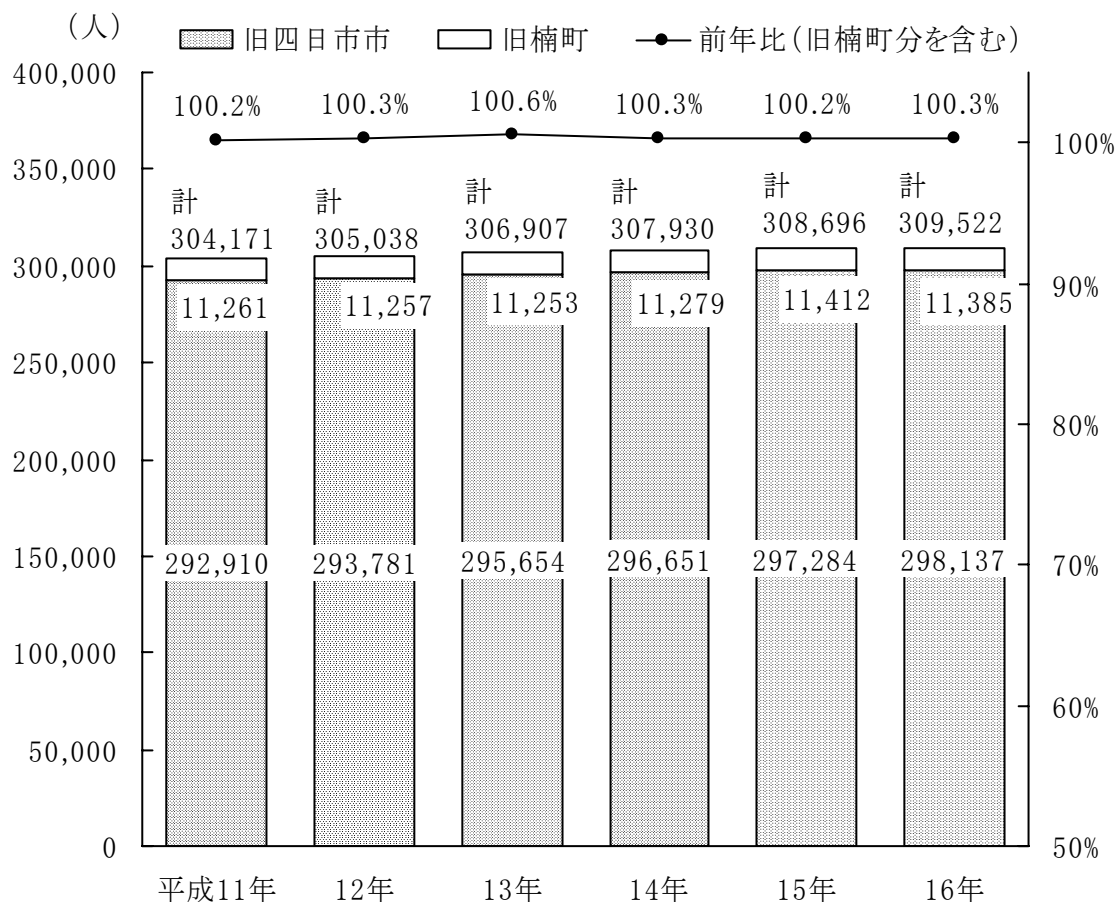
第2章 少子化社会の中で 本市をとりまく状況

(1) 少子化・子育て家庭・女性就労などの状況

人口の動向

人口の推移及び増加率

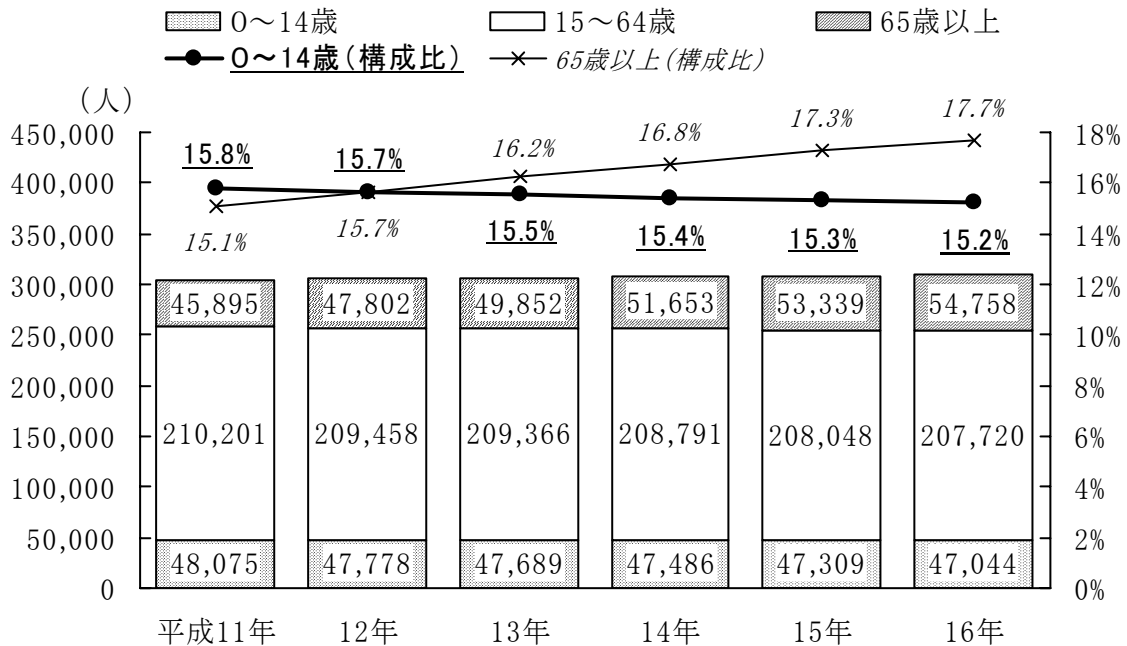
本市の人口は、住民基本台帳によると平成16年10月1日現在で、309,522人（旧楠町分を含む）となっており、わずかながら増加傾向にあります。しかしながら、対前年比で人口の増加率を見ると1%未満の増加率になっています。



(資料：住民基本台帳、各年10月1日)

年齢階層別人口の推移

65歳以上の高齢者人口は増加傾向、15歳未満の年少人口は減少傾向にあり、本市においても少子高齢化の進展がうかがえます。平成11年までは、15歳未満の年少人口の比率が、65歳以上の高齢者人口の比率を上回っていました。しかし、平成12年以降は、これらの比率が逆転しました。



(資料：住民基本台帳、各年10月1日、旧楠町分を含む)

将来児童人口の推計

平成17～21年の推計児童人口

18歳までの児童人口を推計してみると、緩やかながらも、減少傾向にあります。合計で見た場合、約2.6%の減少と推計されます。

住民基本台帳及び外国人登録の実績人数を使用し、コーホート変化率法により推計

児童年齢		0～5歳	6～11歳	12～17歳	合計
推計人口	平成17年	18,799人	18,891人	18,805人	56,495人
	平成18年	18,615人	18,805人	18,710人	56,130人
	平成19年	18,308人	18,864人	18,535人	55,707人
	平成20年	17,940人	18,951人	18,466人	55,357人
	平成21年	17,523人	19,076人	18,429人	55,028人

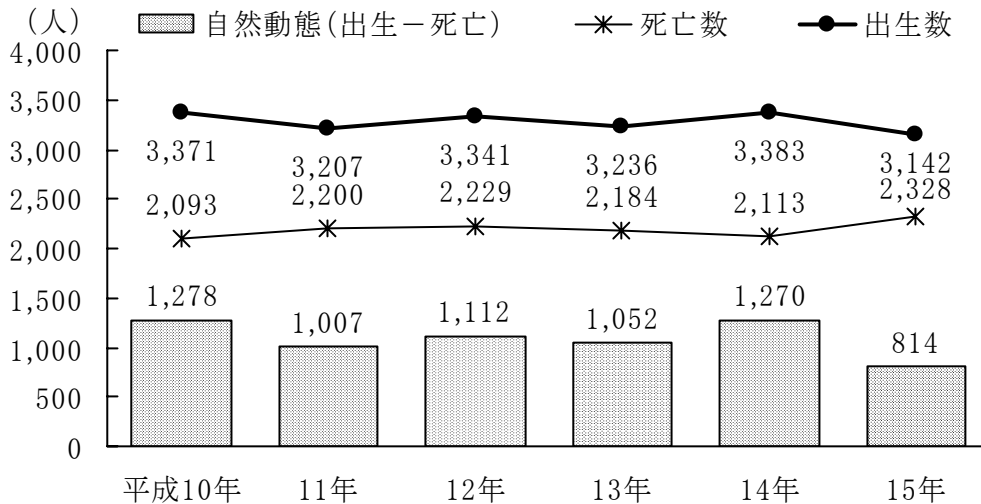
(年齢は4月1日時点でのもの、旧楠町分を含む)

自然動態

出生数・死亡数の推移

出生数と死亡数の推移を見ると、出生数は増減を繰り返しながらもほぼ横ばいとなっています。死亡数は、増減を繰り返しているものの、全体としては増加傾向にあります。

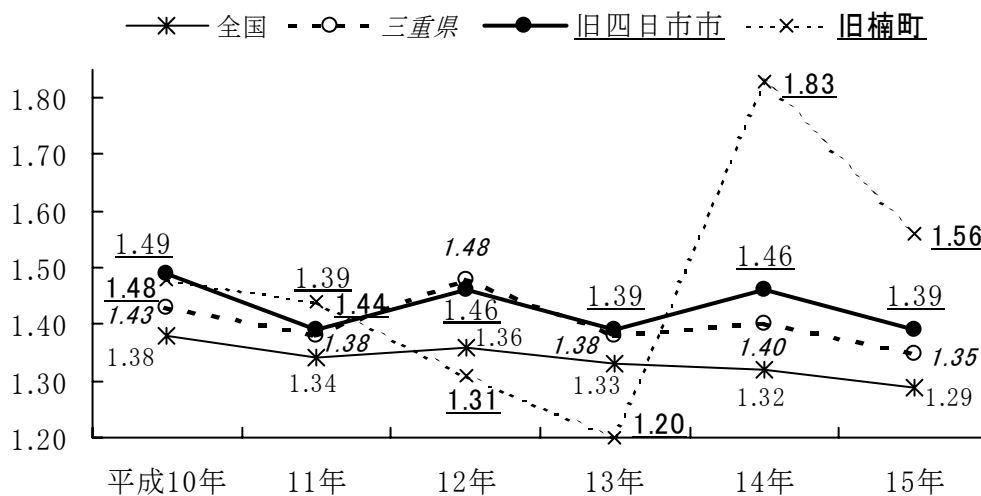
出生と死亡による人口の増減（自然動態）を見ると、出生数が死亡数を上回る、いわゆる自然増加が続いており、平成15年は814人の増加となっています。



(資料：四日市市IT推進課『平成15年版四日市の人口』、旧楠町分『人口調査統計表』を含む)

合計特殊出生率の推移

市町村単位での合計特殊出生率()については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となり、全国、三重県との比較は困難ですが、若干少子高齢化の波は緩やかだと言えます。



(三重県四日市保健福祉部総務室調べ)

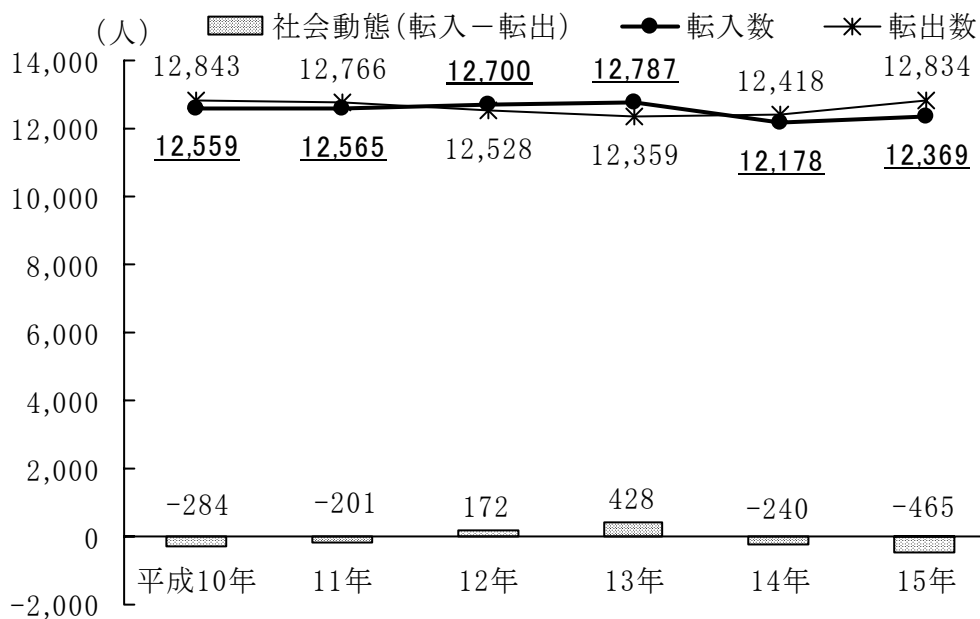
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

社会動態

転入数・転出数の推移

転入数は、増減を繰り返しながらもほぼ横ばいとなっており、1年間あたり12,000人程度の転入があります。転出数も、増減を繰り返しながらもほぼ横ばいとなっており、1年間あたり12,000人程度の転出があります。

転入と転出による人口の増減（社会動態）を見ると、平成12～13年に転入が転出を上回る社会増がありました。しかしながら、平成14年には、転入が転出を下回る社会減に転じました。



(資料：四日市市IT推進課『平成15年版四日市の人口』、旧楠町分『人口調査統計表』を含む)

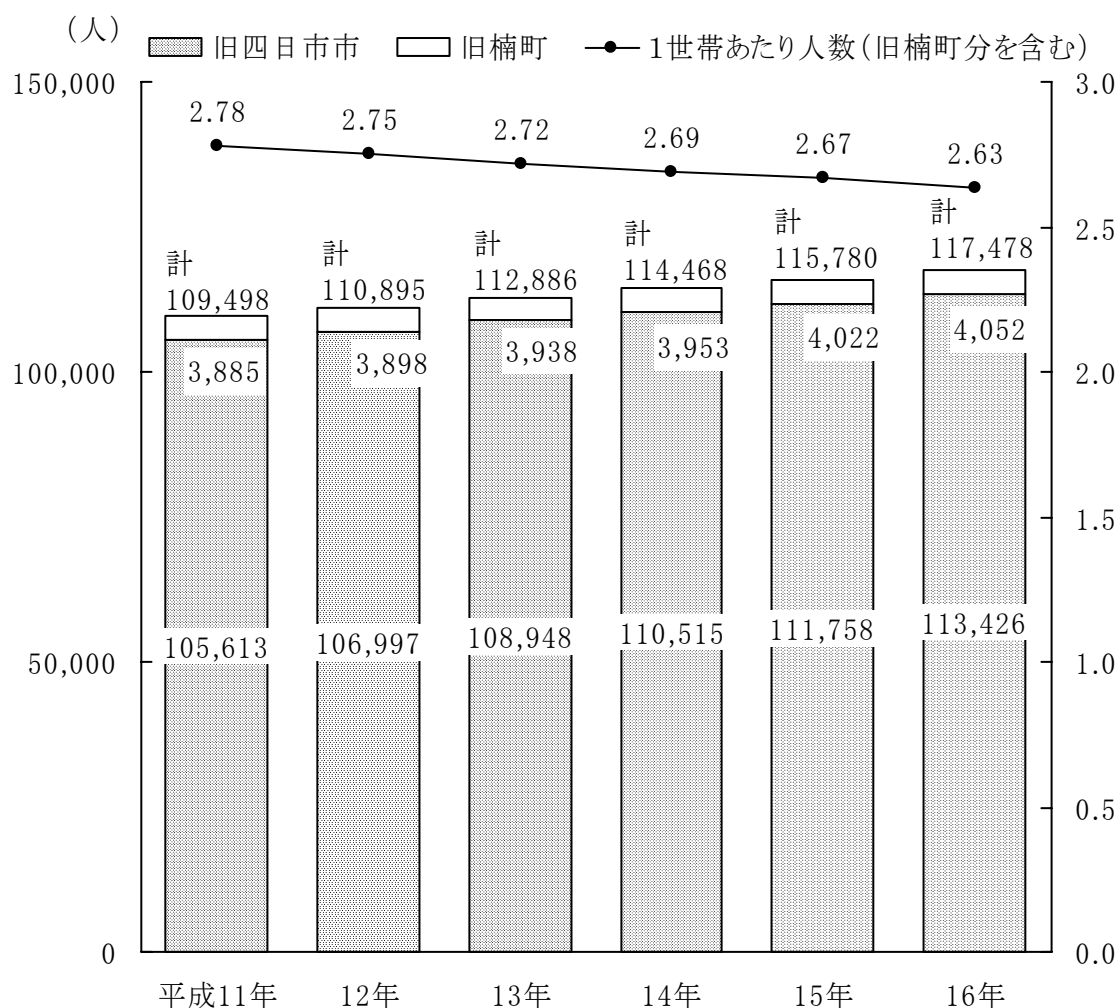


世帯の動向

世帯数・1世帯あたり人数の推移

世帯数は、住民基本台帳によると平成16年10月1日現在で、117,478世帯（旧楠町分を含む）となっており、増加傾向にあります。

1世帯あたり人数の推移を見ると減少傾向にあり、平成16年10月1日現在で、2.63人となっており、世帯の小規模化が進行しています。

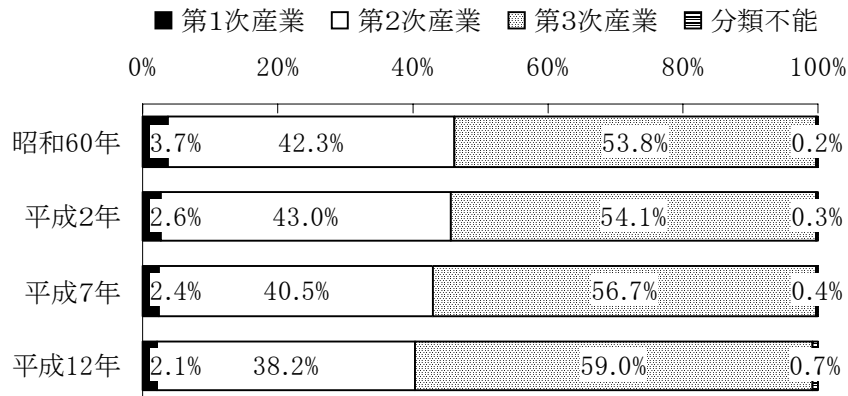


(資料：住民基本台帳、各年10月1日)

就業の状況

産業分類別就業人口

平成 12 年の国勢調査によると、第 3 次産業が 59.0%で最も多く、次いで第 2 次産業が 38.2%、第 1 次産業が 2.1%となっています。第 3 次産業の就業者の割合は増加しています。

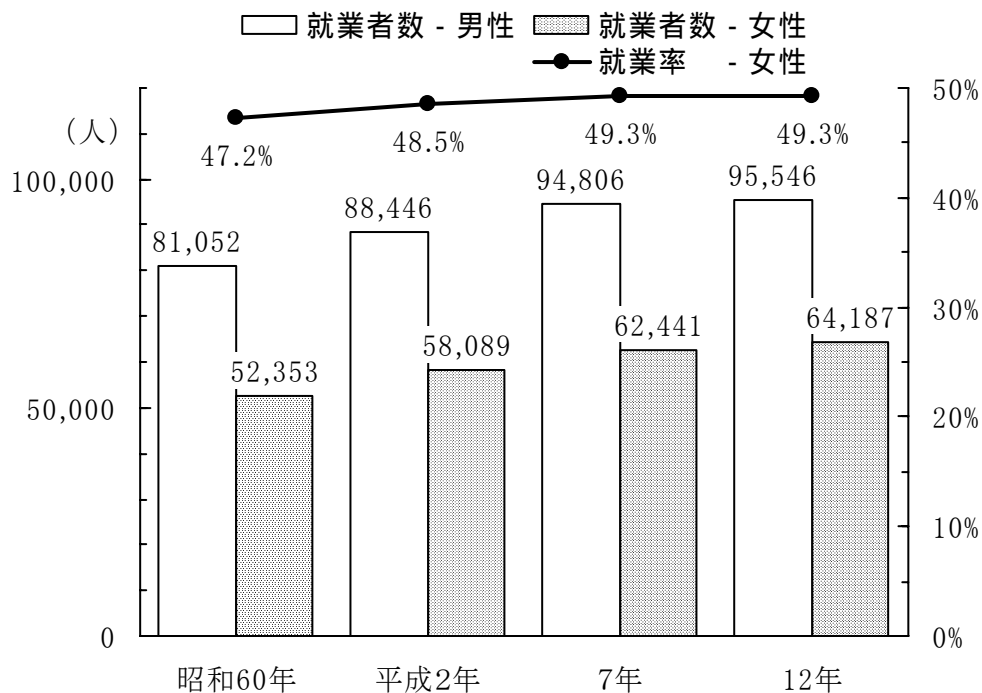


(資料：『国勢調査』、旧四日市市分)

女性の就業状況

就業者数は、男女ともに増加しています。

女性の就業率を見ると、昭和 60 年の国勢調査では 47.2%でしたが、徐々に増加し、平成 12 年では 49.3%となっています。



(資料：『国勢調査』、旧楠町分を含む)

(2) 本市の関連施策の状況

児童福祉施策の状況

認可保育所入所児童の状況

平成 16 年 4 月 1 日現在の市内の認可保育所数は、市立 30 カ所（旧楠町分の 2 カ所を含む）私立 17 カ所の計 47 カ所となっています。入所児童数は、市立 2,698 人（旧楠町分の 135 人を含む）私立 1,698 人の計 4,396 人で、平成 14 年と比較すると、増加しています。

	認可保育所数（カ所）			入所児童数（人）			定員（人）
	市立	私立	計	市立	私立	計	
平成 14 年	30	17	47	2,726	1,629	4,355	4,285
平成 15 年	30	17	47	2,727	1,614	4,341	4,305
平成 16 年	30	17	47	2,698	1,698	4,396	4,355

休園中を除く

広域入所、受入とも除く

（各年 4 月 1 日現在、旧楠町分を含む）

認可保育所のサービス実施状況

平成 16 年 4 月現在の市内の認可保育所における特別保育等の実施状況は、次のとおりです。

19 時までの「延長保育」は 13 カ所、未就園児が一時的に保育を受ける「一時保育」は 5 カ所（旧楠町分の 1 カ所を含む）保護者の就労その他の理由により週 2 ～ 3 日程度の保育を受ける「特定保育」は 4 カ所、「乳児保育」は 22 カ所（旧楠町分の 2 カ所を含む）で、そのうちの 5 カ所は産休明けから実施しています。また、「障害児保育」の拠点園は 5 カ所、準拠点園は 8 カ所です。

区 分	市立実施園	私立実施園	計
延長保育（19 時まで）	1	12	13
一時保育	2	3	5
特定保育	1	3	4
乳児保育	9	13	22
障害児保育（拠点）	5	-	5
障害児保育（準拠点）	8	-	8

（平成 16 年 4 月現在、旧楠町分を含む）

地域での子育て支援サービスの実施状況

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援センターを7カ所(単独型1カ所、市立保育園2カ所、私立保育園2カ所、小児医療機関2カ所)設置しています。また、すべての保育園において、「あそぼう会」を実施し、園庭開放や子育てに関する相談を行っています。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
あそぼう会参加者数	41,679人	41,495人	41,317人

旧四日市市立保育園分

橋北子育て支援センター(単独型)での相談の状況

橋北子育て支援センターは、平成14年度から単独型として事業を開始しました。そのうち、子育て相談に関する件数は、電話での相談を含めると次のとおりです

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
相談件数	-	149件	268件

家庭児童相談室における相談の状況

相談件数は、2,000~2,500件で推移しています。相談内容でみると、特に虐待、その他の家族関係に関するものが、平成13年度では791件であったのに対し、平成15年度では937件と増加しています。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
相談件数	2,425件	2,314件	2,145件



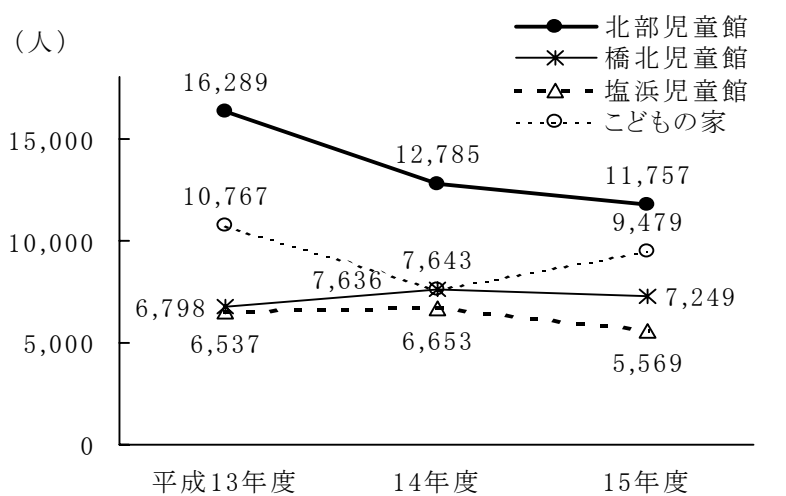
認可保育所以外の民間保育施設等の状況

市内の認可外保育施設は6カ所、企業内保育施設は10カ所あります。

区分	平成13年 5月1日	平成14年 8月1日	平成15年 10月1日
認可外保育施設 利用者数	81人	63人	67人
企業内保育施設 利用者数	171人	139人	176人
計	252人	202人	243人

児童館の状況

市内の児童館は4カ所あり、平成15年度1年間の来館児童数は、合計でのべ約34,000人となっています。



保護者の数は除く



移動児童館の実施状況

児童館のない地区に児童館職員が遊びの「出前」をする移動児童館事業は、平成 15 年度では、市内 10 地区で 18 回実施し、のべ 2,000 人を超える児童が利用しています。

	実施回数	実施地区数	のべ利用者数
平成 13 年度	12 回	11 地区	765 人
平成 14 年度	12 回	8 地区	750 人
平成 15 年度	18 回	10 地区	2,423 人

学校・教育に関する施策の状況

幼稚園、小中学校の状況（市立）

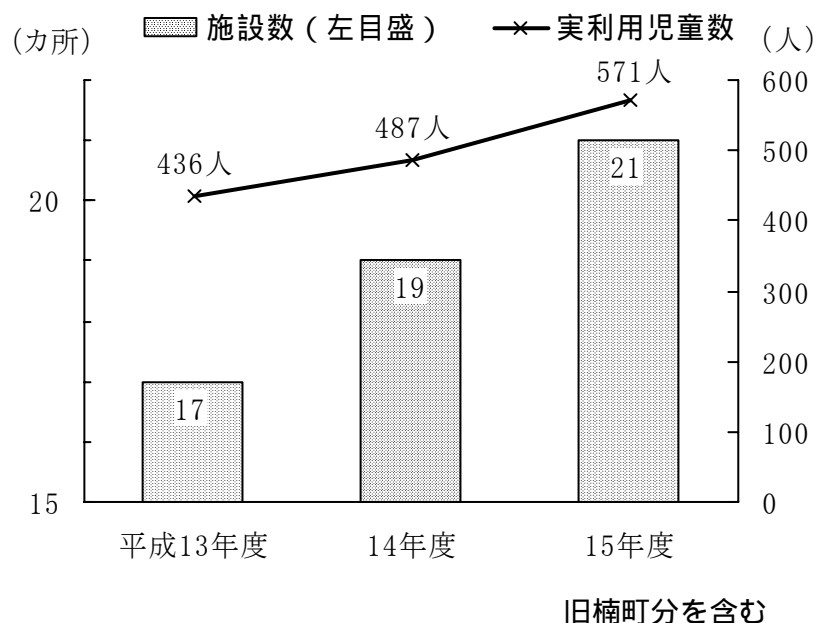
平成 16 年 5 月 1 日現在の幼稚園数は 24 園(旧楠町分の 2 園を含む)、小学校は 40 校(旧楠町分の 1 校を含む)、中学校は 22 校(旧楠町分の 1 校を含む)となっています。また、それぞれの通園・通学児童数は、幼稚園 1,662 人、小学校 18,237 人、中学校 8,578 人となっています。

	幼稚園		小学校		中学校	
	園数	児童数	学校数	児童数	学校数	児童数
平成 14 年	24	1,684	40	18,208	22	8,945
平成 15 年	24	1,749	40	18,085	22	8,726
平成 16 年	24	1,662	40	18,237	22	8,578

各年 5 月 1 日現在、旧楠町分を含む

学童保育所の状況

平成 15 年度の学童保育所施設数は 21 カ所（旧楠町分の 1 カ所を含む）月平均実利用児童数は 571 人となっています。平成 13 年度の実利用児童数と比較すると約 30%増加しています。



幼稚園における子育て支援の活動状況

子育てをめぐる不安や孤立感の解消、子どもが友達をつくり、のびのび遊べることをめざし、すべての幼稚園で保護者に園庭、保育室を開放し、「あそび会」を実施しています。また、地域住民が主体となって行う子育て支援活動に補助を行っています。（2団体）

	年間実施回数 (回)	のべ参加数 (組)	相談件数 (件)	登録数 (組)
平成 13 年度	861	17,373	417	2,160
平成 14 年度	831	17,480	364	2,193
平成 15 年度	831	15,915	346	2,007

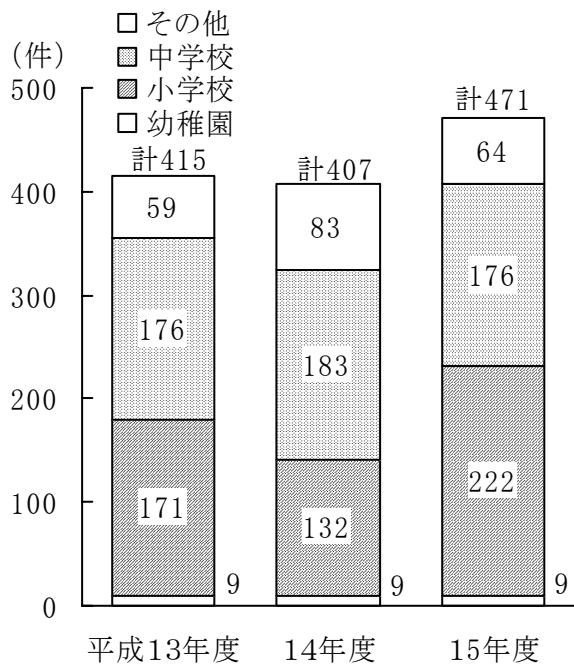
旧四日市市分

各項目が減少しているのは、平成 14 年度から下野地区で、平成 15 年度から富洲原地区で、市民活動団体が行う子育て支援事業が実施されていることによるものです。

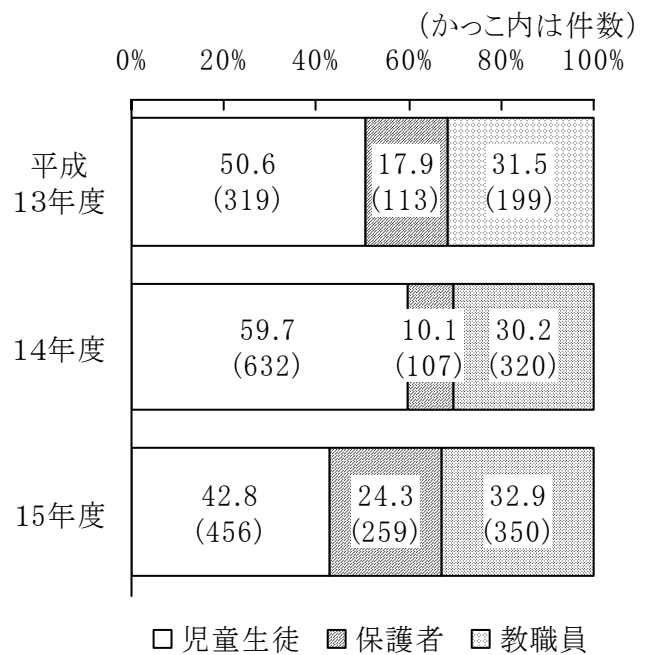
教育相談の状況

教育センター、指導課、少年センターの教育相談担当者が、電話や面接による相談を行っています。また、平成16年度現在、市内の小・中学校のうち15校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラー未配置の中学校に配置されている心の教室相談員も、保護者等からの相談に対応しています。スクールカウンセラーへの平成15年度の1校平均の相談件数は107件で昨年度より増加しています。

電話・来室による相談件数



スクールカウンセラーへの相談者別割合



ともに旧四日市市分

母子保健施策の状況

母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳の交付状況は、平成 13 年度以降減少しており、平成 15 年度は 3,259 件の交付でした。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
交付件数	3,518	3,377	3,259

旧楠町分を含む

妊婦健康診査の受診状況

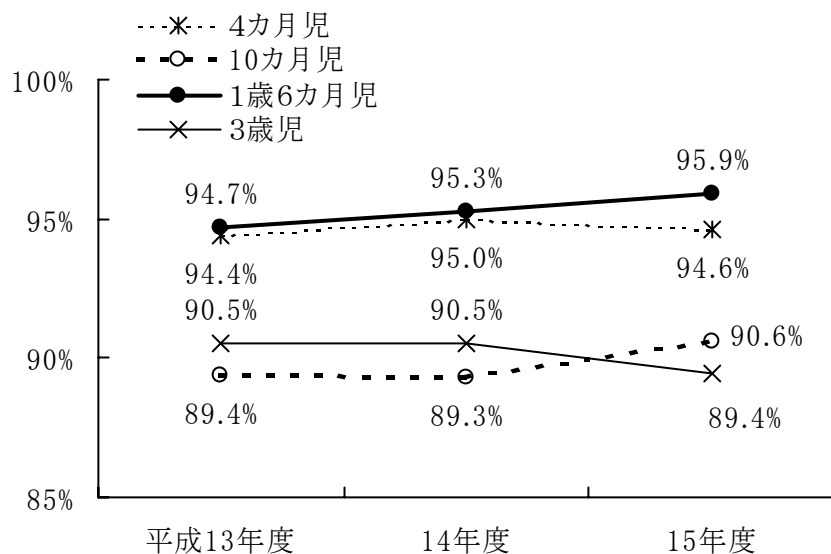
妊婦健康診査の受診率は 90%を超えていますが、対象者数、受診者数ともに、平成 13 年度以降は減少しており、平成 15 年度の受診者数は前期 2,991 人、後期 2,855 人でした。

実施時期	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
対象者数	3,403		3,251		3,143	
受診者数	3,207	3,084	3,163	3,062	2,991	2,855
受診率	94.2%	90.6%	97.3%	94.2%	95.2%	90.8%

旧楠町分を含む

乳幼児の健康診査の受診状況

乳幼児の定期健康診査の受診率は、90%前後となっています。



旧楠町分を含む

その他の母子保健事業の利用状況

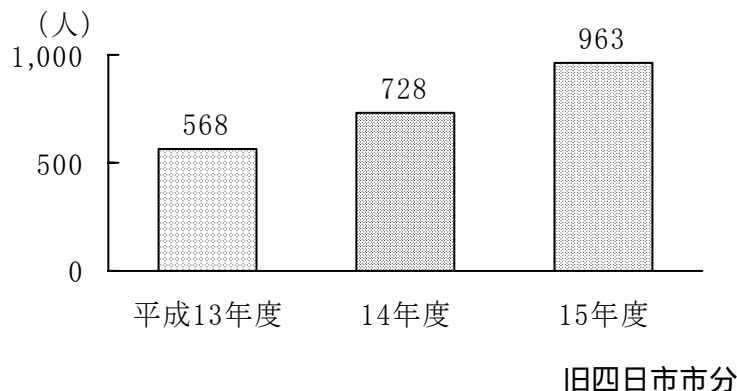
親子の健康づくりと育児支援のための各種事業をそれぞれ月1～4回程度実施しています。「育児相談」は、1年間にのべ1,800～1,900件前後の利用があり、月1回ごとに実施する「育児学級ぴよぴよクラブ」には、のべ1,000人を超える利用がありました。

		平成13年度	平成14年度	平成15年度
育児学級 「パパママ教室」	実施延回数	12	12	12
	参加実人数	268	319	310
プレママ栄養教室	実施回数	-	4	4
	参加延人数	-	44	40
デンタルマタニティ スクール	実施回数	12	12	12
	参加人数	60	73	68
育児相談	実施回数	48	48	36
	参加延人数	1,805	1,924	1,796
育児学級 「ぴよぴよクラブ」	実施回数	12	12	12
	参加延人数	1,082	1,082	1,140
乳幼児食教室	実施回数	24	24	24
	来所者総数	532	516	580
心肺蘇生法・ 事故予防教室	実施回数	-	2	4
	参加実人数	-	132	77
心理発達相談	発達相談延人数	121	175	317
	育児不安相談延人数		27	114
親子教室 「ラッコ」	実施回数	-	12	12
	参加延人数	-	85	122
親子教室 「イルカ」	実施回数	-	12	12
	参加延人数	-	52	102
子育て支援での 育児相談	実施回数	9	34	89
	相談延人数	-	139	463
幼児歯みがき教室	実施回数	27	27	30
	参加人数	419	574	679
訪園歯みがき教室	実施園数	10	10	13
	参加人数	797	820	1,218
電話相談	相談延人数	1,081	1,062	1,656
訪問指導	訪問延人数	568	728	963

旧四日市市分

また、希望者や母子保健事業等において継続支援を必要とする親子に対しては、電話相談や訪問指導を実施しており、のべ人数は増加しています。

訪問指導の状況（訪問延人数）

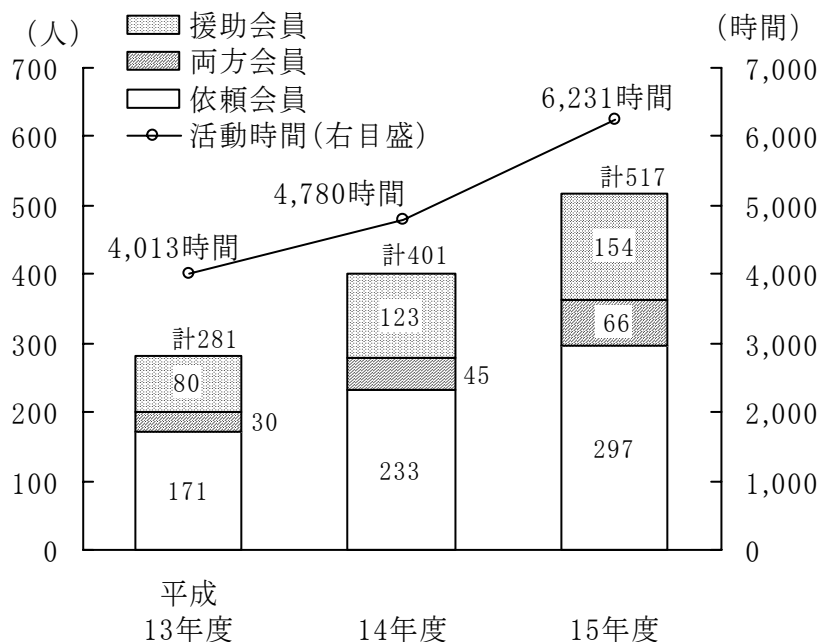


その他の施策の状況

ファミリー・サポート・センターの活動状況

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（援助会員）がお互いに助け合うファミリー・サポート・センター事業は、平成9年度から始まり、働く女性への支援から、地域で子育てを支えあうといった、より広く利用しやすいものとなりました。その結果、年々、会員数・活動実績ともに増えてきています。

平成15年度においては、依頼会員297人、援助会員154人、両方会員66人、合わせて517人が会員となっています。また、活動状況は、3,361回、6,231時間となっており、保育園・幼稚園の迎え、帰宅後の預かり、保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助などを行っています。



第3章 「子育てについてのアンケート」結果から

(1) 調査のあらまし

【調査の目的】

この行動計画を策定するための基礎資料とするため、市民の子育ての実情や意見・要望などを把握することを目的として実施しました。

【主な調査内容】

この調査に用いた調査票(アンケート用紙)は、国が示した調査票の例(モデル調査票)をふまえ、本市の地域事情を勘案しながら、回答者が回答しやすいよう設問・選択肢を工夫、整理して作成しました。主な内容は次のとおりです。

保育園や幼稚園、放課後児童クラブの利用状況、要望
 上記事業を利用しない家庭の子育ての状況、希望
 保護者の就労状況、家族・親族による子育ての状況
 保護者の緊急の用事や病気の場合の対応
 子育てグループへの参加状況、子育ての心配や相談
 市の関連施策への要望

【調査期間】

平成16年3月1日に調査票を配付(郵送)し、平成16年3月12日を提出期限としました。

【調査の対象者・回収状況】

調査は、2種類のアンケートを実施しました。対象者と回収状況は次のとおりです。

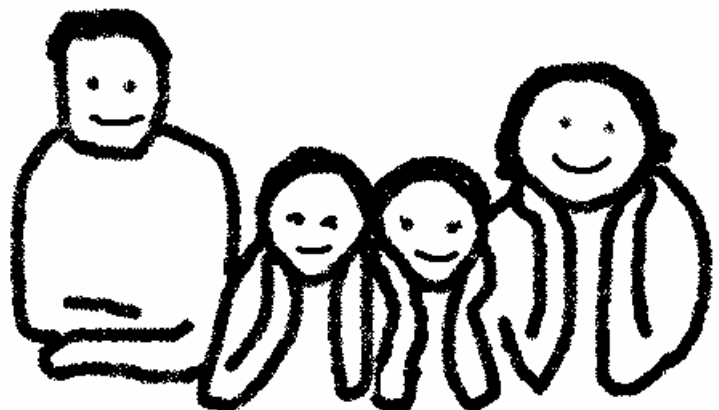
	就学前児童の保護者向けのアンケート	小学生児童の保護者向けのアンケート
対象者	平成16年1月13日において、市内に居住する就学前児童(永住権をもつ外国人を含む)から、年齢児ごとに層化したうえで、無作為抽出した児童2,000人の保護者を対象としたもの。	平成16年1月13日において、市内に居住する小学生児童(永住権をもつ外国人を含む)から、学年ごとに層化したうえで、無作為抽出した児童2,000人の保護者を対象としたもの。
有効対象者数	1,995人(未達者5人)	1,997人(未達者3人)
有効回答者数 (回収率)	985人(49.4%)	849人(42.5%)

(2) 調査結果のまとめ

就学前児童用と小学生児童用の2種類のアンケートには、同じ内容の設問がいくつかあります。それらを対比させる形で結果を下表のようにまとめました。

回答者のプロフィール

内容	就学前	小学生
回答者の続柄と年齢	回答者の 95.7%は母親であり、父親は 4.4%のみ 年齢は、30 歳代が 72.3%、次いで 20 歳代の 19.5%がつづく	回答者の 91.1%は母親であり、父親は 7.8%のみ 年齢は、30 歳代が 58.4%、次いで 40 歳代の 37.2%がつづく
子どもの年齢	各年齢層からそれぞれ 14.9% ~ 18.9%ずつの回答を得た	各学年からそれぞれ 15.0% ~ 19.5%ずつの回答を得た 低い学年ほど、若干回答数が多い
家族構成	核家族は、72.7% 三世代・四世代家族は、20.8%	核家族は、63.7% 三世代・四世代家族は、30.0%
園などへ預けているか	保育園・幼稚園等を利用しているのは、2歳児まででは最高で22.9%であるが、4~5歳児になると97.2%以上	



親族・地域社会での子育て

内容	就学前	小学生
祖父母からの手助け	祖父母に子どもを預かってもらうことがある人は、71.7% 手助けが特にならない人は、9.4%	祖父母に子どもを預かってもらうことがある人は、58.2% 手助けが特にならない人は、17.3%
近所づきあい	困ったときに助け合えるのは、16.0%。あいさつをする程度は、45.1% ほとんど付き合いがないとするのは、5.1%	困ったときに助け合えるのは、22.5%。あいさつをする程度は、41.3% ほとんど付き合いがないとするのは、2.8%
地区の子育てしやすさ	住んでいる地区が「大変子育てしやすい」、「まあまあ子育てしやすい」と感じているのは、合わせて67.1%	住んでいる地区が「大変子育てしやすい」、「まあまあ子育てしやすい」と感じているのは、合わせて74.3%
子育てしやすい理由	「子育てしやすい」と感じている人のうち、「自然環境がいい」ことを挙げている人は、46.2%、「公園や児童館など公共施設が近い」ことを挙げている人は、40.5%	「子育てしやすい」と感じている人のうち、「自然環境がいい」ことを挙げる人が、52.7%と最も多い
子育てしにくい理由	「子育てしにくい」と感じている人のうち、「公園や児童館など公共施設がない」ことを挙げている人は、58.2%、「自然環境がよくない」ことを挙げている人は、35.5%	「子育てしにくい」と感じている人のうち、「公園や児童館など公共施設がない」ことを挙げる人が、54.2%と最も多い
親同士のグループ	子育ての相談ができる「友人」がいる人は、70.2% 親同士のつきあいがいい人は、26.0%	子育ての相談ができる「友人」がいる人は、68.3% 親同士のつきあいがいい人は、28.2%
出かけるとき困ること	0歳児のいる家庭が困ることのうち、「ベビーカーが使いにくい」が39.9%、「子どもと休憩する場所がない」が、39.3% 5歳児のいる家庭は、「人気のない場所などでの犯罪の危険」、「道の事故の危険」を心配しており、それぞれ44.9%、43.7%	「人気のない場所などでの犯罪の危険」、「道の事故の危険」を心配している人は、それぞれ49.1%、44.6%

父母の就労と子育て意識

内容	就学前	小学生
育児に自信が もてないこと	育児に自信が持てないことがある 人は、42.1% 「何とも言えない」人は、37.8%	育児に自信が持てないことがある 人は、41.6% 「何とも言えない」人は、35.6%
虐待の意識	「虐待しているかも」と意識して いる人は、9.6% 「何とも言えない」人は、24.4%	「虐待しているかも」と意識して いる人は7.5% 「何とも言えない」人は、18.0%
子育ての悩み・ 問題	子育ての悩みがない人は、12.5% 悩みの内容としては、食生活・安全・健康・遊び方の順に多く、それぞれ 39.1%、36.6%、30.9%、27.3%	子育ての悩みがない人は、14.8% 悩みの内容としては、安全・健康・食生活・遊び方の順に多く、それぞれ 45.7%、29.6%、25.2%、25.2%
母親が仕事を するため 必要なこと	夫・勤め先・親族の「理解と協力」 が必要と回答した人は、それぞれ 82.1%、77.1%、56.0%	夫・勤め先・親族の「理解と協力」 が必要と回答した人は、それぞれ 77.5%、74.4%、45.04%
父親が仕事を するため 必要なこと	家族や勤め先の「理解と協力」が 必要と回答した人は、それぞれ 76.7%、66.4%	家族や勤め先の「理解と協力」が 必要と回答した人は、それぞれ 71.7%、56.8%



放課後と土曜日の状況

内容	就学前	小学生
平日放課後・土曜日昼間に過ごす場所		「自宅や友人宅」が最も多く、平日の放課後では 90.2%、土曜日では 90.0% 次いで多いのは、平日の放課後では「塾・習いごと」の 42.4%、土曜日では「公園など野外」の 26.1%
学童保育所の利用状況・利用希望		学童保育所利用者は、全体でみると 3.7% 現在は利用していないが、今後「利用したい」とする人は、4.1%

保育園・幼稚園等の利用と希望

内容	就学前	小学生
通園・託児先	全体でみると、市立保育園に 25.6%、私立保育園に 22.8%、市立幼稚園に 16.9%、私立幼稚園に 30.0%が預けている 年齢が高いほど均等になり、5 歳児ではそれぞれが 20.1%～30.2%	
保育や幼児教育の内容への評価	全体で見ると、満足なのは 87.9% 通園先別の満足度では、私立幼稚園が最も高く、市立保育園が最も低い	
延長の希望	市立幼稚園利用者のうち、今よりも遅い時間までの延長を希望している人は 77.1% 私立保育園利用者のうち、このままでよいと回答した人は 82.3%	
土・日・祝日の希望	市立保育園利用者のうち、日曜・祝日の利用を希望しているのは、それぞれ 23.6%、29.9%	

学童保育所への希望

内容	就学前	小学生
学童保育所への評価		「活動内容」や「指導員の質」に満足な人は、それぞれ 63.4%、66.7% 「施設」や「利用料」について、「やや不満」「大変不満」とするのは、それぞれ 46.7%、36.7%
延長の希望		今のままでよい(延長の必要なし)と回答した人は 60.0% もっと遅い時間までの延長を希望している人は、平日では 33.3%、土曜や夏休みでは 23.3%
日・祝日の希望		今のままでよい(日・祝の利用は必要なし)と回答した人は、70.0%

支援施策の利用と希望

内容	就学前	小学生
施設・会の利用	住まいの「近くの公園」や中央緑地公園のような「大きな公園」は、それぞれ 71.4%、70.7%が利用している	住まいの「近くの公園」や中央緑地公園のような「大きな公園」、「図書館」は、それぞれ 66.9%、60.1%、53.4%が利用している
施設・会への評価	住まいの「近くの公園」について「不満」がある人は、40.8%	住まいの「近くの公園」、「児童館」について「不満」がある人は、それぞれ 32.2%、28.4%
施設・会の不満点	「近くの公園」の不満な点は、「遠い」(近くにない)ことと「安全でない」ことで、それぞれ 25.1%、18.4% 中央緑地公園のような「大きな公園」と「子育て支援センター」については、「遠い」ことが不満で、それぞれ 81.0%、70.2%	「近くの公園」の不満な点は、「遠い」(近くにない)ことと「安全でない」ことで、いずれも 26.0% その他の施設について、「遠い」ことが不満な人は、68.4%~82.9%
子育て支援の知識	「保育園・幼稚園のあそぼう会・あそび会」については、92.0%、「保健センターでの教室や相談」については、79.2%が知っている	「保育園・幼稚園のあそぼう会・あそび会」については、79.6%、「保健センターでの教室や相談」については、71.7%が知っている

内容	就学前	小学生
子育て支援の利用経験	最も利用者が多いのは、「保育園・幼稚園のあそぼう会・あそび会」で66.5% 次いで多いのは、「保健センターでの教室や相談」と「子育て支援センターでのあそぼう会・相談」で、それぞれ24.0%、20.4%	最も利用者が多いのは、「保育園・幼稚園のあそぼう会・あそび会」で、44.5% 次いで多いのは、「保健センターでの教室や相談」と「家庭教育講演会」で、それぞれ19.3%、13.6%
子育て支援の希望	「保育園・幼稚園のあそぼう会・あそび会」を利用したい人は、62.6% 「子育て支援センター」、「病児保育室」、「保健センター」も40.8%～48.4%の利用希望がある	最も利用希望が多いのは、「家庭教育講演会」の33.1%
本市の子育て支援への要望	要望が多いのは、医療費・保育料・税金等の軽減や、公園などの整備で、36.1%～48.4%	要望が多いのは、医療費・税金等の軽減や、公園などの整備で、38.9%～42.3%
子育て支援施策のあり方	「利用者負担が増えてもよいので、子育て支援の施策を増やしてほしい」という回答は、通園・託児先の別では、差が見られるものの、全体で見ると、37.7%	「利用者負担が増えてもよいので、子育て支援の施策を増やしてほしい」という回答は、39.6%



(3) 旧楠町の調査結果のまとめ

旧楠町においても、次世代育成支援対策を推進するための基礎資料を得るため、住民の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的とした『楠町次世代育成支援行動計画策定にかかる調査（子育てについてのアンケート）』を実施しました。対象者や調査結果について、以下にまとめました。

【調査のあらまし】

	就学前児童の保護者向けのアンケート	小学生児童の保護者向けのアンケート
対象者	平成 16 年 1 月 1 日において、楠町内に居住する就学前児童全員（813 人）の保護者。但し、同一世帯で 2 人以上の就学前児童があるときは、年少児（208 人）を除外した。	平成 16 年 1 月 1 日において、楠町内に居住する小学生児童全員（672 人）の保護者。但し、同一世帯で 2 人以上の小学生児童があるときは、年長児（169 人）を除外した。
有効対象者数	605 人	503 人
有効回答者数（回収率）	292 人（48.3%）	339 人（67.4%）
調査方法・調査期間	町立保育園・幼稚園の通園者及び小学生は手渡しにより配付、その他は郵送により配付した。回収は町健康福祉課宛の郵送。平成 16 年 2 月 14 日に調査票を配付し、同 3 月 8 日を提出期限とした。	

【調査結果のまとめ】

内容	就学前	小学生
回答者のプロフィール	<p>核家族は、72.7%</p> <p>ひとり親家庭は、7.7%</p> <p>保育園・幼稚園等を利用しているのは、1 歳児では 24.4%、2 歳児では 31.8%であるが、4～5 歳児では 98.1%以上</p>	<p>核家族は、57.9%</p> <p>ひとり親家庭は、9.7%</p> <p>平日の放課後と土曜の昼間は、自宅・友人宅で過ごすことが多く、それぞれ 79.6%～90.6%</p> <p>平日の放課後に児童をみているのは家族が多いが、高学年になると子どもだけで過ごす子も 10.2%いる</p> <p>学童保育所の利用は低学年で 2.8%だが、条件が合えば今後利用したいとする保護者も 25.4%いる</p>

内容	就学前	小学生
親族関係のなかでの子育て	<p>祖父母に子どもを預かってもらうことがある人は、76.9%</p> <p>手助けが特にならない人は、8.6%</p> <p>子どもの面倒をみられないことがあった保護者は、41.2%であり、その際に、祖父母などがみたのは、76.6%</p>	<p>祖父母に子どもを預かってもらうことがある人は、67.7%</p> <p>手助けが特にならない人は、14.2%</p> <p>子どもの面倒をみられないことがあった保護者は、28.0%であり、その際に、祖父母などがみたのは、65.0%</p>
地域社会での子育て	<p>地区での近所づきあいは、あいさつ程度が41.7%、ほとんど付き合いがないのは、6.3%</p> <p>住んでいる地区が「大変子育てしやすい」、「まあまあ子育てしやすい」と感じているのは、合わせて79.7%で、公園・児童館など公共施設は、子育てしやすさ感を分ける指標のひとつと考えられる</p> <p>子育ての相談ができる「友人」がいる人は、65.3%</p> <p>親同士の付き合いがない人は、27.2%</p> <p>子どもと出かけるときに自家用車を使用するのは、93.1%</p> <p>子どもとの外出時に困ることで最も多いのは、用事の時に子どもを遊ばせる場所がないことで、全体の38.5%</p>	<p>地区での近所づきあいは、あいさつ程度が37.4%、ほとんど付き合いがないのは、3.1%</p> <p>住んでいる地区が「大変子育てしやすい」、「まあまあ子育てしやすい」と感じているのは、合わせて83.0%</p> <p>住んでいる地区が子育てしにくいと感じている人のうち、その理由として「近所づきあいが悪い」とするのは、31.3%</p> <p>子どもとの外出や、子どもが外で過ごす時に困るのは、「犯罪の危険」や「事故の危険」が多く35.2%～50.5%</p>
父母の就労と子育て意識	<p>育児に自信を持ってないことがある人は37.6%</p> <p>母親が子育てをしながら仕事をするためには、夫・勤め先の「理解と協力」が必要と回答した人が多く、それぞれ85.4%、74.0%、次いで、保育施設の充実が59.1%</p> <p>父親の仕事で最も多いのは、会社員の74.1%で、働く父親のうち、子どもの世話のために仕事を休みにくいのは、52.4%</p>	<p>育児に自信を持ってないことがある人は37.2%</p> <p>母親が子育てをしながら仕事をするためには、夫・勤め先の「理解と協力」が必要と回答した人が多く、それぞれ76.2%、69.4%</p> <p>父親の仕事で最も多いのは、会社員の69.1%で、働く父親のうち、子どもの世話のために仕事を休みにくいのは、58.8%</p>

内容	就学前	小学生
<p>保育園・幼稚園等の利用と希望</p>	<p>預けている時間は、保育園は朝 8 時前後から夕方、幼稚園は朝 8 時半前後から 14 時台まで</p> <p>通園先を選んだ理由で最も多いのは「近いから」の 77.0%</p> <p>施設や内容、安全の配慮、食事やおやつなどに満足なのは、76.3% 以上</p> <p>保育園の利用希望時間帯は朝 7 時から夜 21 時台まで、幼稚園でも朝 7 時から夕方 18 時台まで</p> <p>園への要望の記述内容は、幼稚園の 3 年保育、一時保育、給食の実施など</p> <p>児童が園を休んだことがあるのは 91.9% で、その時面倒をみたのは、母親が 88.2%、祖父母が 33.1%</p>	
<p>学童保育所への希望</p>		<p>活動内容や指導員の質に満足しているのは、それぞれ 60.0%、80.0%</p> <p>土曜や夏休みの早い時間からの利用を希望するのは、66.7%</p>
<p>子育て支援施策の利用と希望</p>	<p>利用経験の多い施設は、楠中央緑地公園の 85.4% で、ゆりかもめ、図書室は、それぞれ 58.8%、48.5%</p> <p>町の子育て支援事業のうち、知られている割合が多いのは、「保健センターの母親学級等」「赤ちゃん相談」「保健センター開放日」で、いずれも 92.4%</p> <p>要望が多いのは、医療費・保育料・税金等の軽減や、公園などの整備で、63.2%～77.1%</p>	<p>利用経験の多い施設は、楠中央緑地公園の 87.0% で、次いで、図書室の 67.3%</p> <p>町の子育て支援事業のうち、知られている割合が多いのは、「公民館のよみきかせ教室」「保健センターの母親学級等」「赤ちゃん相談」で、それぞれ 87.6%、86.2%、84.0%</p> <p>要望が多いのは、公園などの整備、医療費・税金等の軽減で、58.0%～69.1%</p>



第4章 「検討委員会」からの提言

はじめに

次世代育成支援対策推進法に基づいて平成 17 年度からの 5 年間の計画を考えるにあたり、当検討委員会では、四日市市の独自性を盛り込む意思と併せて、乳幼児から中・高校生の育ちの現状分析から会議を重ねました。まず、委員のそれぞれの選出団体の現場からの視点で子どもの精神力、体力、規範意識など、人として生きていく「力」を支える生活体験、自然体験の必要性を確認することから始めました。次に、5 年後、10 年後に親になる人達や新しく生まれてくる人達が、四日市市民であることを誇りとして生活できるために今、どのような行動が必要なのかと検討を続けました。各委員からは縦割りの発想ではなく横断的な発想の意見が続き、行政と市民がそれぞれの立場で主体的にどのような行動を起こすべきかの検討に入りました。そこでは、子どもたちの異年齢集団で活動できる場と世代交流の場の必要性とそこへ関わる人達の関係について話し合いました。





「家庭」「学校・園」「地域」の連携

顔の見える関係へ

子どもが学校あるいは園へ通う道中では、地域住民の見守りが必要なことは、市民の皆さんにご理解されているところです。そして、「家庭」や「学校・園」への連絡を円滑にできる人間関係が土壌となっていることも周知のとおりです。しかし、地域ごとの取り組みには温度差が大きいのが現状と言わざるをえません。一人でも多くの地域住民のご協力をいただきたいと思います。

子ども自身が見守られている安心感を実感できるのは、異年齢の子ども達の声かけ、大人から子どもへの日常的な声かけです。それは、日々の挨拶やほめ言葉であり、時には危険・不審なことについての声かけです。この点については、世代間の意思疎通が大切です。そのためには、自治会、民生・児童委員、主任児童委員、青少年育成推進団体などの地域住民が核となって、普段からの人間関係の育成が必要と考えます。具体的には顔の見える付き合いであり、農作業や散歩などを通学時間帯に設定し、声をかけたり、微笑みかけるなど、日々の協力体制を期待するところです。このような挨拶こそが、＜危険な出会い＞、＜事件＞の発生を抑えることにつながります。

顔見知りになり、声をかけ合う付き合いを実践することは、入園前に家庭で母親と過ごす子どもの存在に関しても、共通して重要なことです。地域の人達との顔の見える関係こそが「子育て支援」の一つとして意義があると考えます。

すなわち、住民一人ひとりによって、『子どもや親』が孤独感を感じない支援精神をどのように展開するかについて、住民の意識を構築することが重要であり、行政が地域独自の展開を奨励し、成果の如何にかかわらず情報提供を行うことが必要です。行政は、住民が主体となって地域を築く姿勢へ積極的に支援していくことが必要です。

以上のことから、当委員会では、地域住民の求めに応じ、行政が協力して、住民意識を高めるための啓発活動と支援のためのネットワークを充実させることを要望します。



「子育て」と「子育て」への支援

信頼関係の大切さの認識

保育園・幼稚園は、地域の親子の生活者としての視点を最も身近に感じることができます。現在はそれぞれの園が単独で未就園児とその保護者を対象に「あそび会・あそぼう会」を実施しています。しかし、園や地域の子育て支援を受けることに躊躇している母親への声かけは、地域の人達からの情報に頼ることになることから、保育園・幼稚園は地域住民との交流を積極的に心がけ、どのような支援が必要なのか、親子へ手を差し伸べる姿勢を検討することが求められています。

さらに各園は、サービスを希望する親子が選択できるような幅広い情報を提供することも必要です。より密度の濃い専門性ある支援に向けて、市内の保育園・幼稚園が連絡網を持ち、それぞれが支援のキーステーションとなり、行政サービス、ボランティアグループなどの紹介を含むネットワークを充実する役割が求められています。

また、園・学校は相互の連携を充実して、子ども一人ひとりの成長を見守る必要があります。子どもの学びの場としての充実を図るためには、家庭との信頼関係はもとより、地域の人達との信頼関係を深める必要があります。園・学校から帰った後の子どもには、地域住民のまなざしが必要です。園・学校がその説明責任を果たすことにより、保護者や地域住民との関係が円滑になる努力を期待します。

外国籍の子ども家庭に対する支援として、園・学校は、保護者から得られる情報を活かしながら、何が必要とされているかを認識し、外国籍の子ども家庭とボランティアグループや行政との間の情報の橋渡しをする必要があると考えます。

子どもは時として大人には予測できない行動をとることがあります。適切な支援を行うためには専門性が必要となる場合があるため、園・学校による関係団体とのネットワークづくりは欠かせません。さらに行政によるネットワークの構築に対する支援も必要と考えます。

子どもの年齢にかかわらず、子どもが育つ力を社会全体で支援するには、何よりも大人自身が生きている現実の姿を示すことが必要です。小・中・高校生には、地域で「技」を持つ人達との交流を促す機会が必要と考えます。一過性の出会いと継続の付き合いを奨励することによって、子どもには、「技」を持つ人達への憧

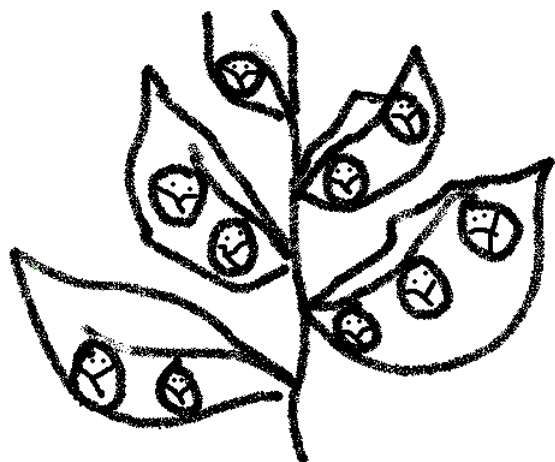
れ、尊敬が目覚め、自ら努力する積み重ねの意味を手にすることが出来ます。双方の心の交流によって、子ども自身が生き方の模索へと気づいてゆくと考えられます。子どもは大人との信頼関係のうえに、自らへまなざしが向き、自分自身を考え始めるのではないのでしょうか。

例えば、ボランティアグループと行政が先頭に立って企業、技能士会、文化団体、スポーツ団体のような組織と子ども達との接点を設け、交流することから始まります。お互いに顔なじみになることから広げ、子どもがそれぞれの分野における専門性の認識を深め、徐々に期待に沿う専門分野へと導くことで、子ども達が、生きることや未来への希望を見出すための場にもなると考えます。

以上のことから、当委員会では、関係団体の協力によって、さまざまな体験を共有する場が必要であると考えます。

地域の退職世代の人達からの「子育て」支援の協力は力強い応援となることから、活動への理解が必要です。世代を超越した人々の交流は、「子育て」、「子育て」への支援となり、「親育ち」への支援にもなります。

核家族、ひとり親家庭の乳幼児や児童への支援の必要性は高まる一方です。親の働き方が多様になった現在、既存の体制にこだわらず、子どもの立場にたった支援を検討することが急務となっています。





「生」と「性」への支援

自分育てから始まる

自らの命と同様に他者の命は大切ですが、青少年は、時に逸脱した行動をとることがあります。それを避けるためにも、「生」と「性」に青少年が自ら対峙できるよう赤ちゃんから高齢者までが参加・協力する必要があると考えます。

赤ちゃんの存在そのものが、人々の心を和らげるように、また、高齢者の存在そのものが、未来への生き方を諭すように、「我」が社会を構成する一人の人間という存在を実感することは、大きな意味を持つと考えます。

核家族やひとり親家庭が増加傾向にある中、「生」と「性」に関する意識を確立するためには、赤ちゃんから高齢者までのさまざまな世代との交流を積極的に行う必要があります。誰もが重要な存在であり、「私の生き方」探しのためには、生命誕生について、親子の原点などについて、青少年が自ら考える機会、親子で考える機会を設けることは意義深いことであると考えます。このことは、「四日市市民育て」の出発点であり、心の教育となります。

青少年にとっての有害図書やインターネット上の有害情報、非行を助長する人達の動きの察知などに迅速に対応するため、警察と連携し、凛とした態度で臨む必要があります。また、規制だけでなく青少年が自らその情報を見極める力を育てるためには、家庭や学校での教育だけでなく、広く市民の理解と協力が必要です。さまざまな立場の人からの視点を活かしつつ、ボランティアグループや行政が積極的に支援を行うことは、青少年の個性を活かし、伸ばすことに繋がると考えます。

さらに、不測の事態に備えて、市民の協力がすみやかに得られるようなきめ細かな連絡網の整備と各家庭へのその存在の周知が望まれます。

「生」と「性」への支援は、最もデリケートな問題ですが、避けて通ることの出来ない根本的な課題であると考えます。5年後、10年後に親となる人達と向き合って取り組むべき緊急を要する課題であります。



情報の提供

見て学ぶ・聞いて学ぶ・感じて学ぶ手段の強力な助っ人

情報提供にはさまざまな手段があり、最も理想的なのは、人から人への伝達ですが、時代に合わせた情報手段も重視する必要があります。現在は、携帯電話やインターネット、マスメディアによって良質な情報ばかりではなく、利便性を悪用した情報が地域や国を越え、国際的にそれが日常的に流れていることを念頭に置く必要があります。そのうえで、プライバシーの問題にも配慮しながら、身近な子育て支援の情報、子どもたちの居場所の情報、地域の人達との世代間交流の情報、さらに、次世代育成支援としての園・学校及び行政からの情報は、あらゆる手段を活用して、提供・共有する必要があります。この場合、情報を求めている人は無論のこと、気づかなかった人が気づくための方策も期待されます。

今日、携帯電話やインターネットは若年層にも普及してきており、必要な情報はそれらから瞬時に入手できるため、新聞を読むという習慣すら過去のものとなりつつあります。しかし、高齢者などの携帯電話やインターネットを利用していない人にとっては、人から人への伝達も重要であることから、あらゆる世代の市民に行き渡る情報の提供方法を検討することも必要であると考えます。

携帯電話やインターネットの普及にともない、これらを利用した犯罪が子どもや若者社会にも急増していることから、予防対策のより一層の充実と「情報をどのように使うか」という指導が求められています。利用者側の意識の啓発や知識の向上のためには、規範意識の芽生える幼児期からの教育が必要だと考えます。＜便利な道具を使わせない＞のではなく、＜便利な道具の使い方を的確に指導する＞、あるいは＜便利な道具を使わせない＞のならば、＜それに代わるより魅力的な存在の紹介＞へと、経験豊かな立場の人が導き育てる必要があります。

おわりに

当委員会では、今の子どもにとっては自然となっているメディア環境など、過去の経験的な発想では異質であったことがノーマルになった現在であることを念頭に置き、次世代育成支援対策に関する多くの意見が出されました。当委員会のメンバーは、出産と重なった委員、子育て真っ最中の委員、地区代表の委員、企業サイドからの委員などで構成されており、次世代育成支援対策を現在、現実的に真剣に考えている立場からの意見となりました。

「未来を生きるために、成熟する子どもに対する短期的な支援のあり方」、「子ども社会から大人社会を築くまでの長期的な支援」などの考え方を基盤にして、〈市民と行政がそれぞれの立場でできること、協力体制は何か〉、〈5年後、10年後に向けて今、何をすべきか〉についての活発な議論が交わされ、行政へ質問を投げかけながら、これからの5年間で早急に取り組むべき課題についての提言をまとめました。



各委員から出された主な意見

家庭においては、父親の子どもへの関わり方が大事であるので、これから親になる人達、将来親になる人達が、父親というのはこんなに自分の人生にとって大事だったとか、子育てには必要なんだということが分かってもらえるような方向のものに組み込んでいくことも必要である。

両親が離婚される子どものことを考えると、父親だけ、母親だけではなく、今こそみんな子育てをしていかななくてはいけない。次世代育成には、昔のように地域の人のまなざしが子ども一人ひとりを見つめているんだという雰囲気重要であり、そこには母親へのフォローとか、父親へのフォローなども出てくるのではないかと。

地域や家庭が子どもと一緒に会話をすることによって、子どもの常識を育てることが必要である。

24時間保育などは親子関係が薄らぐといった欠点があるかもしれないが、それによって子どもが無事に命をつなぐことができるということも、今の時代ではあり得る。親子のふれあいとは、時間の問題ではなく、「質」の問題である。

社会全体で子育てをする時代ではあるが、やはり家庭の中で父親と母親がバランスをとって、子どもの面倒をみるべきである。特に心の問題を大切にすべきである。

思春期の子どもについては、自己中心的、無気力、無感動、無関心、無責任、指示待ちであり、自立、思いやりが欠けているということが指摘されているため、家庭機能の強化が大切である。

国が性に対してカリキュラムのようなものを組んで、産婦人科医や校医だけではなく、いろいろな職種の先生から、子どもにわかりやすく説明する必要があるのではないかと。市も県も性感染症の教育にふさわしい人物を探して、各学校を回ってもらうことも必要ではないかと。

今、子育てを現役でされている若い母親は、精神的な面でのケアやフォローをしてほしい世代であるため、心理学をもっと重視すべきであり、親のフォローの方が大切である。今の大人の世代、若い世代の心のケアをしていかなないと、これからの次世代の子育て支援は難しいため、そういう点を重視すべきである。

思春期の子どもが求めている性の情報に対して、大人が真剣に向き合って取り組んでいく必要がある。妊娠などの問題に直面した場合の対応、また性感染症も知識の乏しさが問題である。早い段階で、年齢に応じた対応をしていく必要がある。

妊娠してからの支援施策はいろいろあるが、子どもが好きではないとか子育ての仕方がわからないことを理由に、最初から子どもを生まないと選択している人達に対する施策も必要である。

働きながら子育てしている親にとって、施設面の充実だけでなく、精神的に安心して子育てができる環境づくりが必要である。

親と子の信頼関係をもっと深めるべきである。子どもは小さい頃の方が吸収力があるので、いいこと・わるいことのしつけを少しずつ適切に教えていく必要がある。

夜間や休日に子どもに何かがあると親は心配になるため、小児医療体制の充実が必要である。

学校は、危険があるので門を閉めたり、外部の人を入れるときに気を付けているが、地域の中に開かれた学校になれば安全性というのも確保できる。知らない人が入ってきても分かるような状態になっていれば、子どもたちが自由に地域の人達と学校の中でもふれ合えるような場所が作れるのではないか。

現在の学校は、勉強ができればこんな将来があるという1つの価値観しかないような気がするので、さまざまな生きざまや教育、子どもたちの力を引き出すことが出来るような学校教育であってほしい。

我々大人が、子どもに背中を見せていると自負して生活することが大切である。

子どものことならここに行けば大丈夫、といった課が役所内に必要である。

従業員が301人以上の大企業だけでなく、中小企業へも次世代育成支援の意識をしてもらえるようPRが必要である。

肉体的・精神的な「痛み」についての教育が足りないため、家庭と学校の両方で行うべきである。

親が自分の夢なり信念なりをもち、子どもたちと話ができるようになることが必要である。

小・中学生にとって、教師の存在は非常に重要なものであるため、保護者と教師とのつながりがもう少しフランクに、何でも話せるような体制づくりが必要である。

何かのきっかけがないと公共の場にデビューするのは苦手という人も少なくないため、子育て支援事業は、今後もさらに充実してもらいたい。

学童保育の充実など、地域の人達に助けてもらえるような仕組みも必要である。

今の子どもは野外で遊ぶ機会が少なくなっているため、キャンプや自然体験などの野外活動なども積極的に取り入れ、推進していくべきである。

人が皆違うこと、そしてそれは当たり前のことだ、ということを理解できるような教育をする必要がある。

今の小学生、中学生がたくさんの経験をして、いろいろな人と関わりを持つことで、社会に適用できるような大人になるための教育が必要である。

地域に開かれた学校という面では、学校の公開日の情報をもっと地域に周知するべきである。また、学校側の受け入れ体制も整えるべきである。地域で子育てしていくということを学校の方にも関わってもらいたい。

アンケート結果を出さなかった人や少数意見も重視してほしい。少数回答である、貧困家庭の補助、虐待、子育て教室、ひとり親家族への援助なども踏まえた上で策定をすべきである。

DV（ドメスティック・バイオレンス）の影響を受けて、子どもへの虐待に走るとい
う保護者もいるため、子どもだけでなく、保護者に対するケアも必要である。

少子高齢であるので、子どものことだけでなく、高齢者も交えた子どもの育て方を考
える必要がある。

事件・事故の予防には、あらゆる機関の連携が重要である。

子どものことも大事だが、その親世代をどう育てていくのかということを考える必要
がある。時代に応じた育てられ方をされてきた「連鎖」を、何とかしてよい方向にもっ
ていきたい。

世代間の交流ができ、そこで自然と色々なことを学んでいけるように、井戸端会議的
な場が必要である。小学生・中学生の放課後、高校生の居場所も必要である。こういう
ものが地区のあちこちでできるとよい。

学校の校舎など公の施設を使って子育て支援活動をしていけるような環境づくりが必
要である。

子育てに関して言えば、保育園の充実ということで24時間の保育や長時間の保育を実
施するときには、子どもと親の関係をどのように保証するかという点を考えていかなけ
ればならない。

現代の親は、教育力・子どもに対する力が弱いと指摘されているので、これから成人
になって親になっていく中学生、高校生に、どう教育していくかを考えることが必要で
ある。早ければ小学校くらいから、自分の家族・子どもについての教育が必要である。

何かをやろうとすれば必ず必要経費がかかるということで、それを負担しているのは
市民であるということも考えなければいけない。

子どもにとって、また子育てをする親にとって最適なことは何かを考える必要がある
ため、実際に子育てをしている親たちが、今の時点で、一番何が必要と感じているか
という視点で考えることが大切である。

子育て支援は重要だが、子どもを生んだ親の自己責任についても忘れてはならない。

支援をされる子どもにとって、大人がいう支援とは一体どういうものになるのか考え
るべきである。子どもが「そんなにごちゃごちゃ言わないでくれ」、「もう僕は僕なりに
自立をしてやるんだ」と言うように育てることが必要である。

自分の自己努力がすべてを決するというのを忘れてはいけない。

学歴だけをつけようというのではなくて、社会に通用する実質的な勉強ができること
を親も教師も考える必要がある。高校は大学の予備校化しているので、子どもの教育が
できる小中学校での対応が必要である。



第5章 行動計画

この計画は、次世代育成支援に関する取り組みを推進するための行動計画ですが、本市では、施策の総合的な推進を図るための実施計画として、「四日市市行政経営戦略プラン」を定めています。この「四日市市行政経営戦略プラン」は、市が行うべき施策のうち重点的に取り組むべきものについて、具体的な数値目標を掲げたもので、平成14年度から運用を開始した業務棚卸表を基に策定されています。業務棚卸表は、組織（課・室）ごとに作成し、取り組む事業のすべてについて、その組織の目的と目的を達成するための手段を体系的に記述したもので、「何のために」「何を」「どこまでやる」のかを具体的に示したものです。そして施策を確実に推進するための指標として、具体的な数値目標を掲げています。

この計画では、国が示した「行動計画策定指針」を踏まえて、「四日市市行政経営戦略プラン」の「基本目的」のうち、「行政運営」に関する項目を除いた、8つの「基本目的」にそって、次世代育成支援をはじめ、男女共同参画、子どもの人権擁護などの人権尊重の視点からも検討を加え、構成しました。さらに、8つの「基本目的」にそれぞれ「行動目標」などを掲げ、「四日市市行政経営戦略プラン」との整合性を保つことで、「四日市市次世代育成戦略プラン」とも言える、実効性のある具体的な計画としています。



「行政経営戦略プラン」と「次世代育成戦略プラン」の基本目的

「行政経営戦略プラン」の基本目的	「次世代育成戦略プラン」の基本目的
1. 市民が快適に暮らせるまちになる (都市基盤・環境)	1. 楽しい子育てを支援する環境の整った まち(まちづくり)
2. 市民が安全に暮らせるまちになる (防災・消防・生活安全)	2. 安全で安心して生活できるまち (安全・安心)
3. 人権が尊重され、市民が主体となって 取り組む協働社会になる(市民生活)	3. 子どもも大人も、みんな一人ひとりが 光るまち(人権・協働)
4. 多くの人が働ける場が増える(産業)	4. 子育てしながら働きやすいまち (就労・雇用)
5. 市民が健康に生活できる(健康・医療)	5. まわりの愛情に生まれ、親子が健やかに 生活できるまち(保健・医療)
6. 市民が自立して生活できる(福祉)	6. すべての家庭が自立することを応援 するまち(自立支援)
7. 確かな学力と豊かな人間性をもった 子どもが育つ(子育て・教育)	7. 新しい時代をたくましく切り拓いていく 子どもを地域全体で育てるまち (教育環境・児童福祉)
8. 市民が自己を高め、生きがいをもって 暮らせる(生涯学習・文化・スポーツ)	8. 子どもが、豊かな心と健やかな体で、様々 な体験をできるまち(文化・スポーツ)
9. 行政機能が高くなる(行政運営)	

「次世代育成戦略プラン」の構成

基本目的	行動目標	任務
------	------	----

1. まちづくり

楽しい子育てを支援する環境の整ったまち	快適に暮らせる生活基盤が整う	安全で快適な住環境の整備を進める
		市民の移動を円滑にする道路整備を進める
		市民に親しまれる公園、緑地を整備する
		市民に安全で使いやすい公共建築等を提供する

2. 安全・安心

安全で安心に生活できるまち	市民が安全に日常生活を送れる	交通安全の啓発と安心事業を実施する
		安心して暮らせるまちづくりを支援する

3. 人権・協働

子どもも大人も、みんな一人ひとりが光るまち	一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を發揮できる	学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問題解決への行動意識を高める
	市民主体でまちづくりが行われる	市民とのコミュニケーションを図り、地域社会づくりを推進する
		市民との適切な役割分担の基に、地域の特性を活かしたまちづくりを進める

4. 就労・雇用

子育てしながら働きやすいまち	商工業が活発になり、働きやすい環境になる	民間事業者が積極的に投資できる環境が整う
----------------	----------------------	----------------------

5. 保健・医療

まわりの愛情に生まれ、親子が健やかに生活できるまち	妊娠から出産まで安心して快適に過ごし、いきいき子育てでき、子どもが心身ともに健やかに成長できる	母性並びに乳幼児等の健康及び育児への支援に努める
	親子が安心して医療を受けられる	休日・夜間に医療の提供をする

基本目的	行動目標	任務
------	------	----

6. 自立支援

すべての家庭が自立することを応援するまち	地域で福祉活動が活発に展開される	市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の団体の活動を支援し、地域住民や関係者の積極的な参加や相互協力のもとに地域福祉を充実させる
	市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる	福祉対象者に各種手当給付、福祉医療助成の事業を行うことにより、経済的基盤を安定させる
		母子家庭及び寡婦が安定した生活を確保する
		社会ニーズに対応した市営住宅を整備する
	障害のある人の自立と社会参加を促進する	障害のある人の自立と社会参加を促進する
		障害のある児童の療育、保護者の相談・援助を行う

7. 教育環境・児童福祉

新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもを地域全体で育てるまち	児童・生徒が社会人となるための基礎が培われる	人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちの健やかな成長と安全の確保に努める
		各学校・園の教育課程の編成・実施、学習指導、生徒指導等の教育活動の指導・助言を行う
		安全で安心できる快適な学校施設づくりを推進する
	子どもが心身ともに健やかに育つ	子どもが健やかに育つ環境を整える
		母性並びに乳幼児等の健康及び育児への支援に努める
		家庭や地域の教育力を高め、家族や地域住民が青少年の自主性及び社会性等を育てる社会になる

8. 文化・スポーツ

子どもが、豊かな心と健やかな体で、様々な体験ができるまち	市民の芸術・文化活動が高まる	市民が芸術・文化活動を行えるようにする
		郷土の歴史や自然に対する知識や理解を深め、郷土を大切にしたい心や科学する心を育み、よりよいまちづくりや未来を考える場を提供する
	市民が生涯を通じて学習、スポーツ活動に取り組める	市民が主体となってまちづくりに参画していくため、ライフステージに応じた生涯学習活動を支援する
		市民が体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむことができるようにする
		市民の多様な学習要望に応じ、使いやすく居心地の良い図書館をめざす
		視聴覚に関する事業を通じて、市民の文化活動を推進する

基本目的 1. 楽しい子育てを支援する 環境の整ったまち

子どもを安心して生み育てることができるよう、子どもや子育て家庭の暮らしに配慮した、快適で安心な住環境の整備に努めます。

基本目的の達成度を測る指標
(平成 17 年度～21 年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市民一人あたりの公園面積	開設済み公園、緑地面積 (㎡)				
	9.03	9.05	9.07	9.08	9.10
歩道のフラット化の延長距離	平成 17 年度以降の歩道のフラット化の延長距離累計 (m) 20 年度で事業終了				
	255	515	725	877	877

快適に暮らせる生活基盤が整う..... 行動目標 1-1

子育て家庭の暮らしを支援するため、子どもをもつ家庭が快適に暮らせるまちになるよう、総合的な都市基盤づくりを進めます。

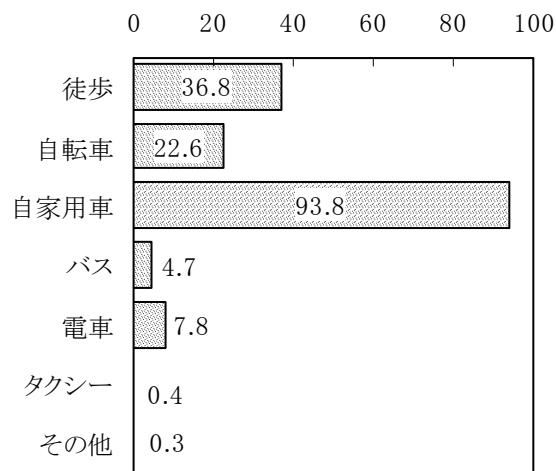
日常生活の中心となる住宅について、良質な住宅づくりを進めると同時に、住まいづくりの知識や支援制度、相談窓口などに関する情報を紹介した冊子「住まいと情報」を配布し、快適な住まいが実現できるよう支援します。

また、子育て家庭が外出する際、子どもの年齢が低いほど、施設・設備面での配慮が必要となります。そのため、公共的な施設を中心に高齢者や身体障害者、子育て家庭にとって利用しやすい施設となるよう努めます。

近い将来、東南海・東海地震の発生が予想されており、以前にも増して建築物の耐震性が重要視されています。そこで、公共施設だけでなく住宅においても、木造住宅における耐震診断を進めるなどの耐震対策を進め、安全な生活空間の確保に努めます。

さらに、子どもが安心して円滑に通学や移動ができるよう、また子どもとの外出がしやすくなるよう、通学路や生活道路の整備も進めていきます。子どもをもつ家庭の9割以上が自家用車を利用すること、子どもとの外出にベビーカーや自転車を利用することを考慮して、生活道路の整備を行うと同時に、安心して通ることができる歩行空間の整備も行います。特に、近鉄四日市駅、文化会館、図書館、市立四日市病院周辺などのエリアでは、子育て家庭の行動に配慮した、バリアフリー歩行空間ネットワークの形成を図ります。

【「四日市市子育てについてのアンケート：就学前児童・家庭」から】
問 普段、子どもと出かける時は、どの交通手段を使いますか？



(回答者数 978 人、複数回答、単位：%)

一方、小学生児童が放課後・土曜日に過ごす場所として、約9割の子どもが「自宅や友人宅」としており、外で体を動かして遊んだりする子どもの数をはるかに超えていることから、家以外のところでも、安全で楽しい場所が必要だと考えられます。こうした子どもの遊び場としてだけでなく、親同士の交流の場としての機能も公園に求める声が強いことから、新たなニーズに対応した公園のリニューアルを進め、親しみやすい特色ある公園づくりを進めます。

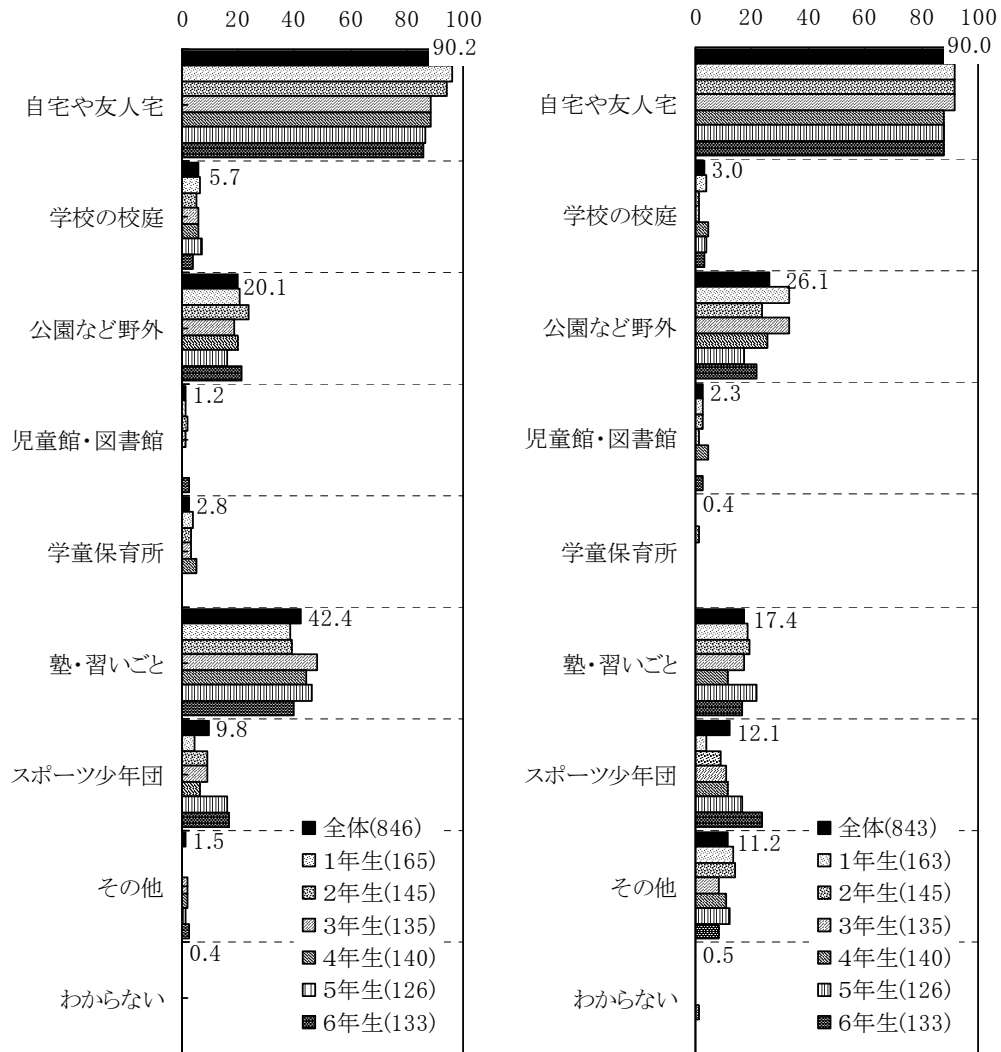


【「四日市市子育てについてのアンケート：小学生児童・家庭」から】

問 平日の放課後や土曜日は、お子さんはどこで過ごすことが多いですか？

(1) 平日の放課後、夜7時頃まで

(2) 土曜日の昼間



(カッコ内は回答者数、複数回答、全体のみ数値を記載、単位：%)

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
安全で快適な住環境の整備を進める	(1) 快適な住環境の整備を進める		
	1	まちなか居住を進める	76
	2	良質な住宅づくりを進める	76
	(2) 安全な住環境の整備を進める		
	3	建築物の耐震対策などの推進	76
	4	建築物のユニバーサルデザイン化の促進	76
市民の移動を円滑にする道路整備を進める	(1) 一般市道の整備		
	5	生活道路の整備	76
	(2) 安心して通れる歩行空間づくり		
	6	あんしん歩行エリアの整備	77
市民に親しまれる公園、緑地を整備する	(1) 公園及び緑地の整備		
	8	公園緑地整備事業の推進	77
	9	公園・街路樹などのリニューアル整備	77
市民に安全で使いやすい公共建築などを提供する	(1) 利用者の視点に立った設計・工事監理・監督		
	10	バリアフリーの配慮	77
	11	環境負荷の低減	77
	12	公共施設の耐震化を進める	77



基本目的 2. 安全で安心して生活 できるまち

子どもが交通事故や犯罪などの被害にあわないよう、市と市民などが協働して地域における事故や犯罪などの発生の防止に努めます。

基本目的の達成度を測る指標
(平成 17 年度～21 年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
交通事故件数	交通事故件数(件)				
	11,693	11,520	11,346	11,173	11,000
防犯活動を積極的に推進する市民団体数	防犯活動を積極的に推進する市民団体数累計(団体)				
	16	19	22	25	28

市民が安全に日常生活を送れる.....行動目標 2-1

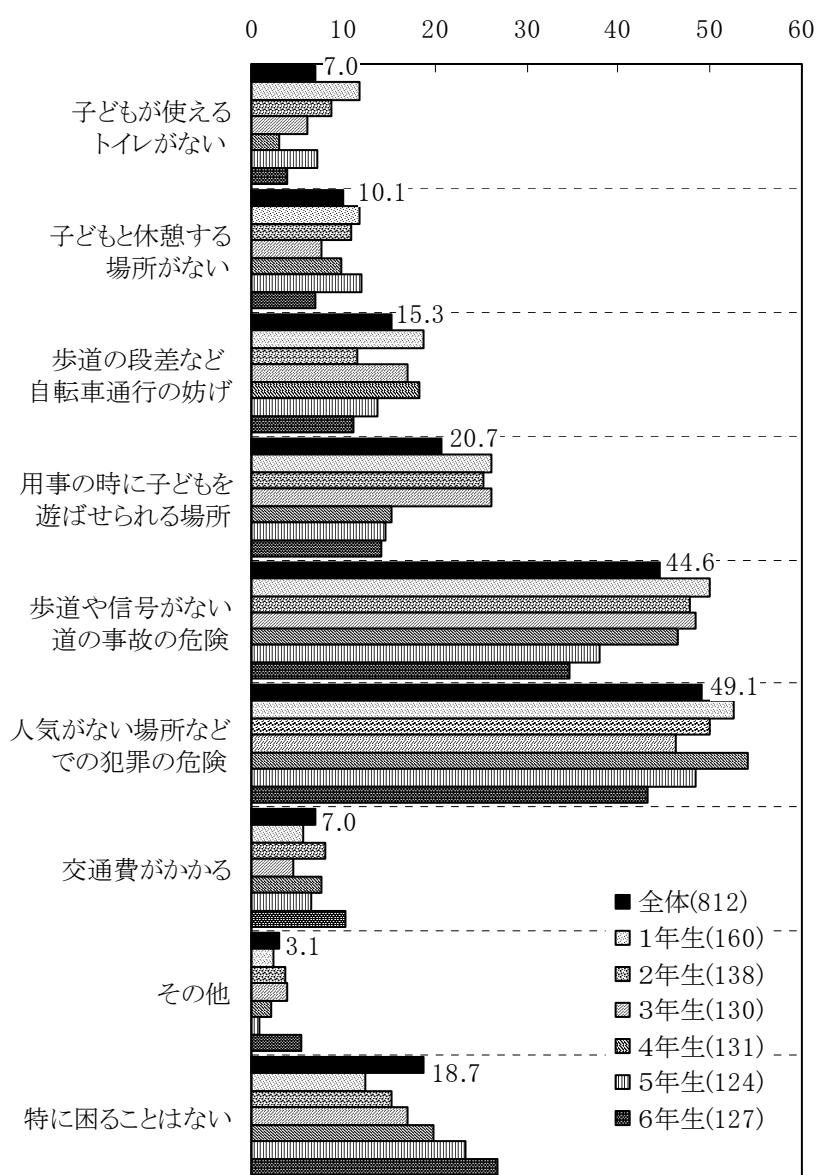
子どもが外出するときに、保護者が心配なこととして、「歩道や信号がない道の事故の危険」や「人気がない場所などでの犯罪の危険」などを指摘する家庭は少なくありません。本市では「安全なまちづくり基本計画」に基づき、生活安全に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

特に子どもは、交通事故の被害にあう可能性が高い世代のため、交通安全について楽しく学ぶことができるような交通安全こどもフェスタの開催をはじめ、愛のメッセージ運動やこども自転車教室を通して、子ども自らが交通安全に心がけることができるよう、啓発に努めます。

また、児童・生徒が安全に通学できるよう、学校における交通安全指導の充実を図るとともに、PTAや地域と連携しながら通学時の安全確保に努めます。さらに、交通安全対策のために必要となる道路施設などの整備についても、関係機関との連携をより一層深めながら、その推進に努めます。

近年、子どもが不審者に声をかけられるなどの事例が頻発し、全国的に見れば、さらに凶悪な犯罪に巻き込まれる子どもの数が増加しています。学校内における悲惨な事件を契機に、本市においても、学校での防犯に関する取り組みを進めていますが、子どもの安全は、学校での取り組みだけで確保されるものではなく、学校、地域社会、家庭の連携によって確保されるものだと言えます。そこで、地域ぐるみで子どもたちの見守りを行い、子どもが緊急避難できる「こどもをまもるいえ」の設置を促進します。さらに、防犯外灯の整備や市民の自主的な防犯活動を支援することで、市と市民が協働して子どもを犯罪から守るよう努めます。

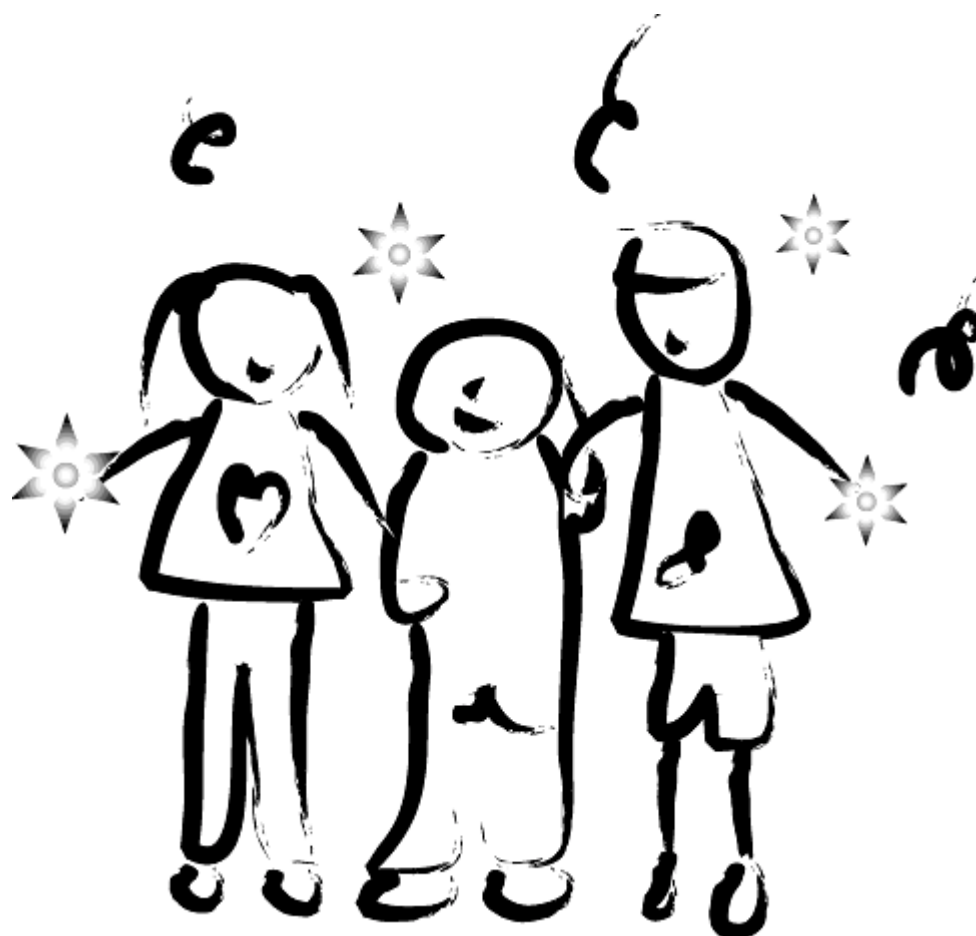
【「四日市市子育てについてのアンケート：小学生児童・家庭」から】
問 子どもと出かける時や、子どもが外で過ごす時、困ることは何ですか？



(カッコ内は回答者数、複数回答、全体のみ数値を記載、単位：%)

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
交通安全の啓発と安心事業を実施する	(1) 交通安全の啓発		
	13	交通安全こどもフェスタの開催	78
	14	愛のメッセージ運動	78
	15	こども自転車教室	78
安心して暮らせるまちづくりを支援する	(1) 安全なまちづくりへの支援を行なう		
	16	防犯外灯設置・維持の補助	78
	17	通学路交通安全施設整備事業	78



基本目的 3. 子どもも大人も、みんな一人ひとりが光るまち

子どもも、大人もすべての人権が尊重されるよう、学校や地域社会で人権教育・啓発を進めます。市民主体で子育てしやすいまちづくりが行われるよう、各種団体の活動を支援します。

基本目的の達成度を測る指標
(平成17年度～21年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人権尊重の意識が生活の中に定着したと感じている市民の割合	市政アンケート(%)				
	平成17年度(新規)の結果を起点とし、前年の結果を上回る				
個性あるまちづくり事業による支援団体数	個性あるまちづくり事業による支援団体数累計(団体)				
	70	90	110	130	150

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる 行動目標 3-1

この計画においては、男女平等をはじめとした差別の撤廃・人権確立に向けて推進することが大切です。そこで、学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問題解決への行動意識を高める取り組みを行います。とりわけ次世代において部落差別をはじめとする差別を無くすために、子どもの頃から生命の尊さ・大切さを体験的に学びながら人権感覚を育てることは重要であります。そのため、人権教育指導者の資質向上と人材養成のための研修を開催したり、人権教育学習資料の作成や充実を図るとともに、地域組織や指導者が活動しやすい環境の整備を進めたりし、子どもたちが生活のなかに存在する課題に気付き、差別の解消に向けた取り組みができるよう努めます。また、子ども同士が仲間としてお互いに尊重しあう心を育むことを目的とし、キッズ・ホリデースクールを実施し、土曜、日曜、祝祭日などにも創作活動、レクリエーション、教養・文化活動などの活動を実施します。

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問題解決への行動意識を高める	(1) 人権啓発及び指導者・リーダーの育成充実		
	18	学校人権教育リーダー育成研修会	79
	19	各地区人権・同和教育推進協議会のイベントなどの自主事業の開催支援	79
	20	「人権フェスタ」の開催	79
	21	人権・同和教育講座などの開催	79
	22	民間企業における人権意識の啓発支援	79
	(2) 地域自主自立支援		
	23	子ども人権文化創造事業(キッズ・ホリデースクール、地域人権教育推進事業)	80
	(3) 児童の権利を守る		
	24	児童の権利に関する条約の宣伝普及	80

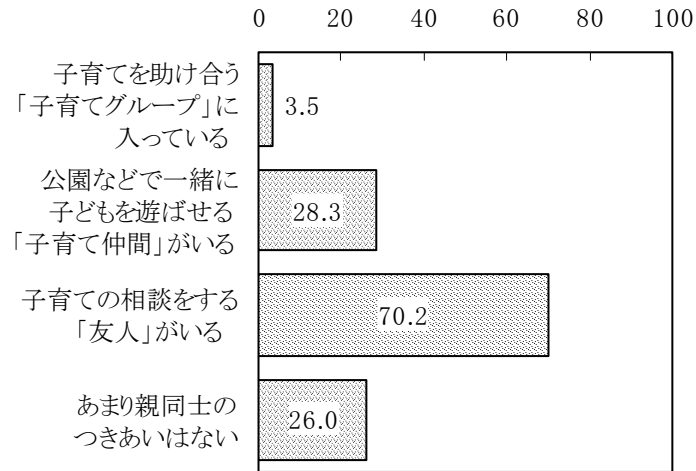
市民主体でまちづくりが行われる 行動目標 3-2

近年、核家族化の進行や近所づきあいの希薄化に伴う育児の孤立が原因とされる問題が増加しています。そのため、子育てサークルなどへの活動を支援し、孤立しがちな保護者同士の交流や子育ての助け合いを促進し、育児に対する孤独感から発生する育児不安の解消に努めます。

また、地域の役割がますます重要となっているため、地域住民同士の連帯感やそこに住み続けたいくなるような個性あるまちづくりが必要です。そこで、住民が主体となって行う、地域・地区の特性に応じた、それぞれのまちの魅力を高めるような活動、団体を支援し、住民とコミュニケーションを図りながら、子どもが将来にわたってずっと住み続けたいくなるようなまちづくりをめざします。

【「四日市市子育てについてのアンケート：就学前児童・家庭」から】

問 あなたは、子どもの親同士のグループに参加したり、親同士のつきあいをしていますか？



(回答者数 976 人、複数回答、単位：%)

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
市民とのコミュニケーションを図り、地域社会づくりを推進する	(1) 地域社会づくりの支援を行う		
	25	個性あるまちづくり事業による支援	81
	26	子育てサークルなどの活動支援	81
市民との適切な役割分担の基に、地域の特性を活かしたまちづくりを進める	(1) 市民主体のまちづくりが進むよう啓発・支援を行う		
	27	まちづくり活動支援	81
	28	すわ公園交流館での市民企画の支援	81



基本目的 4. 子育てしながら 働きやすいまち

安定した家庭、生活の中で、安心して子どもを育てることができるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりに努めます。

基本目的の達成度を測る指標
(平成17年度～21年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中小企業への子育て支援環境づくりの啓発	市内企業への情報提供回数(回)				
	3	3	4	5	6

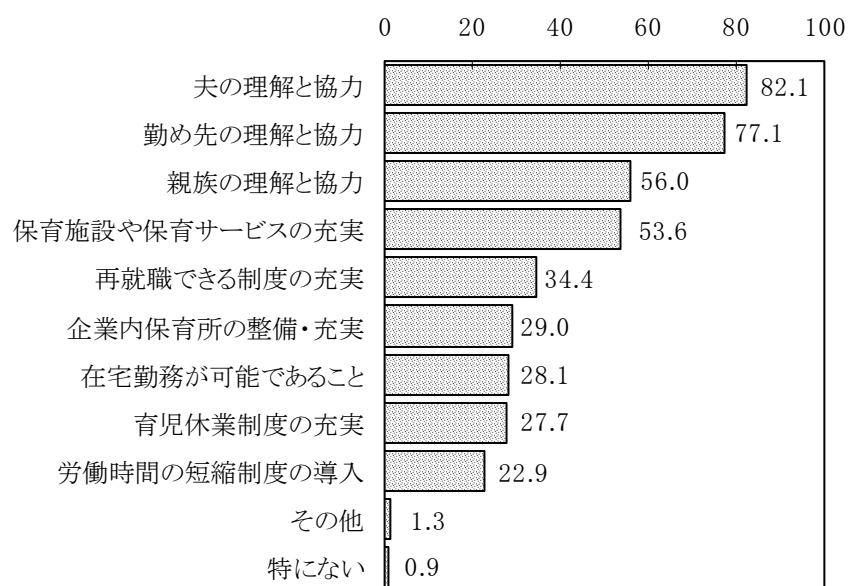
商工業が活発になり、働きやすい環境になる …………… 行動目標 4-1

安心して家庭を築き、さらには子どもを安心して育てるためには、安定した生活が欠かせません。先進諸国に目を向けても、女性の就労率が高い国ほど出生率が高い状況です。しかしながら、多くの女性が出産とともに退職してしまい、その後子どもの成長とともに再就職しようとしても安定的な就労は困難な状況にあります。そのため、資格取得などのスキルアップを支援する講座の開催などにより再就職をサポートし、安心して出産しようと思える就労環境づくりに努めます。

男性が仕事中心の生活で毎日遅くまで帰宅できない状況は、女性の子育てに対する負担感や孤立感を一層増すこととなります。そのため、子育てしながら働く女性だけでなく、男性を含めた子育て家庭の「働き方」を見直す必要があります。そこで、事業所に対しても、仕事と家庭の両立が実現できる社会となるよう働きかけ、育児休業法、各種奨励金や助成金などの周知を図ります。

また、中心市街地活性化の拠点である、すわ公園交流館において、子ども向けのイベントを開催し、子育て家庭を含めた市民の憩いの場、交流の場、自己実現の場としても活用していきます。

【「四日市市子育てについてのアンケート：就学前児童・家庭」から】
 問 子育てをしながら仕事をする上で、必要なことは何ですか？



(回答者数 459 人、複数回答、単位：%)

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
民間事業者が積極的に投資できる環境が整う	(1) 中心市街地の活性化		
	28	すわ公園交流館での市民企画の支援	82
	(2) 勤労者就労環境の改善		
	29	中小企業への子育て支援環境づくりの啓発	82
	30	資格取得などの再就職支援	82
	22	民間企業における人権意識の啓発支援	82
	31	障害者雇用の充実促進	82
	32	保育所特定保育事業	83
	33	病後児保育事業	83
	34	認可外保育施設への支援	83
	35	保育所の育児休業明け予約事業	83

基本目的 5. まわりの愛情に育まれ、 親子が健やかに 生活できるまち

子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、妊娠・出産・育児期を安心して快適に過ごすことが重要であるため、妊娠期から継続して、健康及び育児に対する支援を行い、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減に努めます。

基本目的の達成度を測る指標
(平成17年度～21年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
乳幼児健康診査受診率	1歳6か月児健康診査受診率(%)				
	95.9	95.9	95.9	95.9	96.0
子育てに自信がもてない母親の割合	1歳6か月児、3歳児健康診査時間診票(%)				
	42	42	41	41	40

妊娠から出産まで安心して快適に過ごし、いきいき子育てでき、
子どもが心身ともに健やかに成長できる……………行動目標 5-1

妊娠・出産・育児期は、からだに変化をもたらすだけでなく、生まれてくる赤ちゃんと過ごす環境づくりにおいて非常に重要な時期であり、妊娠・子どもの成長とともに保護者のライフスタイルの変化が要求されるため、心身ともに不安定になることもあります。したがって、妊婦及び乳幼児健康診査を実施し、疾病・心身障害・親子関係などの問題を早期発見し、適切な指導を行うとともに、相談・教育・訪問事業を通じて、親子ともに健康に過ごせるよう努めます。

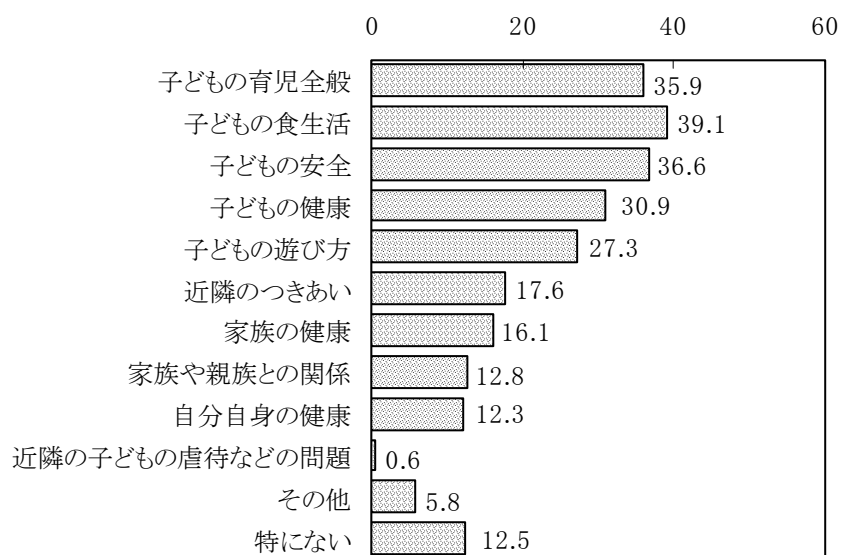
また、育児に対する負担感の増大が指摘される近年では、健康への支援だけでなく、育児そのものに対する支援が重要であると言えます。そのため、本市でも育児に関する教室、相談、訪問事業などの育児支援を実施してきましたが、従来の指導型の教室に加え、自ら

が育児に関する体験をし、それを実践につなげていけるような体験型教室及び仲間づくり教室のより一層の充実を図ります。

こうした取り組みを通して、健康の保持増進、不安の軽減を図り、安心して出産・育児ができるよう支援し、また、親子関係を形成するうえで重要な妊娠から育児期を支援することで、子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者にとっても、いきいきと子育てができる環境づくりに努めます。

【「四日市市子育てについてのアンケート：就学前児童・家庭」から】

問 あなたご自身が、子育てについて感じている悩みや問題がありますか？



(回答者数 977 人、複数回答、単位：%)



関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
母性並びに乳幼児などの健康及び育児への支援に努める	(1) 妊産婦の健康管理		
	36	母子健康手帳の交付	84
	37	妊婦健康相談	84
	38	妊婦一般健康診査(前期・後期)事業	84
	39	育児学級「パパママ教室」	84
	40	プレママ栄養教室	84
	41	妊婦歯科教室(デンタルマタニティスクール)	84
	42	電話相談(妊産婦)	84
	43	訪問指導(妊産婦)	85
	(2) 乳幼児の健康管理		
	44	乳児一般健康診査(4か月・10か月児)事業	85
	45	1歳6か月児健康診査事業	85
	46	3歳児健康診査事業	85
	47	乳幼児食教室	85
	48	育児相談	85
	49	心理発達相談	86
	50	親子教室「ラッコ」「イルカ」	86
	51	電話相談(乳幼児等)	86
	52	訪問指導(乳幼児等)	86
	53	乳幼児の事故予防対策	86
	54	幼児歯みがき教室(歯八八の教室)	86
	55	訪園歯みがき教室	87
	56	親子ヘルシー料理教室	87
	57	予防接種事業	87
	58	結核予防事業	87
	(3) 育児支援		
	59	育児学級「ぴよぴよクラブ」	87
	60	育児学級「わんぱくクラブ」	87
	61	親子ふれあい教室「コアラ」	88
	62	子育てネット0～6活動(子育て支援事業)及び地区などの依頼による育児相談・講話など	88

親子が安心して医療を受けられる 行動目標 5-2

生まれた子どもが健康に育つことは、誰もが願うことですが、実際には、子どもは病気を繰り返し経験しながら成長していきます。子どもが病気や怪我をした場合、保護者の身体的・精神的な負担は相当大きく、少しでも早く専門医に診てもらいたいと考えるものです。また、小児医療に対しては、休日診療や夜間診療への需要が高いことから、小児救急体制について、休日や夜間でも安心して小児医療が受けられるような体制を整備し、子どもが健やかに育つよう、また保護者の不安や心配の軽減ができるよう努めます。

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
休日・夜間に医療の提供をする	(1) 小児医療の充実		
	63	小児医療体制の整備(休日・夜間)	88



基本目的 6. すべての家庭が自立することを応援するまち

子育て家庭が自立した生活を送れるよう、経済的負担の軽減をはじめ必要な支援を行うことで、生活の安定と自立を促進します。これとは別に、特に支援を必要とする子ども、保護者、家庭には、さらなる支援を行い、早期の自立と社会参加を促します。

基本目的の達成度を測る指標
(平成 17 年度～21 年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
各種手当受給者数等	年度ごとの各種手当受給者数等(人)				
	24,659	24,739	24,819	24,899	24,979
各種医療費助成受給資格者数	年度ごとの各種医療費助成受給資格者数(人)				
	23,580	23,908	24,279	24,694	25,154
母子家庭の生活保護受給率	母子家庭世帯のうち生活保護を受給している世帯の割合(%)				
	5.8	5.8	5.7	5.7	5.6

地域で福祉活動が活発に展開される 行動目標 6-1

子どもの人権や人間性を否定するような子どもへの虐待が大きな社会問題となっています。その原因として挙げられる、子育てに対する孤立感や不安感の軽減には、地域の役割が欠かせないものであるため、すでに地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員を中心として、各地区において様々な行事や子育てに関する講座、相談、さらには訪問活動などの取り組みが行われています。今後も、これらの地域における自主的な活動に対して、講師派遣などの支援を行い、地域住民や関係者の積極的な参加や相互協力のもとに子育て支援などの地域福祉が充実するよう努めます。また、地域で子育て家庭を支援していくためには、必要とされる福祉サービスが適切に、また健全に展開される必要があります。そのため、サービスを提供する従事者への人権意識の啓発、知識や技術の向上をめざした研修会などにより、福祉サービスを担う人材の育成に努め、こうした知識や技術の向上をサービスの質の向上へと発展させます。

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
市社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの団体の活動を支援し、地域住民や関係者の積極的な参加や相互協力のもとに地域福祉を充実させる	(1) 地域福祉の充実		
	64	民生委員・地区社協などの子育て支援	89
	65	福祉サービスを担う人材の育成	89

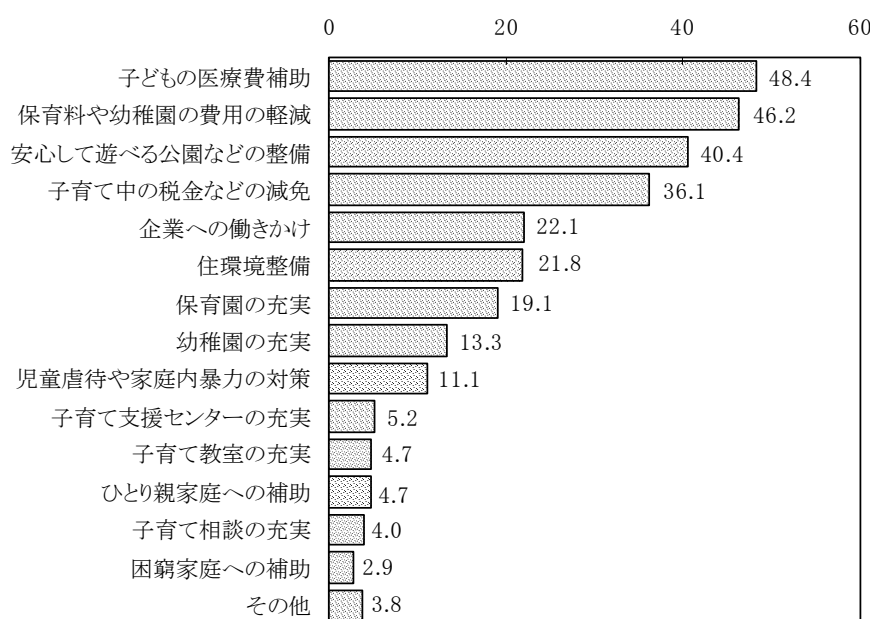
市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる……行動目標 6-2

地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。そこで、本市では従来から、各種手当の給付、福祉医療助成を行うことにより、経済的基盤の安定に向けた支援を行っています。また、保育所保育料の軽減や幼稚園保育料の助成のほか、経済的理由により子どもが小中学校に就学することが困難な家庭への援助を行い、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めています。

ひとり親家庭については、医療費の助成を行うほか、一般的には経済的基盤が弱い母子家庭には、母子生活支援施設の活用、さらに母子家庭や寡婦については、母子自立支援員及び母子福祉協力員による相談機能の強化や就労に必要な環境づくりを行い、安定した生活が確保できるよう努めます。

「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい少子化の要因が指摘される中、子どもを生み育てることを望み、不妊治療を行っている夫婦に対する治療費の助成も引き続き行います。

【「四日市市子育てについてのアンケート：就学前児童・家庭」から】
問 今後、本市はどのような子育て支援に力を入れるべきでしょうか？



(回答者数 972 人、複数回答、単位：%)

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
福祉対象者に各種手当給付、福祉医療助成の事業を行うことにより、経済的基盤を安定させる	(1) 各種手当、助成、援助の充実		
	66	児童手当の支給	90
	67	児童扶養手当の支給	90
	68	障害児福祉手当等の支給	90
	69	特別児童扶養手当の支給	90
	70	不妊治療医療費助成	91
	71	乳幼児医療費助成	91
	72	心身障害者医療費助成	91
	73	一人親家庭等医療費助成	91
	74	市重症心身障害児手当の支給	91
	75	助産施設利用者への支援	91
	76	就学援助	92
	77	就園奨励	92
	78	私立幼稚園就園奨励費補助	92
79	私立幼稚園保育料補助	92	
80	保育所保育料の軽減	92	
母子家庭及び寡婦が安定した生活を確保する	(1) 経済的安定と自立を図るための支援		
	81	母子生活支援事業	93
	82	母子福祉センターの運営	93
	83	母子福祉協力員による相談	93
	84	保育料の減免措置(母子減免)	93
社会ニーズに対応した市営住宅を整備する	(1) 市営住宅ストック活用		
	85	市営住宅の建替え	93
	86	市営住宅の安全確保	93
	87	市営住宅のバリアフリー化	93

障害のある人の自立と社会参加を促進する 行動目標 6-3

障害のある子どもが、在宅で生活していくことを支援するため、日常生活に必要な福祉機器の給付やデイサービス事業などの在宅福祉サービスを充実します。

あけぼの学園において、障害のある乳幼児（おおむね0～3歳児）への療育・保育・指導体制に基づいた早期の治療保育を行い、可能な限り保護者と共に通園してもらうことにより、保護者の心配や不安、悩みを受けとめながら、適切な指導・援助を行います。さらに、あけぼの学園の訓練士などが障害児保育拠点園や準拠点園を訪問し、技術的指導を行うことにより、あけぼの学園卒園後の児童が健常児との統合保育へとスムーズに移行できるよう努めます。

ヘルスプラザにおいて、小学生以上の障害のある児童への日常生活に必要な訓練、指導などを行うことにより、運動、言語機能などの発達を促します。保護者に対しても家庭における療育技能の習得を支援するほか、発達に関する相談や助言を行うことにより、より豊かな家庭療育につながるよう努めます。

また、子どもはおもちゃでの遊びからたくさんのおもちゃを学んでいくため、おもちゃ図書館において、手作りや木のぬくもりを感じられるおもちゃをはじめとした、様々なおもちゃを通して、心身に障害のある子どもの情緒や生活機能の発達を促進できる場を提供します。

学校においては、その障害の種類や特性などに応じて、その可能性を伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間に育てるための教育を行います。

関連事業と取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
障害のある人の自立と社会参加を促進する	(1) 在宅福祉サービスなどの充実		
	88	在宅支援サービスの充実	94
	89	福祉機器などの充実	94
	31	障害者雇用の充実促進	94
障害のある児童の療育、保護者の相談・援助を行う	(1) 障害児の療育などの充実		
	90	あけぼの学園における療育	94
	91	障害児・保護者訓練指導事業などの実施	94
	92	おもちゃ図書館の運営	94
	93	障害児デイサービス事業への支援	95
	94	障害児機能強化事業への支援	95
	95	保育料の減免措置	95

基本目的 7. 新しい時代をたくましく 切り拓いていく子どもを 地域全体で育てるまち

次世代の担い手である児童・生徒が、自立した社会人となるための基礎が培われるよう、学校の活性化を進め、教育環境の向上に努めます。

多様化する保育ニーズに対応することができるよう、地域的なバランスを考慮しながら、保育サービスを提供します。また、子育てを楽しんでできるよう、相談や情報提供を行うほか、遊びの場や保護者同士の交流の場の提供を行うことにより、子どもが健やかに育つ環境を整えます。

地域での見守り、関係機関との連携や相談機能の強化を図り、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを充実します。

基本目的の達成度を測る指標
(平成17年度～21年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
学校教育の充実についてのプラス評価	市政アンケート(%)				
	3	4	4	4	5
保育所入所待機児童数	保育に欠ける児童のうちの10月1日時点入所待機児童数(人)				
	45	0	0	0	0

児童・生徒が社会人となるための基礎が培われる……行動目標 7-1

子どもの成長にとって、義務教育における学校の役割は非常に重要であることから、教育環境の向上を図り、教育活動を通して子どもの健やかな成長と安全の確保に努めます。

基礎学力の定着・向上を目的として、小学校では国語・算数の授業、中学校では英語・数学の授業について、30人以下の学習集団をめざし、少人数授業を行います。さらに、小中学校において到達度検査を実施し、基礎学力の定着度を把握するとともに、効果的な指

導法等について、検討委員会を設置し、検討を行います。

「総合的な学習の時間」の体験活動などを通して、国際理解・情報・環境・福祉・健康など現代的な課題の学習を進め、地域の人材を活用した創意工夫を生かす魅力ある学校づくりを推進します。また、総合的な学習の時間や生活科などで、子育ての大切さや人の成長には周りの助けが必要なことを学ばせ、親の愛情や「命」の重み・尊さ、正しい性について考え、自己の生き方を追求できるよう努めます。さらに、特別支援教育の充実、障害児学級に対する介助員の充実等を図り、障害のある子どもにも配慮した教育環境の向上に努めます。

不登校児童生徒の問題に対しては、各学校の家庭訪問の充実、スクールカウンセラーや教育相談員などの拡充を進めるとともに、保護者や地域、関係機関等とも協働しながら、解決を図っていきます。

現代の子どもは、幼児期から読書を行う習慣が形成されていないこともあり、子どもの「読書離れ」が指摘されています。しかし、読書は、単に言葉や文字を覚えるためだけでなく、表現力や感性を養う上で、非常に重要な役割を果たすものです。そこで、子どもが読書に親しみ、本と出会う機会が増えるように、学校図書館教育の推進をはじめとした学校での読書活動の充実を図ります。

保護者・地域の信頼に応える学校づくりのため、「学校自己評価」などで保護者や地域の方の意見や意向等を取り入れた学校づくりビジョンを作成し、その実現に向け取り組むとともに学校の情報を公開し説明責任を果たしていきます。

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちのすこやかな成長と安全の確保に努める	(1) 市単独事業の充実		
	96	30人学級基礎学力向上事業	96
	97	産業現場実習(高校生のインターンシップ)	96
	(2) 学校の自己決定による事業の推進		
	98	学校づくり支援事業	96
	(3) 大規模校支援事業		
	99	大規模校支援事業	96
	(4) 障害児学級介助事業の充実		
	100	障害児学級介助員の充実	96
	(5) 学校図書館の整備・充実		
	101	図書の実践	97
102	学校図書館教育の推進	97	

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちのすこやかな成長と安全の確保に努める (つづき)	(6) 学校評議員・学校自己評価の指導		
	103	学校評議員制度の充実	97
	104	学校自己評価の活用	97
	(7) 学校保健衛生業務の充実		
	105	学校保健衛生業務の充実	97
	(8) 通学区域の弾力化		
	106	通学区域の弾力的運用	98
	107	学校選択制の導入	98
各学校・園の教育課程の編成・実施、学習指導、生徒指導などの教育活動の指導・助言を行う	(1) 小中学校教育の充実		
	108	学校教育指導方針の具現化	98
	109	基礎学力定着・向上推進事業	98
	110	道徳教育の充実	98
	111	進路指導の充実	98
	112	小・中学校英語教育充実事業	99
	113	小・中学校一貫教育推進事業	99
	114	特別支援教育の充実	99
	115	自然教室事業	99
	116	情報教育の充実	99
	117	障害のある子どもの教育相談事業	99
	(2) 生徒指導の充実		
	118	教育相談の充実	100
	119	外国人幼児児童生徒教育充実事業	100
120	すこやか協力者会議事業	100	
安全で安心できる快適な学校施設づくりを推進する	(1) 学校施設の充実、教育環境の向上		
	121	学校施設整備	100
	(2) 安全安心施設整備		
	122	耐震補強整備	101
	123	バリアフリー化整備	101
	124	給食室衛生管理強化整備	101
125	防犯対策整備	101	

子どもが心身ともに健やかに育つ..... 行動目標 7-2

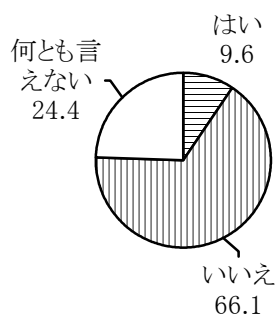
子育てをめぐる社会的環境は大きく変化し、なかでも核家族化の進行や保護者の就労形態の変化により、少子化が進行しているにもかかわらず、保育サービスに対する市民ニーズは増加しています。本市では、既存の認可保育所の定員を増やすことにより、待機児童の発生を抑えてきましたが、平成 16 年度においては、初めて 4 月 1 日時点で待機児童が発生しました。そのため、今後は民間活力を中心とした認可保育所の施設整備を進め、待機児童の解消に努めます。

また、保育サービスに対する市民ニーズは、多様化していることから、延長保育・一時保育・乳児保育・休日保育などの特別保育のほか、病後児保育、特定保育などの充実を進め、多様化・複雑化する保育ニーズに柔軟に対応した保育サービスの提供を民間活力を活用しながら進めます。

近年、児童に対する虐待が大きな問題となっています。国でもこの問題を重く受け止め、児童虐待の定義の見直しや国・都道府県・市町村の担う役割の明確化などをはじめとした、児童福祉法や児童虐待防止法の改正を行い、さらなる児童虐待防止対策の充実・強化を推進することとしています。本市においても、平成 12 年度から児童虐待防止法の施行に先がけて「四日市市子どもの虐待防止ネットワーク会議」を発足させ、保健、医療、福祉、教育、警察、司法、また地域も含めた関係機関、団体のネットワーク化を行っています。平成 17 年度からは、児童虐待防止の一義的な窓口は市町村が担うことになり、これまでその役割を担ってきた児童相談所は、専門的技術を要する事例への対応や市町村に対する後方支援を重点的に行うことになっていることから、今後もさらに、関係機関との連携や相談機能を強化し、虐待の未然防止、早期対応に努めます。

【「四日市市子育てについてのアンケート：就学前児童・家庭」から】

問 自分が、子どもを虐待しているのではないかと感じることはありませんか？



(回答者数 981 人、単位：%)

児童虐待が起こる背景は非常に複雑ですが、その原因の 1 つに育児の孤立や育児に対する負担感の増大による育児不安が挙げられます。これは、家庭において子育てをしている

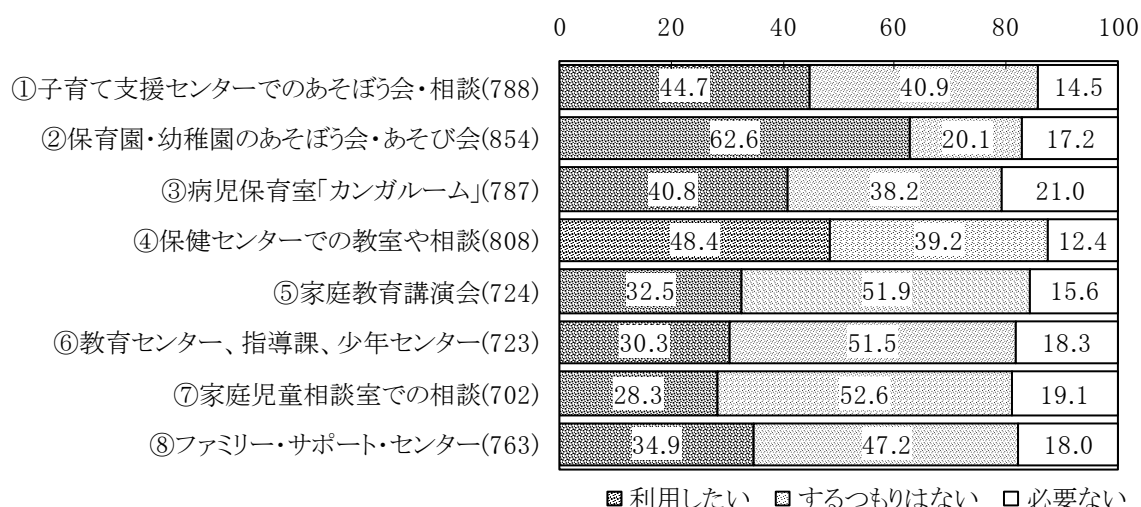
専業主婦にも広がっており、地域における子育て力の低下などの現状を踏まえると、従来の子育てと仕事の両立支援のみならず、すべての子育て家庭への支援が必要だと言えます。

本市では、公私立の保育園・幼稚園で「あそぼう会」・「あそび会」を実施し、未就園児とその保護者を対象に遊びの場の提供や育児相談を行っています。さらに子育て家庭を支援するために、単独型の橋北子育て支援センターを設置して、保育士によるきめ細かな相談を行っています。子育て支援センターは、公私立保育園で4ヵ所、小児科の医療機関で2ヵ所にも設置していますが、今後も子育て支援の中心的役割を担うべく、さらなる拡充を図っていきます。この他、保健センターでの母子保健事業、市民活動団体による子育て支援事業などを通して、楽しんで子育てができるよう、相談や情報提供を行うほか、遊びの場や保護者同士の交流の場の提供を行っています。地域においては、児童委員などを中心とする「地域子育てネット0～6会議」による見守りや地区市民センターを活用した子育て支援を行い、子どもを安心して生み育てられる地域社会づくりを進めています。

今後はさらに、地域や子育てを支援する団体、関係者との連携を図りながら、育児不安の解消や子育ての指導などの子育て家庭に対する支援を進めます。

【「四日市市子育てについてのアンケート：就学前児童・家庭」から】

問 四日市市では、次のような子育て支援を行っています。今後、利用したいですか？



(カッコ内は回答者数、単位：%)

また、保護者がいなかったり、保護者として監護させることが不適當である場合など、家庭環境に恵まれない子どもに対しての支援も重要です。そこで、乳児院や児童養護施設が家庭となり、また職員が親となって、子ども一人ひとりの将来を考え、社会に自立していけるよう、エスペランス四日市の改築や専門職員の配置などの環境づくりを支援します。

放課後などの子どもの過ごし方については、地域で子どもたちの遊ぶ機会が減少し、家の中で1人で過ごすことが増えてきていることから、児童館活動の充実を行うことで、子育て家庭が安心して過ごせるような場を確保できるよう努めます。

子どもの社会性や自主性を育てるためには、家庭や地域社会の教育力が高まる必要

があります。家庭においては、保護者が保護者や家庭の役割を理解し、子どもが生活能力、思いやり、自立心や社会的マナーなどを身に付けるように教育することが必要です。そのために、学習の場の提供、学習資料の配布及び市民意識の啓発を行います。また、地域社会においては、地域住民が子育て環境の変化や地域住民の役割を理解し、子育ての支援、子どもの見守り・指導、青少年育成活動や青少年育成環境づくりを進めることが必要です。そのために、青少年グループ体験活動、青年指導者の育成、青少年育成活動の促進、青少年育成環境づくりなど地域における青少年育成活動を促進します。

さらに、現代の子どもは、野外活動の機会が少なくなっています。そこで、豊かな自然の中で、集団宿泊活動、野外活動、自然・環境学習活動、芸術活動など様々な体験活動ができるよう、少年自然の家において、参加対象や季節を考慮した多彩なプログラムを用意し、問題解決能力、豊かな人間性、たくましさを身に付けることができるよう支援します。

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
子どもが健やかに育つ環境を整える	(1) 市民ニーズを踏まえた保育サービスの提供		
	126	保育の実施（通常保育）	101
	127	保育所延長保育事業	101
	128	保育所乳児保育事業	102
	32	保育所特定保育事業	102
	129	保育所障害児保育事業	102
	130	保育所一時保育事業	102
	33	病後児保育事業	102
	34	認可外保育施設への支援	102
	131	産休明け保育需要への対応強化	103
	132	保育所休日保育事業	103
	133	保育所への通訳配置	103
	134	保育所への手話通訳派遣	103
	35	保育所の育児休業明け予約事業	103
	135	保育所における自園調理の実施	103
	136	保育所における食育推進	104
	137	保育所家庭支援推進保育事業	104
	138	保育所充足率の緩和（待機児童対策）	104
	139	保育所の整備（建替え）	104
	140	私立幼稚園運営費補助	104
141	私立幼稚園教員研修費補助	104	

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
子どもが健やかに育つ環境を整える (つづき)	(2) 子育て家庭への支援サービスの提供		
	142	児童の虐待防止対策	105
	143	家庭児童相談室相談事業	105
	144	子育て支援センター事業	105
	145	保育所地域活動事業	105
	146	幼稚園での子育て支援(あそび会)	105
	147	市民活動団体が行う子育て支援活動	105
	26	子育てサークルなどの活動支援	106
	148	ファミリー・サポート・センター事業	106
	28	すわ公園交流館での市民企画の支援	106
	149	学童保育所における児童保育の支援	106
	150	子育て支援ショートステイ事業	106
	151	食育の推進	107
	152	子育て支援情報の提供(ホームページ)	107
	153	子育て支援情報誌の更新	107
	(3) 障害児の療育などの充実		
	91	障害児・保護者訓練指導事業などの実施	107
	92	おもちゃ図書館の運営	107
	93	障害児デイサービス事業への支援	108
	94	障害児機能強化事業への支援	108
	(4) 家庭での生活が困難な児童(乳児を含む)の預かりと安心した生活の確保		
	154	乳児院・児童養護施設への支援	108
	(5) 児童館活動の充実		
	155	児童館自主事業などの実施	109
	156	移動児童館事業の実施	109
	157	児童館施設・設備の整備	109
	158	児童館施設の管理運営・維持管理	109
159	児童育成地域組織活動への支援	109	
160	遊びボランティア・バンク	109	

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
母性並びに乳幼児などの健康及び育児への支援に努める	(1) 妊産婦の健康管理		
	36	母子健康手帳の交付	110
	37	妊婦健康相談	110
	38	妊婦一般健康診査(前期・後期)事業	110
	39	育児学級「パパママ教室」	110
	40	プレママ栄養教室	110
	41	妊婦歯科教室(デンタルマタニティースクール)	110
	42	電話相談(妊産婦)	110
	43	訪問指導(妊産婦)	111
	(2) 乳幼児の健康管理		
	44	乳児一般健康診査(4か月・10か月児)事業	111
	45	1歳6か月児健康診査事業	111
	46	3歳児健康診査事業	111
	47	乳幼児食教室	111
	48	育児相談	111
	49	心理発達相談	112
	50	親子教室「ラッコ」「イルカ」	112
	51	電話相談(乳幼児等)	112
	52	訪問指導(乳幼児等)	112
	53	乳幼児の事故予防対策	112
	54	幼児歯みがき教室(歯八八の教室)	112
	55	訪園歯みがき教室	113
	56	親子ヘルシー料理教室	113
	57	予防接種事業	113
	58	結核予防事業	113
	(3) 育児支援		
	59	育児学級「ぴよぴよクラブ」	113
	60	育児学級「わんぱくクラブ」	113
	61	親子ふれあい教室「コアラ」	114
	62	子育てネット0～6活動(子育て支援事業)及び地区などの依頼による育児相談・講話など	114

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
家庭や地域の教育力を高め、 家族や地域住民が青少年の 自主性及び社会性などを育 てる社会になる	(1) 家庭教育の向上を支援する		
	161	家庭教育に関する学習の場の提供	114
	162	家庭教育に関する市民啓発の実施	114
	163	家庭教育に関する学習資料の配付	114
	(2) 地域の青少年育成活動を促進する		
	164	グループ体験活動の促進	115
	165	青年指導者の育成・支援	115
	166	地域青少年育成活動の促進	115
	167	青少年関係団体指導者・育成者の育成・支援	115
	168	地域青少年育成環境づくりの促進	115
	169	少年自然の家主催事業の充実	115
	170	少年自然の家受入れ事業の充実	115
	(3) 青少年の非行防止・立ち直りを支援する		
	171	補導員による補導・指導の実施	116
	172	青少年相談員による相談・指導の実施	116
	173	関係専門機関の連携	116
174	子どもと若者の居場所づくりの実施	116	



基本目的 8. 子どもが、豊かな心と 健やかな体で、様々な 体験をできるまち

子どもが芸術・文化・スポーツ活動などの体験を通して、知性、感性、体力を育み、人間性豊かな成長ができるよう努めます。

基本目的の達成度を測る指標
(平成 17 年度～21 年度目標)

指標の名称	指標の内容				
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
総合型地域スポーツクラブ設立箇所数	総合型地域スポーツクラブの設立箇所数(カ所)				
	2	3	4	5	6
満 15 歳以下市民一人当たり児童図書貸出冊数	満 15 歳以下市民一人当たりの児童図書貸出冊数(冊)				
	7.30	8.20	9.00	9.70	10.00

市民の芸術・文化活動が高まる.....行動目標 8-1

子どもや青少年の時期は、人格を形成していく過程であり、人生の中で最も重要な時期であると言えます。この多感な時期に、優れた芸術・文化に接し、感動を得ることは、豊かな人間性や多様な感性を育み、健全な心の成長に大きな役割を果たします。そのため、こども芸術劇場の開催などを通じ、芸術・文化活動に触れ合える機会を提供できるよう努めます。また、四日市市立博物館においては、様々な文化的要求を満たした展示や投映番組、子ども博物館教室や子ども天文教室などを実施し、学習の機会を提供します。

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
市民が芸術・文化活動を行えるようにする	(1) 芸術・文化を鑑賞する機会を提供する		
	175	こども芸術劇場開催委託事業	117
	28	すわ公園交流館での市民企画の支援	117
郷土の歴史や自然に対する知識や理解を深め、郷土を大切に作る心や科学する心を育み、よりよいまちづくりや未来を考える場を提供する	(1) 展示・投映事業の実施		
	176	展覧会の開催	117
	177	プラネタリウム季節番組の投映	117
	(2) 教育普及の活動		
	178	プラネタリウム学習投映の実施	118
	179	学習支援展示の実施	118
	180	博物館・天文教室の開催	118
181	移動天文車観望会の実施	118	

市民が生涯を通じて学習、スポーツ活動に取り組める

..... 行動目標 8-2

近年、子どもの体力低下が深刻な問題となっています。子どもの遊び自体が、屋内で少人数によって行われるものが増えてきており、集団の中で培われる社会性や社会規範が希薄していることも指摘されています。本来、この時期には健やかな体だけでなく、様々な「生きる力」が培われるべきであるため、生涯を通じて関われるような学習活動やスポーツ活動を充実する必要があります。

スポーツ活動においては、概ね1中学校区に1クラブの割合で「総合型地域スポーツクラブ」の設立を図り、誰もが地域でスポーツに親しむことができるよう努めます。また、子どもや子育て家庭が、その体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しめるよう、スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、各種スポーツ大会の開催支援を行います。

子どもたちの健やかな成長には健康・体力の増進が欠かせません。仲間とかかわりながら進んで運動やスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で安全な生活を実践できる子どもが育つよう、各学校において健康づくり・体力向上のための特色ある活動を推進するほか、健全な食習慣を身につけさせる食に関する教育にも積極的に取り組みます。

豊かな心の育成では、読書を通じた心の涵養が求められています。読書は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で重要な役割を果たすものであるため、学校での読書活動との連携強化を図りつつ家庭や地域における読書活動の啓発及び推進に努めます。そのひとつの場として、

市立図書館の役割は大きいため、使い易く居心地の良い図書館をめざすと同時に、児童向けの講座を充実させ、学習活動を支援します。さらに、より身近な図書館をめざし、移動図書館による全域サービスの充実を図ります。

関連事業・取り組み

任務	No.	事業・取り組み名	別表頁
市民が主体となってまちづくり りに参画していくためライフ ステージに応じた生涯学 習活動を支援する	(1) 体系的、計画的な生涯学習行政の推進		
	182	子ども読書活動推進事業	119
	183	勤労青少年ホーム事業	119
市民が体力や年齢、目的に応 じてスポーツに親しむこと ができるようにする	(1) 生涯スポーツの普及・振興		
	184	総合型地域スポーツクラブの設立	119
	185	スポーツ教室の開催	119
	186	スポーツ少年団活動の促進	119
	(2) 児童・生徒の健康・体力の向上		
	151	食育の推進	119
市民の多様な学習要望に応 じ、使いやすく居心地の良い 図書館をめざす	(1) 図書館のサービス業務の円滑推進		
	187	自動車文庫による全域サービスの充実	120
	(2) 文化事業の充実		
視聴覚に関する事業を通じ て市民の文化活動を推進す る	(1) 視聴覚センター事業		
	189	「親と子の映画会」の開催	120



(別表) 関連事業・取り組みの概要及び目標値

1. 楽しい子育てを支援する環境の整ったまち

行動目標 1-1 快適に暮らせる生活基盤が整う

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
安全で快適な住環境の整備を進める	(1) 快適な住環境の整備を進める								
	1	まちなか居住を進める	再開発・優良建築物等整備事業の促進	整備地区数の累計 (地区)	4	5	都市 計画課		
	2	良質な住宅づくりを進める	特定優良賃貸住宅の供給	供給戸数の累計(戸)	160	212			
	(2) 安全な住環境の整備を進める								
	3	建築物の耐震対策などの推進	旧耐震建築物の耐震診断と耐震補強の推進	17年度以降の木造住宅耐震診断の実施件数累計(件)	3,000	9,000	防災 対策課		
	4	建築物のユニバーサルデザイン化の促進	「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づき、より多くの人にとって、使いやすい建築物の数を増やす。	申請件数(件)	60	継続	建築 開発課		
市民の移動を円滑にする道路整備を進める	(1) 一般市道の整備								
	5	生活道路の整備	道路改良(歩道整備を含む)及び舗装事業並びに道路環境整備を進める。	17年度以降の舗装改良及び歩道整備の施工延長実績累計(m)	12,895	20,000	道路 整備課		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(2) 安心して通れる歩行空間づくり							
	6	あんしん歩行エリアの整備	循環性のある歩行空間を確保する。	17年度以降の歩道のフラット化の延長距離累計(m)	371	877	道路整備課	
	7	交通安全施設の整備	交通安全施設設置に対する適切な対応	17年度以降の区画線の設置及び引き直しの延長距離累計(m)	51,932	80,000		
	(1) 公園及び緑地の整備							
市民に親しまれる公園、緑地を整備する	8	公園緑地整備事業の推進	特色ある公園の創出	都市公園の供用面積(ha)	268.28	増やす	市街地整備・公園課	
	9	公園・街路樹などのリニューアル整備	住民参加による協働方式による整備	協働方式の導入による年度毎の整備箇所数(カ所)	4	継続		
	(1) 利用者の視点に立った設計・工事監理・監督							
市民に安全で使いやすい公共建築などを提供する	10	バリアフリーの配慮	受託工事の設計・監理・監督においてバリアフリーの配慮を図る。	受託工事施工件数(件)	41	継続	営繕工務課	
	11	環境負荷の低減	受託工事の設計・監理・監督において環境負荷の低減を図る。	受託工事施工件数(件)	109	継続		
	12	公共施設の耐震化を進める	受託工事の設計・監理・監督において耐震化を図る。	受託工事施工件数(件)	31	継続		

2. 安全で安心して生活できるまち

行動目標2-1 市民が安全に日常生活を送れる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
交通安全の啓発と安心事業を実施する	(1) 交通安全の啓発								
	13	交通安全こどもフェスタの開催	交通安全に関する子どもの作品（ポスターなど）を発表する機会を提供するとともに、楽しく参加できる体験型交通安全イベントとして、年1回、市内大型店舗において開催する。	年度毎の作品の応募数 (点)	3,105	3,200	管理課		
	14	愛のメッセージ運動	家族が交通安全について話し合うきっかけの提供として、子どもから家族に対し、交通安全の願いを伝え、その返事をもらう運動。	年度毎の運動参加者数 (人)	1,730	2,000			
	15	こども自転車教室	安全な歩き方、自転車の乗り方を中心とした、野外における交通安全教室の出前教室。	年度毎の教室への参加者数(人)	100	200			
安心して暮らせるまちづくりを支援する	(1) 安全なまちづくりへの支援を行なう								
	16	防犯外灯設置・維持の補助	夜間における犯罪の発生を防止するため、自治会が管理する防犯灯の設置、修繕、または電気料に対し支援を行う。	1灯あたりの世帯数 (世帯)	4.72	4.20	市民文化課		
	17	通学路交通安全施設整備事業	児童・生徒の登下校時の交通事故防止のため、学校、PTA、自治会など地元の要望に沿った、通学路の交通安全施設整備を推進する。	児童・生徒の通学時交通事故件数(件)	17年度 新規 116(参考)	100	教育総務課		

3. 子どもも大人も、みんな一人ひとりが光るまち

行動目標3-1 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
学校や地域 社会で人権 教育を進 め、市民の 人権問題解 決への行動 意識を高め る	(1) 人権啓発及び指導者・リーダーの育成充実								
	18	学校人権教育リー ダー育成研修会	小中学校の教員を対象に、講演と演習形 式で「人権総合学習」「部落史学習」な どをテーマとした研修会を年間6回実 施する。	15年度以降の対象人数 累計(人)	20	145	人権・ 同和 教育課		
	19	各地区人権・同和教 育推進協議会のイベ ントなどの自主事業 の開催支援	各地区の人権・同和教育推進協議会が開 催するイベント、学習会、研修会などへ の教材や講師の紹介、指導助言、実施内 容の相談、運営に関するリーダーの相談 などに応じ、業務委託の充実を図る。	各地区事業の総参加者 数(人)	9,093	10,184			
	20	「人権フェスタ」の 開催	市民一人ひとりの人権意識を高めるた め、人権を考える月間行事として、講演 会やパネル展を開催する。	入場者数(人)	600	3,000	人権・ 同和課		
	21	人権・同和教育講座 などの開催	人権プラザが企画・参画して、人権・同 和教育講座、講演会、学習会などを開催 する。	人権啓発講座などへの 参加者数(人)	770	810	人権・ 同和課 (人権 プラザ)		
	22	民間企業における人 権意識の啓発支援	部落差別、障害者差別、外国人差別、女 性差別など、あらゆる差別を無くすた め、企業の立場からの啓発活動を支援す る。	四日市市人権啓発企業 連絡会会員数	80	120	商工課		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(2) 地域自主自立支援							
	23	子ども人権文化創造事業(キッズ・ホリデースクール、地域人権教育推進事業)	学校・家庭・地域が連携して、地域の子どもの交流促進や相互理解を図るため、休日などに文化・教養活動やスポーツ活動などを行ったり、平日を中心に人権学習や進路相談などを実施したりする。	実施回数(回)	722	730	人権・同和教育課	
	(3) 児童の権利を守る							
	24	「児童の権利に関する条約」の宣伝普及	四日市の未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育むため、「子どもの権利条約」に関して、各種啓発事業を推進することにより、市民の認識を深め、子どもの権利擁護の推進を図る。	子ども権利条約に関する認知度	-	高める	児童福祉課	



行動目標3-2 市民主体でまちづくりが行われる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
市民とのコミュニケーションを図り、地域社会づくりを推進する	(1) 地域社会づくりの支援を行う								
	25	個性あるまちづくり事業による支援	先駆的で夢のある自主的な公益活動を行う市民団体に対し支援を行うことにより、活力ある地域社会づくりを目指す。	支援団体数累計(団体)	16年度 新規 (H16は48)	150	市民文化課		
	26	子育てサークルなどの活動支援	橋北子育て支援センターをはじめ、7カ所の子育て支援センターで、情報や場の提供を行い、子育てサークルやボランティアの活動を支援する。	子育てサークル・グループ数(団体)	50	増加	児童福祉課		
市民との適切な役割分担の基に、地域の特性を活かしたまちづくりを進める	(1) 市民主体のまちづくりが進むよう啓発・支援を行う								
	27	まちづくり活動支援	まちづくり推進団体への支援	年度毎の支援団体数(団体)	3	10	都市計画課		
	28	すわ公園交流館での市民企画の支援	中心市街地の歴史的建造物や公園・周辺商店街を活用した子育て・音楽などの市民企画を支援する。(18年度から指定管理者制度導入予定)	企画数(回)	12 (8~3月)	40	商工課		



4. 子育てしながら働きやすいまち

行動目標 4-1 商工業が活発になり、働きやすい環境になる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
民間事業者 が積極的に 投資できる 環境が整う	(1) 中心市街地の活性化								
	28	すわ公園交流館での 市民企画の支援	中心市街地の歴史的建造物や公園・周辺 商店街を活用した子育て・音楽などの市 民企画を支援する。(18年度から指定管 理者制度導入予定)	企画数(回)	12 (8~3月)	40	商工課	3-2	
	(2) 勤労者就労環境の改善								
	29	中小企業への子育て 支援環境づくりの啓 発	市内企業への情報提供	回数(回)	0	6	商工課		
	30	資格取得などの再就 職支援	就職に有利な資格取得を通じ、子育て世 代や中高年などの就職を支援する。	採用者/受講者(%)	26.6	40.0			
	22	民間企業における人 権意識の啓発支援	部落差別、障害者差別、外国人差別、女 性差別など、あらゆる差別を無くすため、 企業の立場からの啓発活動を支援する。	四日市市人権啓発企業 連絡会会員数	80	120		3-1	
	31	障害者雇用の充実促 進	障害者雇用奨励金・トライアル奨励金の 補助を通じ、市内企業の障害者雇用を促 進する。	障害者雇用率(%)	1.28	1.50			

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	32	保育所特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2、3日程度、もしくは午前か午後において必要に応じて柔軟に利用できるサービスを認可保育所において実施する。	施設数(園)	4	7	児童 福祉課	
	33	病後児保育事業	病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わつて、医療機関に付設した施設で一時的に預かる。	施設数(カ所)	1	2		
	34	認可外保育施設への支援	認可保育所での保育の実施が困難な児童を受け入れている認可外保育施設に対して、運営経費の一部を助成することにより、市内の待機児童の解消を図る。	対象施設数	2	増加		
	35	保育所の育児休業明け予約事業	育児休業明けの養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、育児休業明けの保育の予約を可能とする。	受付実施	実施	継続		

5. まわりの愛情に生まれ、親子が健やかに生活できるまち

行動目標5-1 妊娠から出産まで安心して快適に過ごし、いきいき子育てでき、子どもが心身ともに健やかに成長できる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
母性並びに乳幼児などの健康及び育児への支援に努める	(1) 妊産婦の健康管理								
	36	母子健康手帳の交付	妊娠初期から交付し、健康診査、相談・教室の受講状況などを記録することを通して、健康管理意識を高め、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図る。	妊娠11週以下届出率 (%)	74.1	75.0	保健 センター		
	37	妊婦健康相談	喫煙・飲酒・SIDS予防を含めた妊娠中の生活指導及び相談を行うことにより、妊娠中を快適に過ごし、産後の育児不安の予防を図る。	相談者数(人)	720	700			
	38	妊婦一般健康診査(前期・後期)事業	安全な分娩と健康な子の出生のため、医療機関に委託して健康診査を実施し健康管理体制を確立する。	受診率(%)	前期95.3 後期90.9	前期95.4 後期91.0			
	39	育児学級「パパママ教室」	妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性父性の保護育成、育児支援を行う。	実施回数(回)	12	12			
	40	プレママ栄養教室	妊娠前から栄養指導を行うことにより、健全な母性の育成を図る。	実施回数(回)	4	4			
	41	妊婦歯科教室(デンタルマタニティースクール)	妊産婦の特異性や健康管理、胎児の歯の形成・乳幼児の歯や口腔内についての理解、歯口清掃などの指導を行う。	実施回数(回)	12	12			
	42	電話相談(妊産婦)	妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	相談実施数(件)	60	70			

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	43	訪問指導（妊産婦）	妊娠・出産・育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	訪問実施数（件）	223	230	保健 センター	
（２）乳幼児の健康管理								
	44	乳児一般健康診査 （４か月・10か月児） 事業	発育発達等異常を早期に発見し、適切な措置を行うため、医療機関に委託して健康診査を実施し、健康管理体制を確立する。	受診率（％）	4か月 94.5 10か月 90.5	4か月 94.6 10か月 90.6	保健 センター	
	45	1歳6か月児健康診査事業	疾病障害の早期発見・早期療育、日常生活指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築する。	受診率（％）	95.9	96.0		
	46	3歳児健康診査事業	疾病障害の早期発見・早期療育、日常生活指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築する。	受診率（％）	89.6	90.0		
	47	乳幼児食教室	乳幼児期から大人の食生活への移行にあたっての指導を通じて、健康的な食生活のあり方を啓発する。	実施回数（回）	24	24		
	48	育児相談	乳幼児の発育発達支援及び保護者などへの育児支援を目的に、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行う。	相談実施数（件）	1,796	800		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	49	心理発達相談	乳幼児の心身の発達・保護者の育児不安などに対する継続指導を行い、必要なケースについては専門機関の紹介を行うことにより、乳幼児の健康増進、保護者への育児支援を図る。	相談実施数（件）	431	450	保健 センター	
	50	親子教室「ラッコ」 「イルカ」	幼児の発達遅滞や保護者の育児不安が疑われるケースについて、定期的な集団指導を行うことにより、幼児の発達を促す適切なかわり方を保護者が学ぶ機会とするとともに、育児不安の解消を図る。	実施回数（回）	24	24		
	51	電話相談（乳幼児等）	妊娠・出産、乳幼児の発育発達、育児に関する相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	相談実施数（件）	1,596	1,600		
	52	訪問指導（乳幼児等）	妊娠・出産、乳幼児の発育発達、育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	訪問実施数（件）	740	750		
	53	乳幼児の事故予防対策	乳幼児の事故の大部分は予防可能なものであるから、母子保健事業時に事故予防方法について情報提供、指導を行う。	実施している家庭の割合（％）	2.4	80.0		
	54	幼児歯みがき教室 （歯ハハの教室）	幼児期の虫歯予防に関して甘味制限の必要性や歯磨きの大切さ及び習慣づけとなるよう指導を行い、乳歯・永久歯の健全な育成、保持を図る。	実施回数（回）	24	26		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
	55	訪園歯みがき教室	園児・保護者に対して、健全な乳歯及び永久歯の育成や口腔衛生の向上を図る。	実施園数（園）	14	15	保健 センター		
	56	親子ヘルシー料理教室	小学生と保護者に食材料の選び方や調理を通じて、食生活のあり方についての実習を行う。	実施回数（回）	23	24			
	57	予防接種事業	感染症予防のために予防接種を行う。	麻疹1歳6か月までの接種率（％）	96.9	97.0			
	58	結核予防事業	結核予防のためにBCG接種を行う。	接種率（％）	1歳まで 94.0	6か月まで 90.0			
	（3）育児支援								
	59	育児学級「ぴよぴよクラブ」	子どもを連れて気軽に集まれる場を提供し、子どもと触れ合い、親同士の情報交換、ネットワークづくりを支援するとともに育児情報の提供・育児相談を行い、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	12	12	保健 センター		
60	育児学級「わんぱくクラブ」	親子で気軽に遊べる場を提供し、親同士の情報交換、ネットワークづくりを支援するとともに育児情報の提供、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	16年度 新規	12				

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	61	親子ふれあい教室 「コアラ」	発達に応じたふれ合い遊びを通じ、親子で楽しみ、日頃の育児に活かしてもらうことにより、育児を楽しみに転換させ、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	16年度 新規	12	保健 センター	
	62	子育てネット0～6 活動（子育て支援事 業）及び地区などの 依頼による育児相 談・講話など	保育園・幼稚園・子育て支援センター・児童館・民生委員などの関係機関と連携し、身近な育児の交流の場において、育児支援を行い、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	89	100		

行動目標 5-2 親子が安心して医療を受けられる

休日・夜間 に医療の提 供をする	(1) 小児医療の充実							
	63	小児医療体制の整備 (休日・夜間)	休日・夜間に安心して受診できる体制を整備する。	日数・時間	365日・ 24時間	365日・ 24時間	保健 センター	

6. すべての家庭が自立することを応援するまち

行動目標 6-1 地域で福祉活動が活発に展開される

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
市社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの団体の活動を支援し、地域住民や関係者の積極的な参加や相互協力のもとに地域福祉を充実させる	(1) 地域福祉の充実							
	64	民生委員・地区社協などの子育て支援	「地域の身近な相談役」としての活動を支援し地域福祉の推進向上を図る。	-	-	継続	保健 福祉課	
	65	福祉サービスを担う人材の育成	在宅介護支援センター連絡協議会、事業者や事業者の連絡協議会などにおいて、人権意識の啓発、知識や技術の向上を目指した研修などにより人材の育成が図られるように努める。	-	-	継続		



行動目標 6-2 市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
福祉対象者に各種手当給付、福祉医療助成の事業を行うことにより、経済的基盤を安定させる	(1) 各種手当、助成、援助の充実							
	66	児童手当の支給	児童手当の支給により家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に役立てる。9歳到達後最初の3月31日までの間の児童と生計を同じくしている父又は母や養育している者に支給する。	受給者数(人)	12,509	継続	保健 福祉課	
	67	児童扶養手当の支給	父と生計をともにできない児童が育成されている家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進する。18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母又は母にかわって児童を養育している者に支給する。	受給資格者数(人)	2,173	継続		
	68	障害児福祉手当等の支給	日常生活において、重度の障害のため常時介護を必要とする20歳未満の障害児の福祉の増進を図る。障害児本人に支給する。	受給資格者数(人)	148	継続		
	69	特別児童扶養手当の支給	身体や精神に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図る。障害児の父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している者に支給する。	受給資格者数(人)	390	継続		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	70	不妊治療医療費助成	不妊治療を行っている夫婦に対し、経費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り少子化対策に寄与する。	助成件数（件）	295	継続	保健 福祉課	
	71	乳幼児医療費助成	4歳未満の児童の医療費及び就学前の児童の入院費の助成をすることにより保護者の経済的負担の軽減を図る。	受給資格者数（人）	10,528	継続		
	72	心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1, 2, 3級またはIQ 70以下の心身障害者に対して医療費を助成することにより経済的負担の軽減を図る。	受給資格者数（人）	6,193	継続		
	73	一人親家庭等医療費助成	一人親家庭等の子及び父母に対して医療費を助成することにより経済的負担の軽減を図る。	受給資格者数（人）	5,127	継続		
	74	市重症心身障害児手当の支給	重度の障害者（児）の福祉の増進に寄与するため、身体障害者手帳1, 2級又は療育手帳Aの該当者に支給する。	受給者数（人）	267	継続		
	75	助産施設利用者への支援	経済的な理由により、助産が必要な妊婦を委託する助産施設に入所させ、これに必要な費用を支弁することにより、子育て家庭への支援を行う。	助産施設年間利用件数 （件）	0	1	児童 福祉課	

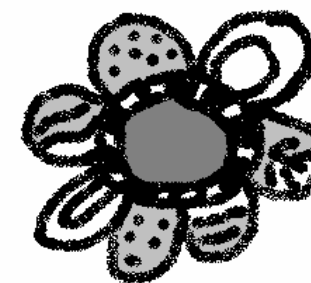
任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	76	就学援助	経済的理由により就学困難な児童について学用品を供与するなどの就学奨励を行い、小学校における義務教育の円滑な実施に資する。	受給者数(人)	2,178	継続	学校 教育課	
	77	就園奨励	経済的理由により幼稚園の保育料の支払いが困難な保護者に対し市の定める基準に基づき保育料の減免を行なう。	該当者数(人)	48	継続		
	78	私立幼稚園就園奨励費補助	幼稚園に通う世帯の保育料・入園料の負担軽減を目的に、所得の状況に応じて補助を行う。	年間保育料保護者負担 (円)	160,869	軽減する	教育 総務課	
	79	私立幼稚園保育料補助	私立幼稚園に就園している3～5歳児の保護者に対し、保育料の一部を補助し、保育料負担の軽減を図る。	年間保育料保護者負担 (円)	160,869	軽減する		
	80	保育所保育料の軽減	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の定める徴収基準額より低額に設定する。	軽減実施	実施	継続	児童 福祉課	

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
母子家庭及び寡婦が安定した生活を確保する	(1) 経済的安定と自立を図るための支援								
	81	母子生活支援事業	生活に支援の必要な母子を母子生活支援施設に保護し、母子家庭の自立促進を図る。	入所世帯数(世帯)	339	350	児童 福祉課		
	82	母子福祉センターの運営	母子家庭及び寡婦の経済的、精神的負担を軽減するとともに生活の安定と自立を図るため、母子福祉センターにおいて相談業務や講座の開設を行う。	受講者延べ人数(人)	1,532	1,600			
	83	母子福祉協力員による相談	母子家庭及び寡婦の安定した生活を確保するため、母子福祉協力員による相談を行う。	相談件数(件)	886	1,500			
	84	保育料の減免措置(母子減免)	母子家庭の経済的負担を軽減するとともに生活の安定と自立を図るため、保育料の減免を行う。	母子減免件数(件)	408	400			
社会ニーズに対応した市営住宅を整備する	(1) 市営住宅ストック活用								
	85	市営住宅の建替え	老朽市営住宅の建替え	16年度以降の建替目標戸数累計(戸)	-	200	市営 住宅課		
	86	市営住宅の安全確保	既存市営住宅ストックの耐震補強	16年度以降の耐震補強目標戸数累計(戸)	-	112			
87	市営住宅のバリアフリー化	高齢者・障害者対応型住宅の供給	高齢者・障害者対応型住宅管理戸数累計(戸)	131	321				

行動目標 6-3 障害のある人の自立と社会参加を促進する

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
障害のある 人の自立と 社会参加を 促進する	(1) 在宅福祉サービスなどの充実							
	88	在宅支援サービスの 充実	ホームヘルプサービス・ショートステイ の利用により障害のある児童の自立と社 会参加を促進する。	ホームヘルパーの訪問 時間数(時間)	343	2,635	障害 福祉課	
	89	福祉機器などの充実	障害のある児童に補装具・日常生活用具 を給付し、自立と社会参加を促進する。	補装具・日常生活用具 給付件数(件)	636	810		
	31	障害者雇用の充実促 進	障害者雇用奨励金・トライアル奨励金の 補助を通じ、市内企業の障害者雇用を促 進する。	障害者雇用率(%)	1.28	1.50	商工課	4-1
障害のある 児童の療 育、保護者 の相談・援 助を行う	(1) 障害児の療育などの充実							
	90	あけぼの学園におけ る療育	障害のある乳幼児の保育園・幼稚園での 統合保育に向けて前段階の保育・療育を 行う。	発達指数が伸びた乳幼 児の比率(%)	20.0	25.0	あけぼ の学園	
	91	障害児・保護者訓練 指導事業などの実施	健康増進センターやあけぼの学園にて、 障害のある児童の言語及び理学などの訓 練指導を行う。	年間訓練実施回数(回)	言語 1,338 理学 658(作 業含む)	言語 1,535 理学 906(作 業含む)		
92	おもちゃ図書館の運 営	おもちゃを通して、心身に障害のある子 どもの情緒や生活機能の発達を促進させ る。	利用児童数(人)	4,425	8,000	児童 福祉課		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	93	障害児デイサービス 事業への支援	あけぼの学園療育部の児童デイサービス 事業(1日利用定員20名、おおむね0～ 3歳)に対する治療保育を行う。	利用日数(日)	2,283	2,400	あけぼ の学園 児童 福祉課	
			障害児デイサービスの対象者を17歳ま で拡充し、障害児の日中活動・社会参加 の場が増え、より身近な施設でサービス の提供が受けられるよう、介護保険の通 所介護事業所などで実施する。	実施施設数(カ所)	17年度 新規	10	障害 福祉課	
	94	障害児機能強化事業 への支援	ボランティア団体が実施する障害児訓練 事業に対して助成することにより、本市 の障害のある子どもの機能強化の推進に 資する。	助成団体数(団体)	1	継続	あけぼ の学園	
	95	保育料の減免措置	あけぼの学園療育部在籍児でかつ保育園 に入所している児童の保育料を軽減す る。	軽減措置	実施	継続	児童 福祉課	



7. 新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもを地域全体で育てるまち

行動目標7-1 児童・生徒が社会人となるための基礎が培われる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちのすこやかな成長と安全の確保に努める	(1) 市単独事業の充実								
	96	30人学級基礎学力向上事業	30人編成基準をあてはめた時、増加学級になる学年に非常勤講師を配置し少人数授業を行う。	授業時間数(時間)	35,131	増やす	学校教育課		
	97	産業現場実習(高校生のインターンシップ)	就職前の職業体験を通じて社会人となるための意識づけを行う。	参加生徒数・受入企業数	265人・110社	400人・200社	商工課		
	(2) 学校の自己決定による事業の推進								
	98	学校づくり支援事業	校長から学校づくりビジョンのヒヤリングを行い、特色ある学校づくりを推進するために財政支援を行う。	ビジョン作成学校数	全小・中学校	継続	指導課		
	(3) 大規模校支援事業								
	99	大規模校支援事業	大規模校の教育活動が円滑に実施されるよう、施設利用等の便宜を図るなど支援を行う。	支援学校数	小学校3校	小学校3校 中学校3校	指導課		
	(4) 障害児学級介助事業の充実								
100	障害児学級介助員の充実	障害児学級の児童生徒が、学校生活をする上で介助が必要な場合、介助員を配置する。	雇用人数(人)	86	増やす	学校教育課			

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
(5) 学校図書館の整備・充実								
	101	図書の充実	児童生徒用の図書費予算の確保に努めるとともにデータベース化により円滑な図書の利用を図る。	蔵書数(万冊)	44	45	学校 教育課	
	102	学校図書館教育の推進	学校図書館の活性化のため、図書館司書の配置などを行い、子どもの読書活動を推進する。	1か月に1冊以上読む子どもの割合(%)	75	83	指導課	
(6) 学校評議員・学校自己評価の指導								
	103	学校評議員制度の充実	地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを推進する。	実施校数	全小中学校	継続	学校 教育課	
	104	学校自己評価の活用	全園・小中学校で学校自己評価を行い、その結果等を活用して学校運営などの改善を行う。	実施園・小中学校数	60校園	全園・小中 学校	指導課	
(7) 学校保健衛生業務の充実								
	105	学校保健衛生業務の充実	児童・生徒・園児の健康診断、小中学校、幼稚園における保健、健康教育の充実を図る。	検診受診率(%)	99.6	100.0	学校 教育課	

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(8) 通学区域の弾力化							
	106	通学区域の弾力的運用	保護者より、指定する小学校、中学校からの変更希望の申し出がなされた場合、「学区外通学許可基準」に基づき対応する。	該当ケース数(人)	540	機会拡大	教育 総務課 学校 教育課	
	107	学校選択制の導入	児童・生徒や保護者の意思により複数の学校から入学する学校を選択する機会を拡大する。	-	内部ワーキング実施			
	(1) 小中学校教育の充実							
各学校・園の教育課程の編成・実施、学習指導、生徒指導などの教育活動の指導・助言を行う	108	学校教育指導方針の具現化	各園・学校は、学校教育指導方針に基づいた教育活動を推進するとともに、そのための指導・助言を行う。	実施小中学校数	全小・中学校	継続	指導課 人権・ 同和 教育課	
	109	基礎学力定着・向上推進事業	到達度検査を行い子どもの学習状況のつまづきを明らかにし、基礎学力の定着・向上を図る。	実施小中学校数	全小・中学校	継続	指導課	
	110	道徳教育の充実	年間計画に基づき、各園・小中学校が計画的に取り組み、保護者などに授業公開を行うよう支援する。	公開率(%)	100	継続		
	111	進路指導の充実	職場体験学習などの充実を図るなど、キャリア教育を計画的に実施する。	体験学習実施中学校数 (校)	18	22		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	112	小・中学校英語教育 充実事業	外国人指導員を小中学校へ派遣し、小学校英語活動や中学校英語教育を充実する。	英語指導員人数(人)	14	22	指導課	
	113	小・中学校一貫教育 推進事業	義務教育9年間を通して、子どもの健やかな成長と確かな学力の向上に向け、小中学校で教育内容・方法の連携を図る。	中学校区数(中学校区)	4	全中学校区		
	114	特別支援教育の充実	特別な支援を要する子どもについて、一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画を立てるなど、体制の確立を支援する。	実施園・小中学校数	-	全園・小中学校実施		
	115	自然教室事業	小学校5年、中学校1(2)年で少年自然の家などを利用して、自然とふれ合う機会を充実する。	実施小中学校数	全小・中学校	継続		
	116	情報教育の充実	情報教育環境の整備や情報教育研修の開設及び学校ホームページ運営支援を行う。	ホームページ開設校数	全小・中学校	継続	教育センター	
	117	障害のある子どもの 教育相談事業	特別な支援を要する子ども一人一人の教育的ニーズに応じた個々の教育支援を行うため、教育相談支援体制の整備と充実を図る。	巡回相談回数(回)	74	増加		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(2) 生徒指導の充実							
	118	教育相談の充実	スクールカウンセラー・心の相談員などの配置を小中学校で推進し、相談体制を確立する。	配置小中学校数	全中学校 2小学校	全中学校 13小学校	指導課 教育 センター	
	119	外国人幼児児童生徒教育充実事業	適応指導員を派遣し、外国人の子どもへの日本語教育をはじめとする教育活動を支援する。	適応指導員人数(人)	14	20	指導課	
	120	すこやか協力者会議事業	中学校区(保、幼、小)で定期的に行われ、それぞれの地域の実態に応じて運営され、子どもを見守る体制を作っている。	会議開催数	188	220		
	(1) 学校施設の充実、教育環境の向上							
安全で安心できる快適な学校施設づくりを推進する	121	学校施設整備	昭和30年代に建築した老朽化校舎の改築工事を計画的に行う。	30年代校舎改築率(%)	50	78	教育 施設課	

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(2) 安全安心施設整備							
	122	耐震補強整備	校舎及び体育館の耐震性能向上のための耐震化工事を行う。	整備率(%)	42	100	教育 施設課	
	123	バリアフリー化整備	障害のある児童・生徒がともに円滑な学校生活を送るための水平移動対策整備工事を行う。	整備率(%)	61	94		
	124	給食室衛生管理強化整備	衛生管理強化のための改修工事を行う。	整備率(%)	56	100		
	125	防犯対策整備	防犯カメラ、門扉などの整備工事を行う。	整備率(%)	64	98		

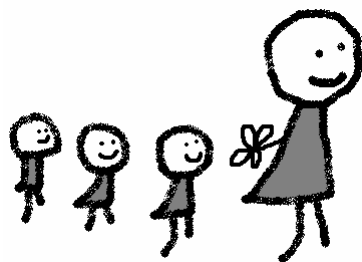
行動目標7-2 子どもが心身ともに健やかに育つ

	(1) 市民ニーズを踏まえた保育サービスの提供							
子どもが健やかに育つ環境を整える	126	保育の実施 (通常保育)	保護者の労働または疾病などにより、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わって、認可保育所で保育を実施する。	認可保育所定員数(人)	4,305	4,530	児童 福祉課	
	127	保育所延長保育事業	多様化する保護者の勤務時間や通勤時間などに対応するために、認可保育所において11時間の開所時間を超えて保育を実施する。	施設数(園)	13	19		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	128	保育所乳児保育事業	認可保育所において、年度途中の乳児の入所需要に対応し、安定的な乳児保育を実施する。	施設数（園）	22	29	児童 福祉課	
	32	保育所特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2、3日程度、もしくは午前か午後において必要に応じて柔軟に利用できるサービスを認可保育所において実施する。	施設数（園）	4	7		4-1
	129	保育所障害児保育事業	保育に欠ける心身に障害のある児童を認可保育所に入園させ、健常児とともに統合保育を行うことにより、障害のある子どもの成長発達の促進を図る。	拠点施設数（園）	5	6		
	130	保育所一時保育事業	一時的に保育に欠ける児童や、保護者の育児疲れや急病により緊急に保育を必要とする児童を認可保育所で保育し、児童及びその家庭の福祉の増進を図る。	施設数（園）	6	7		
	33	病後児保育事業	病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関に付設した施設で一時的に預かる。	施設数（カ所）	1	2		4-1
	34	認可外保育施設への支援	認可保育所での保育の実施が困難な児童を受け入れている認可外保育施設に対して、運営経費の一部を助成することにより、市内の待機児童の解消を図る。	対象施設数	2	増加		4-1

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	131	産休明け保育需要への対応強化	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	受け入れ施設数（園）	5	増加	児童 福祉課	
	132	保育所休日保育事業	日曜日・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を認可保育所において実施する。	施設数（園）	0	4		
	133	保育所への通訳配置	外国籍園児の増加に伴い、認可保育所に通訳を配置することにより、園児及びその保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、外国籍園児家庭を支援する。	通訳配置	実施	継続		
	134	保育所への手話通訳派遣	手話通訳を必要とする認可保育所に対して通訳を派遣することにより、児童及びその保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、当該家庭を支援する。	手話通訳派遣	-	実施		
	35	保育所の育児休業明け予約事業	育児休業明けの養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、育児休業明けの保育の予約を可能とする。	受付実施	実施	継続		4-1
	135	保育所における自園調理の実施	衛生管理面、離乳食やアレルギー・体調不良児童の食事対応などを保障し、保育園児の食に対する興味を促進するため、認可保育所における自園調理の実施を維持する。	自園調理	実施	継続		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	136	保育所における食育推進	保育園給食において、野菜作り、クッキング、食事の楽しさ、食べ方、からだの仕組みなど食に関わるさまざまなことを体験する場を提供する。	-	実施	充実	児童 福祉課	
	137	保育所家庭支援推進 保育事業	日常生活における基本的な習慣や態度の涵養について、家庭環境など保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童の保育を認可保育所において実施する。	-	実施	継続		
	138	保育所充足率の緩和 (待機児童対策)	待機児童の解消に向けた認可保育所の受け入れ体制(施設数・定員数など)を整備する。	年間平均在所率(%)	106.64	下げる		
	139	保育所の整備(建替え)	老朽化した公立保育園を必要に応じて順次改築・建替える。	適切な対応	実施	実施		
	140	私立幼稚園運営費補助	私立幼稚園の運営費に対し補助を行い、幼稚園教育の振興を図る。	対象幼稚園	市内全私立 幼稚園	継続	教育 総務課	
	141	私立幼稚園教員研修 費補助	私立幼稚園の教員の研修に要する費用を補助し、教員の資質向上を図る。	対象幼稚園	市内全私立 幼稚園	継続		



任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(2) 子育て家庭への支援サービスの提供							
	142	児童の虐待防止対策	子どもの虐待の早期発見、早期対応、未然防止に向けて、関係機関が定期的に会議を開催するとともに、連携して「四日市子ども虐待防止ネットワーク事業」を実施する。	虐待が危惧される育児相談件数(件)	157	170	児童 福祉課	
	143	家庭児童相談室相談事業	子どもの健やかな成長を願い、家庭児童相談室にて、電話や面接で子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じる。	家庭児童相談室の相談件数(件)	2,150	2,500		
	144	子育て支援センター事業	橋北子育て支援センターをはじめ、保育園や医療機関に設置する子育て支援センターで地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育て支援センター事業箇所数(カ所)	9	11		
	145	保育所地域活動事業	公私立保育園でのあそぼう会を実施するなど、楽しんで子育てできるように相談や情報提供を行うほか、遊びの場や保護者同士の交流の場の提供を行う。	あそぼう会参加者数 (人)	41,317	45,000		
	146	幼稚園での子育て支援(あそび会)	幼稚園が主体となり、未就園児と保護者との遊び場や保護者同士の交流の場の提供をしたり、保護者の相談を受けるなどの子育てを支援する。	実施園数	全園	全園	指導課	
	147	市民活動団体が行う子育て支援活動	地域住民が主体となり、未就園の乳幼児が保護者と共に参加し、親子のかかわりを深め、育児不安を解消するためのさまざまな支援をする。	設置地区数(地区)	2	3		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	26	子育てサークルなどの活動支援	橋北子育て支援センターをはじめ、7カ所の子育て支援センターで、情報や場の提供を行い、子育てサークルやボランティアの活動を支援する。	子育てサークル・グループ数(団体)	50	増加	児童福祉課	3-2
	148	ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。	会員数(人)	517	817	女性課	
	28	すわ公園交流館での市民企画の支援	中心市街地の歴史的建造物や公園・周辺商店街を活用した子育て・音楽などの市民企画を支援する。(18年度から指定管理者制度導入予定)	企画数(回)	12 (8~3月)	40	商工課	3-2
	149	学童保育所における児童保育の支援	保護者の就労などにより放課後に留守家庭となる児童の保育事業を行う地域の運営委員会に対して補助などの支援を行う。	学童保育所の実利用児童数/月(人)	571	1,175	青少年育成指導室	
	150	子育て支援ショートステイ事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病・出産などで一時的に養育が困難になったときに、児童養護施設・乳児院(エスペランス四日市)において、24時間体制で児童を養育する。緊急保護が必要な母子については、母子生活支援施設(菜の花苑)において対応する。	年間延利用者数(人)	49	80	児童福祉課	

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	151	食育の推進	地域社会の中で、保育園と学校、保健センターなどの関係機関、地区市民センターとの連携・協力のもと、食を通して子どもや保護者を含めた地域社会の健康づくりや、食に対する意欲、関心、態度を育てる。	啓発活動・事業実施	-	推進	児童 福祉課 学校 教育課	
	152	子育て支援情報の提供（ホームページ）	楽しんで子育てできるよう、ニーズに合わせ保護者が主体的に情報が選択できるような市のホームページにて子育て支援情報の提供を行う。	更新回数/月（回）	1	1	児童 福祉課	
	153	子育て支援情報誌の更新	楽しんで子育てできるよう、子育て支援情報誌「子育てエンジョイブック」を更新する。	冊子の発行	-	発行		
（ 3 ） 障害児の療育などの充実								
	91	障害児・保護者訓練指導事業などの実施	健康増進センターやあけぼの学園にて、障害のある児童の言語及び理学などの訓練指導を行う。	年間訓練実施回数（回）	言語 1,338 理学 658(作業含む)	言語 1,535 理学 906(作業含む)	あけぼの学園	6-3
	92	おもちゃ図書館の運営	おもちゃを通して、心身に障害のある子どもの情緒や生活機能の発達を促進させる。	利用児童数（人）	4,425	8,000	児童 福祉課	6-3

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	93	障害児デイサービス 事業への支援	あけぼの学園療育部の児童デイサービス 事業(1日利用定員20名、おおむね0～ 3歳)に対する治療保育を行う。	利用日数(日)	2,283	2,400	あけぼ の学園 児童 福祉課	6-3
			障害児デイサービスの対象者を17歳 まで拡充し、障害児の日中活動・社会参加 の場が増え、より身近な施設でサービス の提供が受けられるよう、介護保険の通 所介護事業所などで実施する。	実施施設数(カ所)	17年度 新規	10	障害 福祉課	
	94	障害児機能強化事業 への支援	ボランティア団体が実施する障害児訓練 事業に対して助成することにより、本市 の障害のある子どもの機能強化の推進に 資する。	助成団体数(団体)	1	継続	あけぼ の学園	6-3
	(4) 家庭での生活が困難な児童(乳児を含む)の預かりと安心した生活の確保							
154	乳児院・児童養護施 設への支援	児童養護施設・乳児院「エスペランス四 日市」について、施設整備や専門的職員 配置などに対する助成を行い、運営協議 会を通して、子どもの処遇向上を促進す るとともに、円滑な運営を確保する。	運営協議会開催回数 (回)	3	3	児童 福祉課		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(5) 児童館活動の充実							
	155	児童館自主事業などの実施	児童館において、遊びを通じた仲間づくりを促進し、児童の健全育成を図る。	児童館利用者数(人)	40,665	44,000	児童 福祉課	
	156	移動児童館事業の実施	児童館のない地域に、児童館活動の出前を行い、遊びを通じた児童の健全育成を図る。	移動児童館実施回数 (回)	15	30		
	157	児童館施設・設備の整備	児童館施設の改修・整備を行う。	施設数(カ所)	4	4		
	158	児童館施設の管理運営・維持管理	児童館施設の管理運営・維持管理を行う。	施設数(カ所)	4	4		
	159	児童育成地域組織活動への支援	児童館において、保護者同士の仲間づくりを行ったり、保護者クラブをつくり地域とともに子どもの健やかな育ちを応援する。	組織数(団体)	1	4		
	160	遊びボランティア・バンク	市民からの児童向け行事への指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティア・バンク登録者との連携を図りながら、遊びボランティア・バンクとしての制度の維持・充実を図る。	登録者・団体数	51	60		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
母性並びに乳幼児などの健康及び育児への支援に努める	(1) 妊産婦の健康管理								
	36	母子健康手帳の交付	妊娠初期から交付し、健康診査、相談・教室の受講状況などを記録することを通して、健康管理意識を高め、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図る。	妊娠11週以下届出率 (%)	74.1	75.0	保健 センター	5-1	
	37	妊婦健康相談	喫煙・飲酒・SIDS予防を含めた妊娠中の生活指導及び相談を行うことにより、妊娠中が快適に過ごせ、産後の育児不安の予防を図る。	相談者数(人)	720	700		5-1	
	38	妊婦一般健康診査(前期・後期)事業	安全な分娩と健康な子の出生のため、医療機関に委託して健康診査を実施し健康管理体制を確立する。	受診率(%)	前期95.3 後期90.9	前期95.4 後期91.0		5-1	
	39	育児学級「パパママ教室」	妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性父性の保護育成、育児支援を行う。	実施回数(回)	12	12		5-1	
	40	プレママ栄養教室	妊娠前から栄養指導を行うことにより、健全な母性の育成を図る。	実施回数(回)	4	4		5-1	
	41	妊婦歯科教室(デンタルマタニティースクール)	妊産婦の特異性や健康管理、胎児の歯の形成・乳幼児の歯や口腔内についての理解、歯口清掃などの指導を行う。	実施回数(回)	12	12		5-1	
	42	電話相談(妊産婦)	妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	相談実施数(件)	60	70		5-1	

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	43	訪問指導（妊産婦）	妊娠・出産・育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	訪問実施数（件）	223	230	保健 センター	5-1
(2) 乳幼児の健康管理								
	44	乳児一般健康診査 （4か月・10か月児） 事業	発育発達等異常を早期に発見し、適切な措置を行うため、医療機関に委託して健康診査を実施し、健康管理体制を確立する。	受診率（％）	4か月 94.5 10か月 90.5	4か月 94.6 10か月 90.6	保健 センター	5-1
	45	1歳6か月児健康診査事業	疾病障害の早期発見・早期療育、日常生活指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築する。	受診率（％）	95.9	96.0		5-1
	46	3歳児健康診査事業	疾病障害の早期発見・早期療育、日常生活指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築する。	受診率（％）	89.6	90.0		5-1
	47	乳幼児食教室	乳幼児期から大人の食生活への移行にあたっての指導を通じて、健康的な食生活のあり方を啓発する。	実施回数（回）	24	24		5-1
	48	育児相談	乳幼児の発育発達支援及び保護者などへの育児支援を目的に、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行う。	相談実施数（件）	1,796	800		5-1

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	49	心理発達相談	乳幼児の心身の発達・保護者の育児不安などに対する継続指導を行い、必要なケースについては専門機関の紹介を行うことにより、乳幼児の健康増進、保護者への育児支援を図る。	相談実施数（件）	431	450	保健 センター	5-1
	50	親子教室「ラッコ」 「イルカ」	幼児の発達遅滞や保護者の育児不安が疑われるケースについて、定期的な集団指導を行うことにより、幼児の発達を促す適切なかわり方を保護者が学ぶ機会とするとともに、育児不安の解消を図る。	実施回数（回）	24	24		5-1
	51	電話相談（乳幼児等）	妊娠・出産、乳幼児の発育発達、育児に関する相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	相談実施数（件）	1,596	1,600		5-1
	52	訪問指導（乳幼児等）	妊娠・出産、乳幼児の発育発達、育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	訪問実施数（件）	740	750		5-1
	53	乳幼児の事故予防対策	乳幼児の事故の大部分は予防可能なものであるから、母子保健事業時に事故予防方法について情報提供、指導を行う。	実施している家庭の割合（％）	2.4	80.0		5-1
	54	幼児歯みがき教室 （歯ハハの教室）	幼児期の虫歯予防に関して甘味制限の必要性や歯磨きの大切さ及び習慣づけとなるよう指導を行い、乳歯・永久歯の健全な育成、保持を図る。	実施回数（回）	24	26		5-1

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	55	訪園歯みがき教室	園児・保護者に対して、健全な乳歯及び永久歯の育成や口腔衛生の向上を図る。	実施園数（園）	14	15	保健 センター	5-1
	56	親子ヘルシー料理教室	小学生と保護者に食材料の選び方や調理を通じて、食生活のあり方についての実習を行う。	実施回数（回）	23	24		5-1
	57	予防接種事業	感染症予防のために予防接種を行う。	麻疹1歳6か月までの接種率（％）	96.9	97.0		5-1
	58	結核予防事業	結核予防のためにBCG接種を行う。	接種率（％）	1歳まで 94.0	6か月まで 90.0		5-1
（3）育児支援								
	59	育児学級「ぴよぴよクラブ」	子どもを連れて気軽に集まれる場を提供し、子どもと触れ合い、親同士の情報交換、ネットワークづくりを支援するとともに育児情報の提供・育児相談を行い、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	12	12	保健 センター	5-1
	60	育児学級「わんぱくクラブ」	親子で気軽に遊べる場を提供し、親同士の情報交換、ネットワークづくりを支援するとともに育児情報の提供、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	16年度 新規	12		5-1

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	61	親子ふれあい教室 「コアラ」	発達に応じたふれ合い遊びを通じ、親子で楽しみ、日頃の育児に活かしてもらうことにより、育児を楽しみに転換させ、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	16年度 新規	12	保健 センター	5-1
	62	子育てネット0～6活動（子育て支援事業）及び地区などの依頼による育児相談・講話など	保育園・幼稚園・子育て支援センター・児童館・民生委員などの関係機関と連携し、身近な育児の交流の場において、育児支援を行い、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	実施回数（回）	89	100		5-1
家庭や地域の教育力を高め、家族や地域住民が青少年の自主性及び社会性を育てる社会になる	(1) 家庭教育の向上を支援する							
	161	家庭教育に関する学習の場の提供	幼稚園・小学校・中学校の各PTAによる企画・実施で家庭教育講座の開催を行う。	家庭教育講座の年間のべ受講者数（人）	13,813	現状維持	青少年 育成指 導室	
	162	家庭教育に関する市民啓発の実施	家庭教育に関してケーブルテレビを活用した啓発を行う。	家庭教育啓発CMの年間のべ放送回数（回）	17年度 新規	-		
	163	家庭教育に関する学習資料の配付	「乳幼児」・「小学生(低学年～中学年)」・「小学生(高学年)～中学生」の各成長段階に応じた家庭教育手帳の配付を行う。	家庭教育手帳の配付数 (冊)	10,215	継続		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(2) 地域の青少年育成活動を促進する							
	164	グループ体験活動の促進	市民による企画・実施で青少年の自主性・社会性などを育てるグループ体験活動講座の開催などを行う。	青少年グループ体験活動講座の年間のべ受講者数(人)	17年度 新規	-	青少年 育成指 導室	
	165	青年指導者の育成・支援	子ども会などで年少者を指導する青年を養成するジュニアリーダー養成講習会の開催を行う。	ジュニアリーダー養成講習会の実受講者数(人)	69	現状維持		
	166	地域青少年育成活動の促進	地域で子どもの育成活動を行う子ども会育成者等の支援、地域活動等を促進する青少年育成市民会議の支援などを行う。	子ども会の児童加入率(%)	81.3	現状維持		
	167	青少年関係団体指導者・育成者の育成・支援	青少年関係団体などの指導者・育成者研修会の開催を行う。青少年指導者・育成者研修事業	青少年関係団体指導者・育成者研修会参加者数(人)	16	増加		
	168	地域青少年育成環境づくりの促進	地域の子ども広場整備費の補助、「こどもをまもるいえ」設置の促進などを行う。	子ども広場の箇所数(カ所)	212	継続		
	169	少年自然の家主催事業の充実	施設の主催で、家庭・地域・学校の教育活動を補完する、野外活動を中心とした体験活動を青少年に提供する。	少年自然の家主催事業の参加者アンケート結果における満足度(%)	94	現状維持	少年自 然の家	
	170	少年自然の家受入れ事業の充実	施設で団体を受け入れ、青少年に野外活動を中心とした活動プログラムの提供や指導及び活動の場を提供する。	少年自然の家受入れ事業の利用者アンケート結果における満足度(%)	84	増加		

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(3) 青少年の非行防止・立ち直りを支援する							
	171	補導員による補導・指導の実施	中央補導員や地区補導員による補導活動などを行う。	中央補導員による年間のべ補導件数(件)	733	継続	青少年 育成指 導室	
	172	青少年相談員による相談・指導の実施	青少年相談員による相談活動などを行う。	青少年相談員による年間のべ相談件数(件)	387	継続		
	173	関係専門機関の連携	問題行動などのある青少年に関して連携して対応する生徒指導定例会の開催などを行う。	生徒指導定例会の年間のべ開催回数(回)	12	継続		
	174	子どもと若者の居場所づくりの実施	青少年の非行防止・立ち直りの支援として青少年の居場所の設置を行う。	子どもと若者の居場所の年間のべ利用者数(人)	16年度から本格実施	-		



8. 子どもが、豊かな心と健やかな体で、様々な体験をできるまち

行動目標8-1 市民の芸術・文化活動が高まる

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲	
市民が芸術・文化活動を行えるようにする	(1) 芸術・文化を鑑賞する機会を提供する								
	175	こども芸術劇場開催委託事業	こどもが芸術・文化に親しめる場を提供する。	体験人数(人)	1,066	2,000	市民文化課		
	28	すわ公園交流館での市民企画の支援	中心市街地の歴史的建造物や公園・周辺商店街を活用した子育て・音楽などの市民企画を支援する。(18年度から指定管理者制度導入予定)	企画数(回)	12 (8~3月)	40	商工課	3-2	
郷土の歴史や自然に対する知識や理解を深め、郷土を大切にす る心や科学する心を育み、よりよ いまちづくりや未来を考える場を 提供する	(1) 展示・投映事業の実施								
	176	展覧会の開催	地域の歴史や文化財、芸術に関する展示や、地域にとらわれない広い視野に立つての展示を行う。	観覧者数(人)	53,162	55,000	博物館		
	177	プラネタリウム季節番組の投映	多彩な番組構成で幅広い層に対応した投映を行う。	観覧者数(人)	22,607	25,000			

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
	(2) 教育普及の活動							
	178	プラネタリウム学習 投映の実施	学校教育のカリキュラムに合わせた内容 などにより、学校、園の団体投映を行う。	観覧校数(校数)	164	200	博物館	
	179	学習支援展示の実施	学校教育のカリキュラムに合わせた内容 などにより、体験型の展示を行う。	観覧者数(人)	19,813	22,000		
	180	博物館・天文教室の 開催	子ども達の歴史や天文に対する興味を引 き出す工夫を凝らした教室を行う。	参加者数(人)	615	720		
	181	移動天文車観望会の 実施	市民や学校の要請に応じて出動し、天体 観望会を行う。	参加者数(人)	3,721	7,000		

行動目標 8-2 市民が生涯を通じて学習、スポーツ活動に取り組める

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
市民が主体 となってまちづくりに 参画していくためライフ ステージに応じた生涯学習活動 を支援する	(1) 体系的、計画的な生涯学習行政の推進							
	182	子ども読書活動推進 事業	子どもの読書活動推進計画の進捗状況について意見を聴くため推進会議を実施する。	子どもの読書活動推進 会議の会議開催回数 (回)	17年度 新規	2	社会 教育課	
	183	勤労青少年ホーム事 業	勤労者を含む青少年の主体的活動を支援する。(19年度から指定管理者制度導入予定)	登録者数(人)	26,399	27,000	商工課	
市民が体力 や年齢、目的に応じて スポーツに親しむこと ができるようにする	(1) 生涯スポーツの普及・振興							
	184	総合型地域スポーツ クラブの設立	生涯に亘りスポーツに親しめるよう、概ね1中学校区に1クラブの設立を図る。	総合型地域スポーツク ラブ設立箇所数(カ所)	0	6	スポー ツ 課	
	185	スポーツ教室の開催	各種教室を企画し、生涯スポーツの振興を図る。	スポーツ教室参加者数 (人)	1,455	2,000		
	186	スポーツ少年団活動 の促進	青少年の育成を図るとともにスポーツの普及に努める。	スポーツ少年団登録者 数(人)	2,591	3,000		
	(2) 児童・生徒の健康・体力の向上							
151	食育の推進	地域社会の中で、保育園と学校、保健センターなどの関係機関、地区市民センターとの連携・協力のもと、食を通して子どもや保護者を含めた地域社会の健康づくりや、食に対する意欲、関心、態度を育てる。	啓発活動・事業実施	-	推進	児童 福祉課 学校 教育課	7-2	

任務	No.	事業・取り組み名	概要	指標	平成 15年度 〔実績〕	21年度 〔目標〕	所属	再掲
市民の多様な学習要望に応じ、使い易く居心地の良い図書館を目指す	(1) 図書館のサービス業務の円滑推進							
	187	自動車文庫による全域サービスの充実	図書館から遠く離れている地域の方などのために、自動車文庫を巡回し、本を貸し出す。	満15歳以下市民一人当たりの児童図書貸出冊数(冊)	6.93	10.00	図書館	
	(2) 文化事業の充実							
	188	児童向け講座などの充実	幼児期より絵本に親しみ、読書好きな児童を育てるため、絵本の読み聞かせなどを開催する。	児童向け講座などの年間開催回数(回)	15	17	図書館	
視聴覚に関する事業を通じて市民の文化活動を推進する	(1) 視聴覚センター事業							
	189	「親と子の映画会」の開催	映画を通して子どもが芸術文化に親しめる場を提供する。	アンケートによる満足度(%)	95	98	教育センター	

資料編

- (1) 四日市市における推進体制
- (2) 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会
 - 検討委員会委員名簿
 - 検討委員会開催経過
 - 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会設置要綱
- (3) 四日市市次世代育成支援対策行動計画推進本部設置要綱
- (4) 特定14事業について

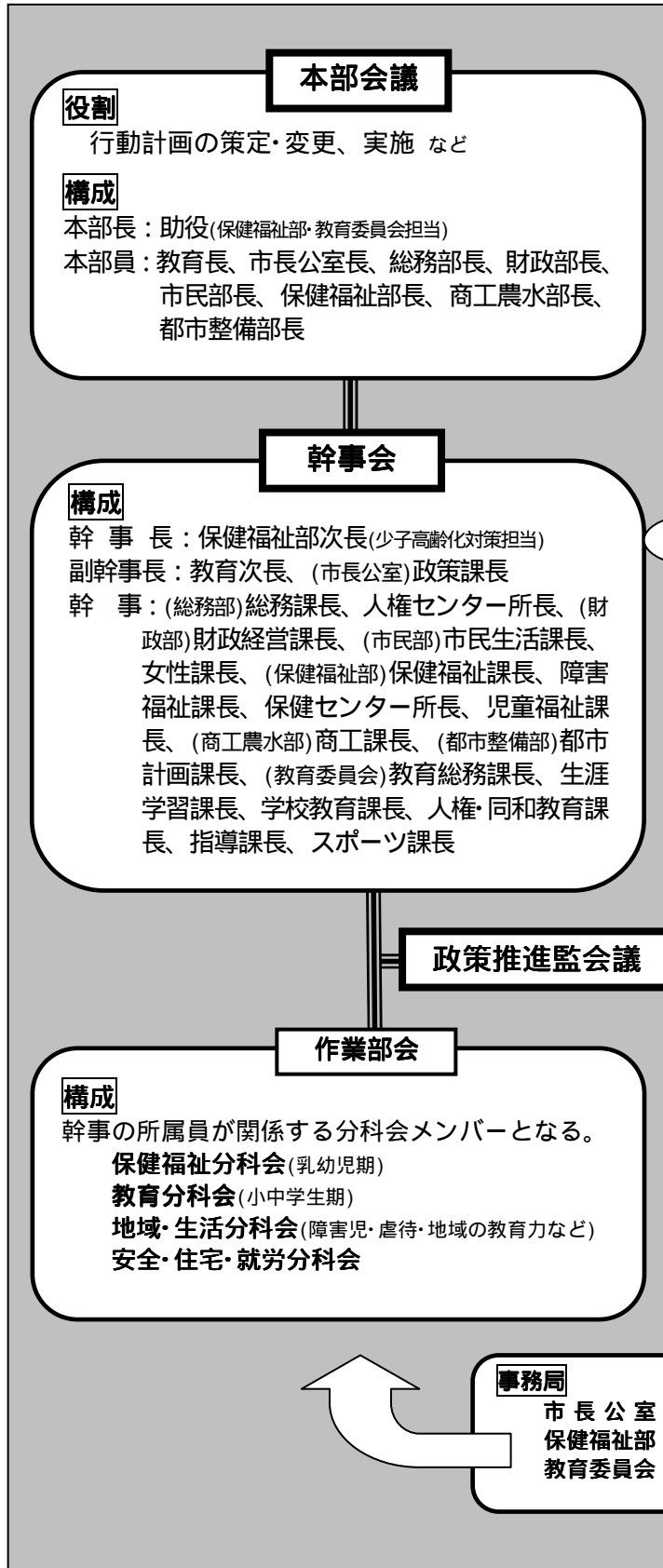


(1) 四日市市における推進体制 (平成 16 年度)

庁内体制

行動計画推進本部

行動計画検討委員会



役割

行動計画の策定案に関する意見など

構成

- ・学識経験者
- ・市民公募
- ・保育園保護者会代表
- ・子育て市民団体関係者
- ・PTA代表
- ・育成会代表
- ・民生委員・児童委員代表
- ・市社会福祉協議会代表
- ・事業主代表
- ・母子保健連絡協議会代表

推進本部

付議内容に応じて本部長・幹事等が出席対応

意見

反映

付議

素案

付議事項

- ・施策・実態に関する課題の意見
- ・主要課題(素案)に対する意見
- ・計画骨子(素案)に対する意見
- ・サービス目標値(素案)に対する意見
- ・施策の取り組み方針(素案)に対する意見
- ・計画書(素案)に対する意見 など

パブリックコメントの取り組み

- ・行動計画検討委員会での意見
- ・関係団体懇談会での意見
- ・広報紙での意見募集
- ・ホームページでの意見募集 など

(2) 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会

検討委員会委員名簿

委員長、副委員長

	氏名	選出団体等
学識経験者	なかにし かとこ 中西 智子	三重大学教育学部 教授
公募委員	かとう みどり 加藤 緑	
公募委員	まつおか えりこ 松岡 江利子	
保育園保護者会代表	たにぐち あやこ 谷口 綾子	四日市市立保育園連合保護者会 副会長
子育て市民団体関係者	いけだ みつこ 池田 光子	子育て広場 ドロップ in 事務局次長
P T A 代表	かわぐち ゆたか 川口 豊	四日市市 P T A 連絡協議会 会長
育成会代表	もり さきこ 森 佐季子	四日市市子ども会育成者連絡協議会 理事
民生委員・児童委員代表	いしだ しずよ 石田 静代	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
主任児童委員代表 ()	たに とみこ 潤 富子	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 副部長
	いちかわ ちづこ 市川 千鶴子	主任児童委員部会 地域代表
社会福祉協議会代表	まつもと みつお 松本 光雄	四日市市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
事業主代表	ふじわら かずお 藤原 和夫	四日市商工会議所労働問題対策委員会 委員長
母子保健連絡協議会代表	むらせ ちさと 邨瀬 千里	四日市市母子保健連絡協議会 会長

(敬称略、順不同)

民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選による交代 (H16.12.1)

検討委員会開催経過

	日 時	内 容
第 1 回	H16.7.27 (火)	1. 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会委員 委嘱状交付 2. 市長あいさつ 3. 委員長・副委員長選出 4. 委員長あいさつ 5. 議事 (1) 行動計画について (2) 今後のスケジュールについて (3) ニーズ調査「子育てについてのアンケート」結果報告書 について (4) 各委員より自己紹介を兼ねて、それぞれの視点や立場から、 現状や課題等の意見交換 (5) その他
第 2 回	H16.8.31 (火)	1. 行動計画の骨子(事務局案)について 2. テーマ「就学前児童の5年後、10年後」について 3. 意見交換 4. その他
第 3 回	H16.10.5 (火)	1. 行動計画の骨子(事務局案)について 2. 特定14事業に係る目標事業量の報告値について 3. テーマ「小中学生の今後」について 4. 意見交換 5. その他
第 4 回	H16.11.9 (火)	1. 児童福祉・学校教育施策に関する意見交換 2. 次世代育成戦略プラン(中間報告素案)について 3. その他
第 5 回	H17.1.14 (金)	1. 「検討委員会」からの提言について 2. 次世代育成戦略プラン(素案)について 3. その他
第 6 回	H17.3.3 (木)	1. 「検討委員会」からの提言について 2. 今までに出された意見等について 3. 次世代育成戦略プラン(案)について 4. その他



四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく四日市市次世代育成支援対策行動計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、本市の取り組むべき施策の方向や手法について広く意見を求め、計画に反映させるため、四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行動計画の策定に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。なお、公募委員の選考にかかる要領は、別に定める。
- 3 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。
- 4 公職の故をもって委員となった者は、任期中であってもその職を離れたとき、委員の職を失う。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。なお、個人及び事業者等に関する情報については、委員の意見により部分的に非公開とすることができる。

- 2 会議を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室政策課、保健福祉部児童福祉課及び教育委員会教育総務課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

別表

委員の構成表

1	学識経験者
2	公募委員
3	公募委員
4	保育園保護者会代表
5	子育て市民団体関係者
6	P T A 代表
7	育成会代表
8	民生委員・児童委員代表
9	主任児童委員代表
10	四日市市社会福祉協議会代表
11	事業主代表
12	母子保健連絡協議会代表

(3) 四日市市次世代育成支援対策行動計画 推進本部設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び実施等に関して総合的かつ効果的に推進するため、四日市市次世代育成支援対策行動計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
(1) 行動計画の策定及び変更並びに公表に関すること。
(2) 行動計画の実施状況の点検及び公表に関すること。
(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。
2 本部長及び本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
3 本部長は、推進本部を代表し、会議の招集及び主宰を行う。
4 本部長は、必要があると認める場合、本部員以外の者を会議に参加させることができる。

(幹事会)

第4条 所掌事務を円滑に処理するため、推進本部に幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
4 幹事長は、幹事会を代表し、会議の招集及び主宰を行い、副幹事長は、幹事長の補佐又は代理を行う。
5 幹事長は、必要があると認める場合は、幹事以外の者を会議に参加させることができる。
6 幹事長は、必要に応じて幹事会に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第5条 事務局は、市長公室政策課及び保健福祉部児童福祉課並びに教育委員会教育総務課が当たる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

別表 1

本部長	保健福祉部及び教育委員会を担当する助役
本部員	教育長 市長公室長 総務部長 財政部長 市民部長 保健福祉部長 商工農水部長 都市整備部長

別表 2

幹事長	保健福祉部次長（少子高齢化対策担当）
副幹事長	市長公室参事兼政策課長 教育次長（学校教育担当） 教育次長（生涯学習担当）
幹事	総務課長 人権センター所長 財政経営課長 市民生活課長 女性課長 保健福祉課長 障害福祉課長 保健センター所長 児童福祉課長 商工課長 都市計画課長 教育総務課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権・同和教育課長 指導課長 スポーツ課長

(4) 特定14事業について

以下の14種類の事業は、国からあらかじめ示された事業で、国への目標事業量の報告が必須となっています。

通常保育事業

【概要】 保護者の労働または疾病などにより、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わって認可保育所で保育を実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
認可保育所定員数(人)	4,305 (旧楠町分130を含む)	4,530	126	101

延長保育事業

【概要】 通常保育の開所時間(11時間)を超えて保育を実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数(園)	13 (旧楠町分1を含む)	19	127	101

旧楠町での開所時間は、従来17:30まででしたが、合併により18:00までとなりました。

夜間保育事業

【概要】 夜間(基本的には11:00~22:00)に認可保育所で保育を実施する。

ニーズ調査の結果から判断し、実施しない。

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

【概要】 保護者の仕事等により恒常的に帰宅が夜間に及ぶため、児童に対する生活指導、家事等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等に通所させ、保護者が帰宅するまでの間、生活指導、夕食などの提供を行う。

ニーズ調査の結果から判断し、実施しない。

休日保育事業

【概要】 日曜日・祝日といった、休日の保育を認可保育所において実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（園）	0	4	132	103

放課後児童健全育成事業

【概要】 保護者の就労などにより、放課後に留守家庭となる児童の保育事業を行う地域の運営委員会に対して補助などの支援を行う。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
学童保育所の実利用 児童数 / 月（人）	571 （旧楠町分 12 を含む）	1,175	149	106

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 派遣型

【概要】 病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、児童の自宅等で一時的に預かる。

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 施設型 に対応する。

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 施設型

【概要】 病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関に付設した施設で一時的に預かる。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（カ所）	1 （旧楠町では実績なし）	2	33	83

子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】 児童を養育している家庭の保護者が疾病・出産などで一時的に養育が困難になったときに、児童福祉施設等において、24 時間体制で児童を養育する。緊急保護が必要な母子については、母子生活支援施設において対応する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
年間延利用者数（人）	49 （旧楠町では実績なし）	80	150	106

一時保育事業

【概要】 一時的に保育に欠ける児童や、保護者の育児疲れや急病により緊急に保育を必要とする児童を認可保育所で保育する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（園）	6 （旧楠町分 2 を含む）	7	130	102

特定保育事業

【概要】 3 歳未満児を対象に週に 2、3 日程度、もしくは午前か午後において必要に応じて柔軟に利用できるサービスを認可保育所において実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（園）	4 （旧楠町では実績なし）	7	32	83

ファミリー・サポート・センター事業

【概要】 地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
会員数（人）	517 （旧楠町では実績なし）	817	148	106

地域子育て支援センター事業

【概要】 保育園や医療機関に設置する子育て支援センターで、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
子育て支援センター事業箇所数（カ所）	9 （旧楠町分2を含む）	11	144	105

旧楠町において実施していた子育て支援事業については、新四日市市における「あそぼう会」に変わります。

つどいの広場事業

【概要】 主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽につどえる場所を身近な地域内につくるもの。

地域子育て支援センター事業の拡充により対応

ここで掲げる指標や目標値は、本計画で掲げているものです。そのため、事業によっては、国に報告したものとは異なった指標や目標値を使用しています。



四日市市次世代育成支援対策行動計画（平成 17～21 年度）

四日市市次世代育成戦略プラン

平成 17 年 3 月

四日市市保健福祉部児童福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電話 0593-54-8173

FAX 0593-57-5260

ホームページ <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/>

メールアドレス jidoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp

この冊子のイラストは、三重大学卒業生の関恭子さんにご協力いただきました。

（この冊子は、環境保護のため再生紙を使用しています）

四日市市次世代育成戦略プラン
(平成17～21年度)

平成17年3月 四日市市